令和８年度　田代中学校

バリアフリー化ほか改修工事

図　面　リ　ス　ト

図面番号	図　面　名　称	縮　　尺	図面番号	図　面　名　称	縮　　尺
A-01	表紙・図面リスト		E-01	特記仕様書（電気設備）	
A-02	工事概要　案内図		E-02	渡廊下部分改修前図面	S=1/100　1/50　1/20
A-03	改修前１階平面図	S=1/150	E-03	渡廊下部分改修後図面	S=1/100　1/50　1/20
A-04	改修後１階平面図	S=1/150	E-04	分電盤結線図	
A-05	（玄関ホール部分）平面詳細図　断面詳細図	S=1/50　1/30	E-05	電灯設備（電灯幹線），動力設備（動力幹線）配線図	S=1/200　1/100
A-06	（東廊下部分）　平面詳細図　断面詳細図　基礎詳細図	S=1/50　1/30　1/10	E-06	電気設備（電灯分岐・コンセント分岐）	S=1/200　1/100
A-07	（西廊下部分）　平面詳細図　断面詳細図　基礎詳細図	S=1/50　1/30　1/10	M-01	特記仕様書（機械設備）	
A-08	（渡廊下部分）　平面詳細図　断面詳細図	S=1/50　1/30	M-02	機械設備　機器表　器具表　凡例	S=1/200　1/100
A-09	渡廊下部分改修前図面	S=1/100　1/50　1/20	M-03	空調換気設備図	S=1/200　1/100
A-10	渡廊下部分改修後図面	S=1/100　1/50　1/20	M-04	空調換気設備図（自動制御図）	S=1/200　1/100
A-11	（特別教室棟東側）平面詳細図　断面詳細図	S=1/50　1/30	M-05	給排水衛生設備図	S=1/200　1/100
A-12	（特別教室棟西側）平面詳細図　断面詳細図	S=1/50　1/30			
A-13	建具キープラン　建具表	S=1/200 1/50			
A-14	（改修前特別支援教室）　平面詳細図　断面詳細図　展開図　建具表	S=1/50　1/30			
A-15	（改修後特別支援教室）　平面詳細図　断面詳細図　展開図　建具表	S=1/50　1/30			

変更事項

検　図	担　当	製　図

株式会社　遊心設計
一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号）
管理建築士登録番号１級建築士第200075号　蜷川洋幸
鹿児島県霧島市川東町7048-38　PHONE (代) 0994-40-2782

工事名	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事
図　名	表紙・図面リスト
縮　尺	DATE

図面番号　A-01

工事概要

工事名称	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事	工事種目	増築工事	敷地面積	1,6592.33㎡	軒高さ	７，６０　ｍ
工事場所	鹿児島県肝属郡錦江町田代麓５６２４番地	構造・階数	鉄筋コンクリート造　２階建て	建築面積		最高高さ	８，１２５ｍ
主要用途	中学校	前面道路	道路幅員　約　ｍ	延べ床面積			

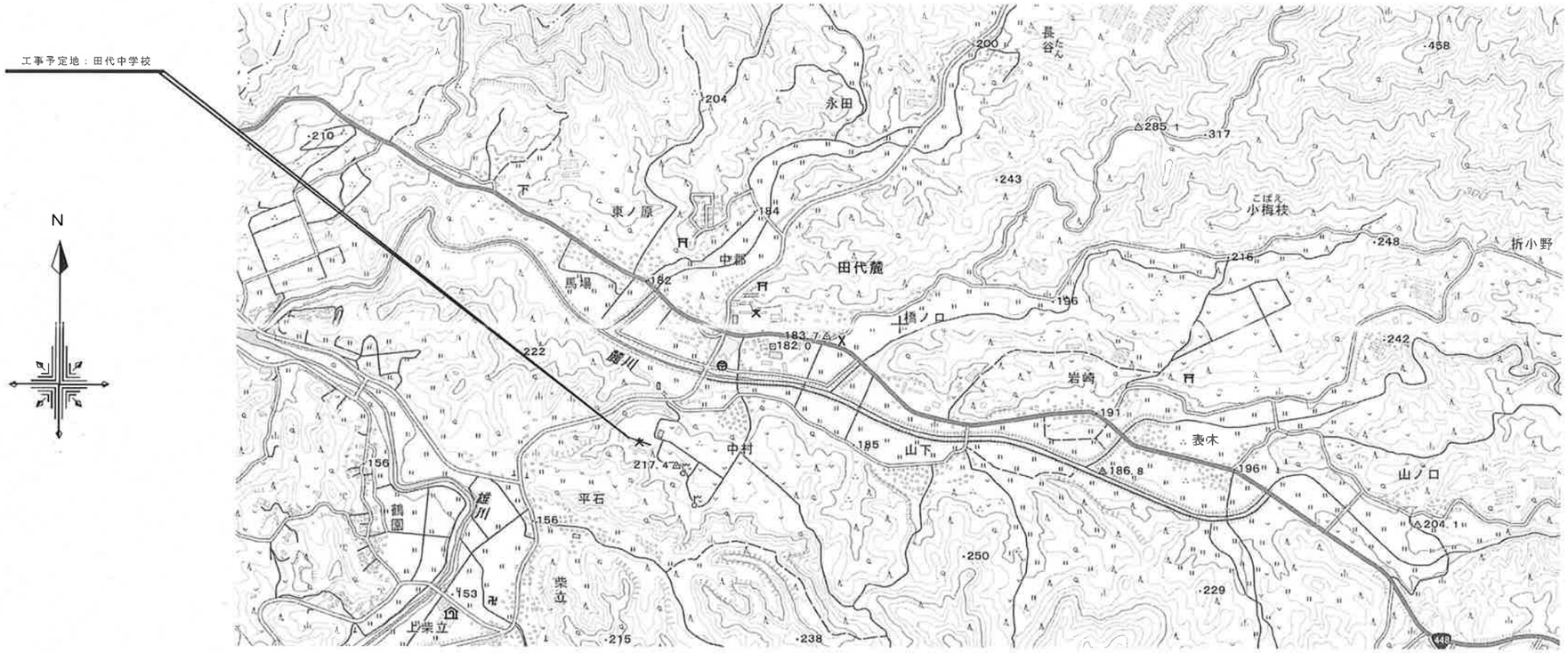

付近見取図

変更事項	検図	担当	製図	株式会社　遊心設計	工事名	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事	図面番号
				一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号） 管理建築士登録番号１級建築士第200075号　蝶川洋幸 鹿児島県鹿屋市川東町7048-38　PHONE (代) 0994-40-2762	図名	工事概要　案内図	A-02
					縮尺	DATE	

改修前1階平面図 S=1/150

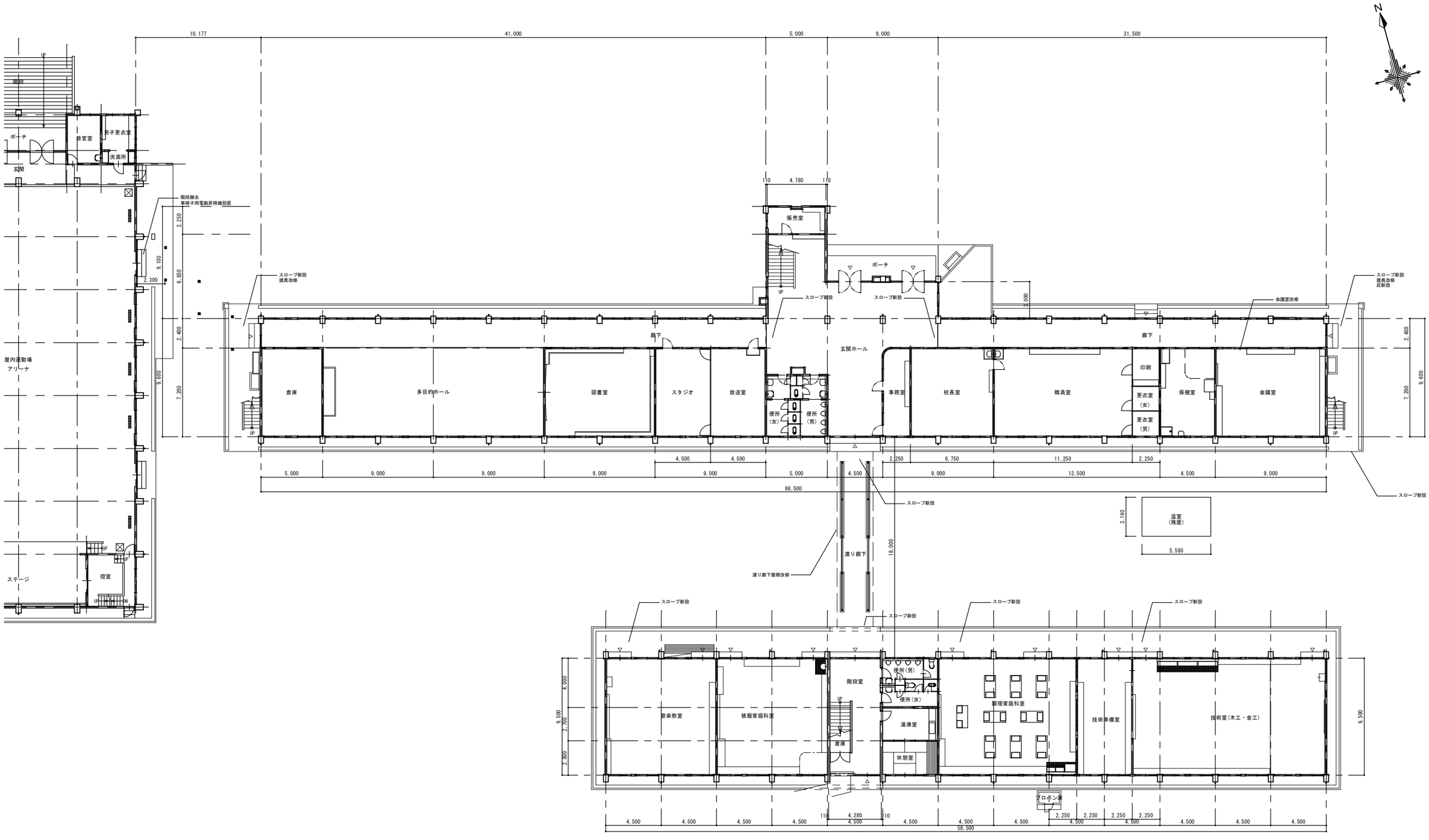

変更事項	検図	担当	製図	株式会社 遊心設計	工事名	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事	図面番号
				一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号） 管理建築士登録番号１級建築士第200075号 蛯川洋幸 鹿児島県鹿屋市川東町7048-38 PHONE (代) 0994-40-2782	図名	改修前１階平面図	A-03
					縮尺	S=1/150	DATE

改修後1階平面図 S=1/150

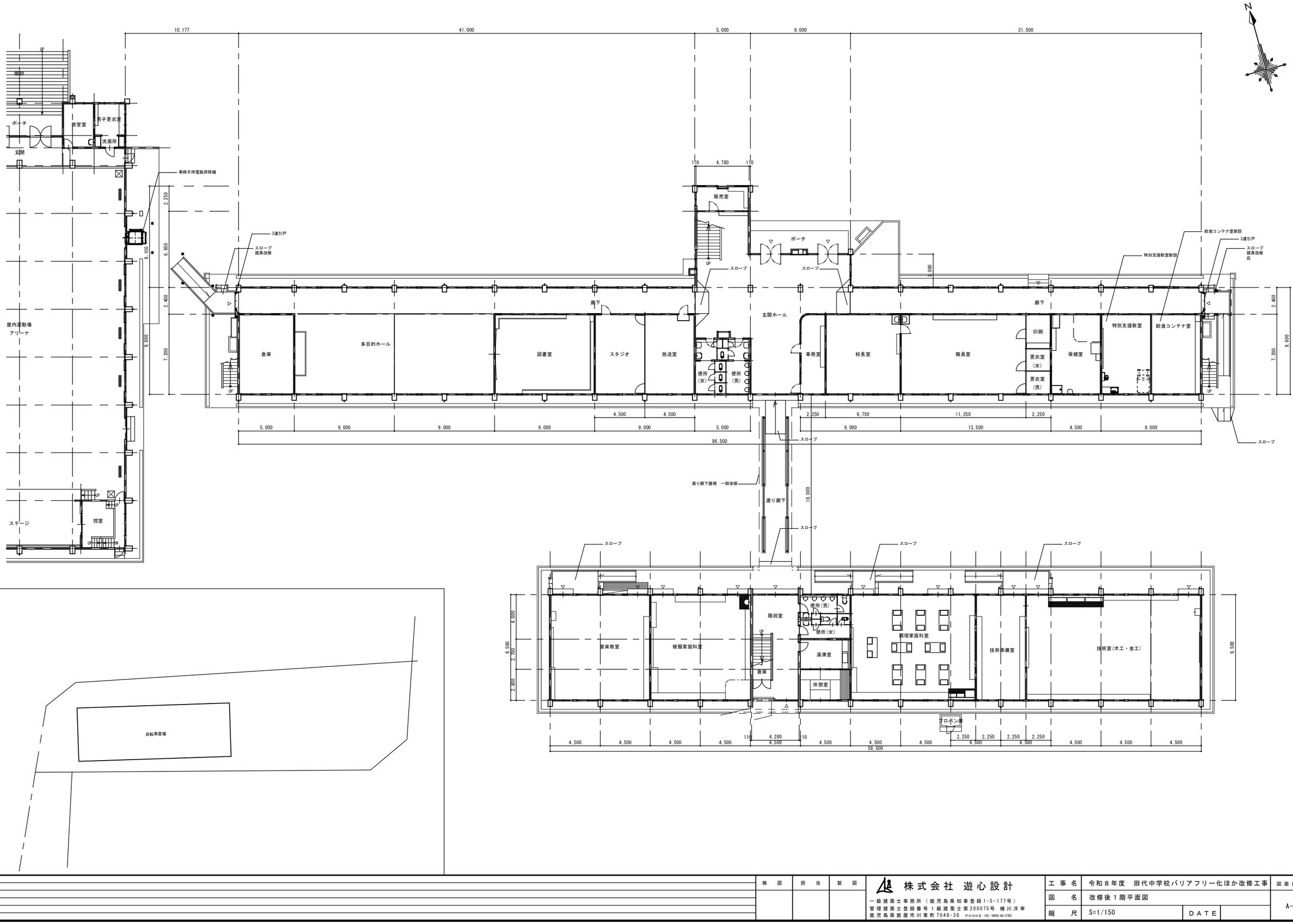

変更事項	検図	担当	製図	株式会社 遊心設計	工事名	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事	図面番号
				一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号） 管理建築士登録番号１級建築士第200075号 蛯川洋幸 鹿児島県鹿屋市川東町7048-38 PHONE (代) 0994-40-2782	図名	改修後１階平面図	A-04
					縮尺	S=1/150	DATE

玄関ホール

平面詳細図　S=1/50

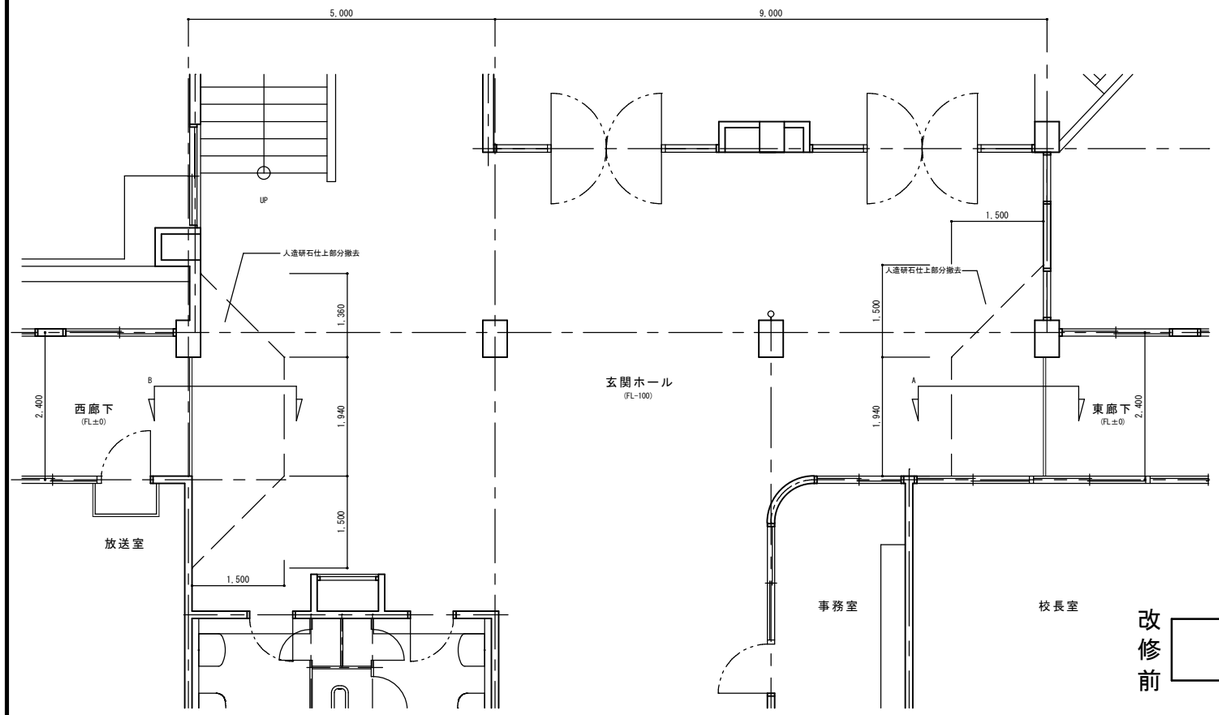

改修前

改修後

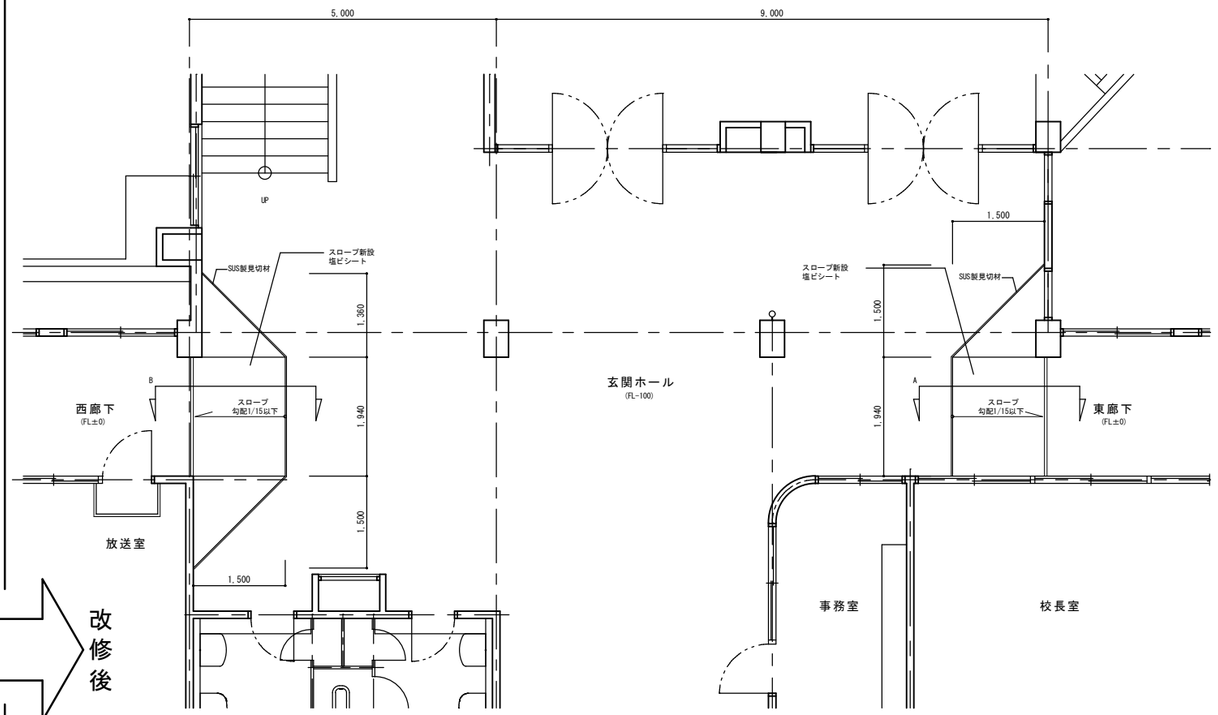

断面詳細図　S=1/30

A断面

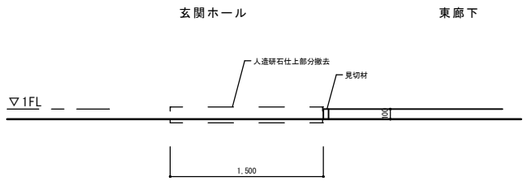

B断面

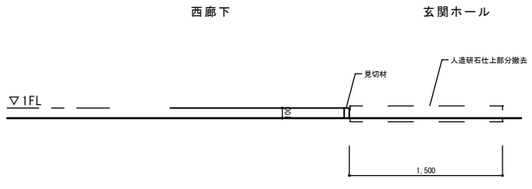

改修前

改修後

A断面

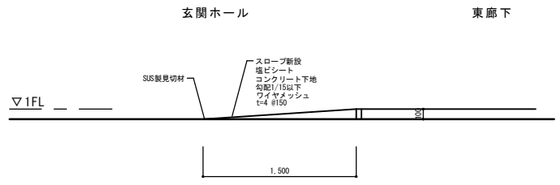

B断面

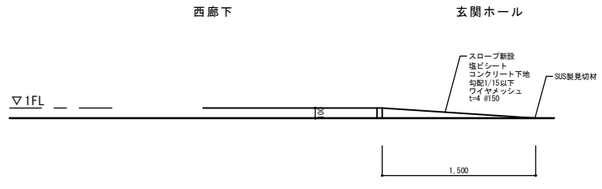

変更事項		検図	担当	製図	株式会社 遊心設計 一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号） 管理建築士登録番号1級建築士第200075号 蜷川洋幸 鹿児島県鹿屋市川東町7048-38 PHONE (代) 0994-40-2782	工事名	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事	図面番号
						図名	（玄関ホール部分）平面詳細図　断面詳細図	A-05
						縮尺	S=1/50　1/30	DATE

東廊下

平面詳細図　S=1/50

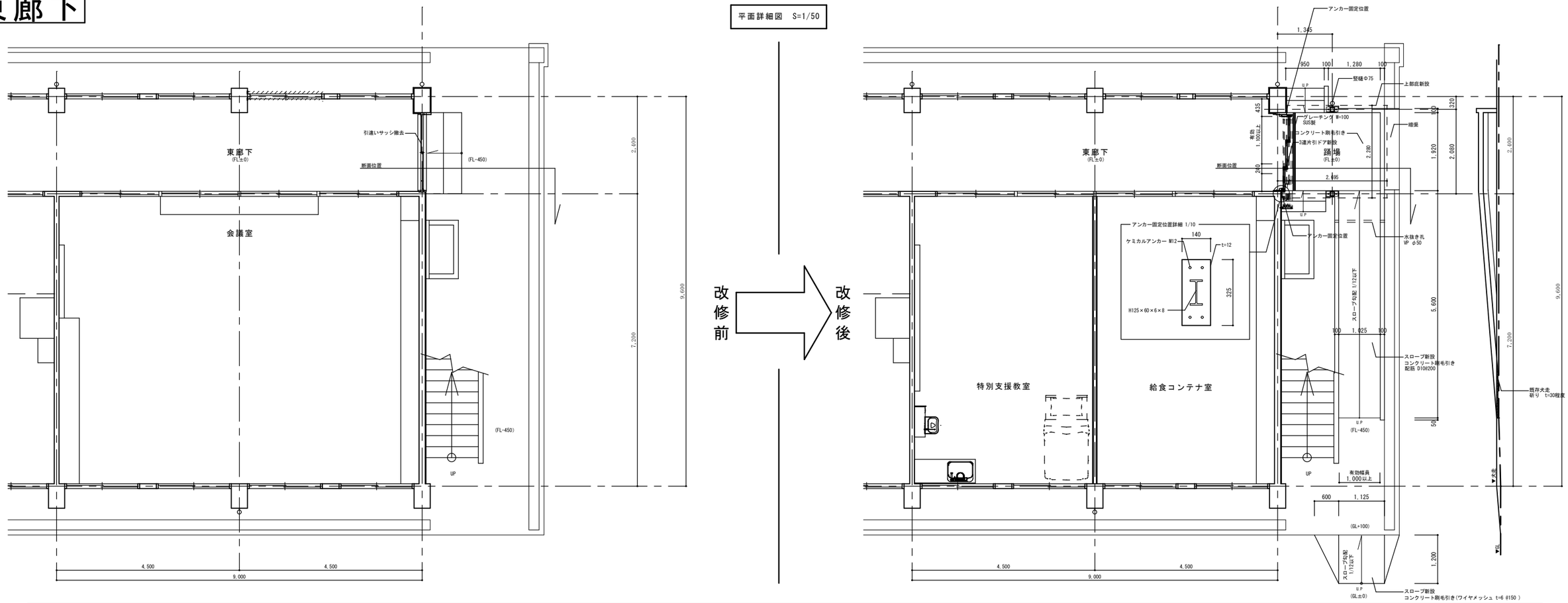

断面詳細図　S=1/30

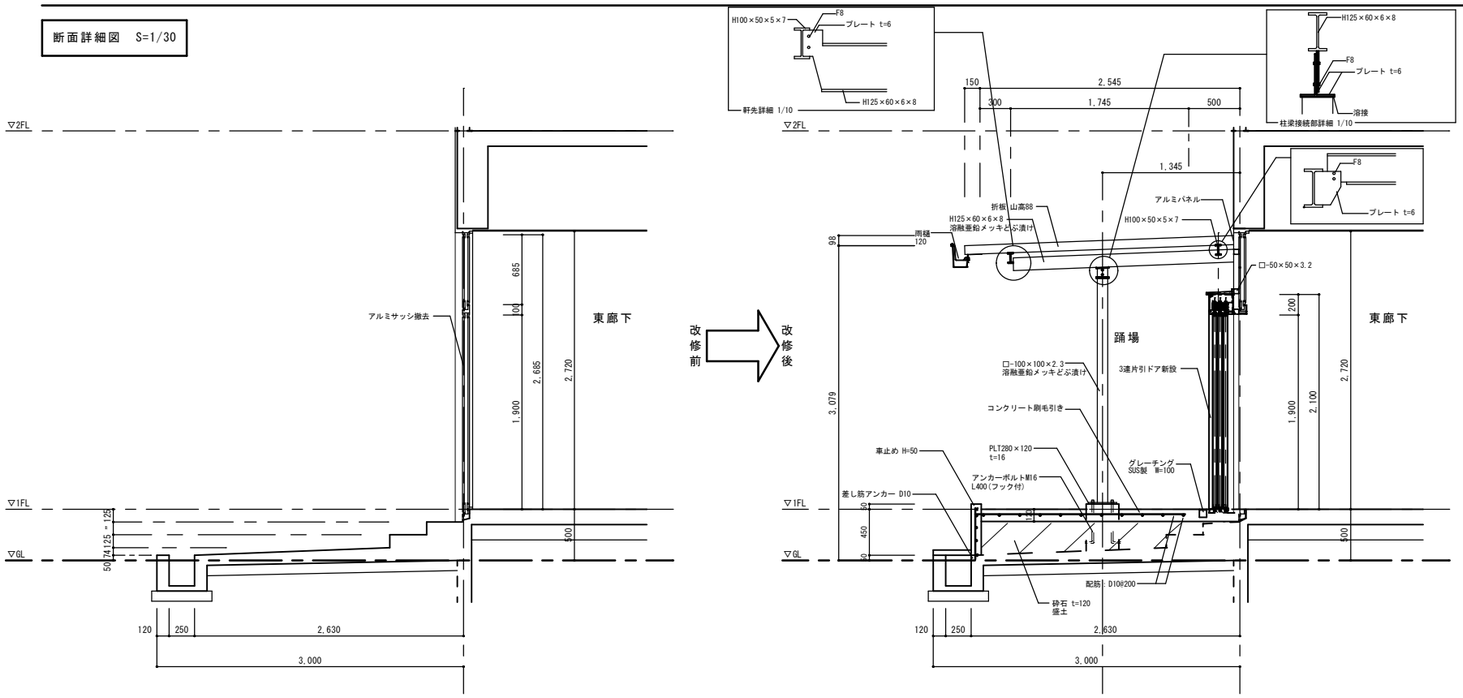

基礎詳細図　S=1/10

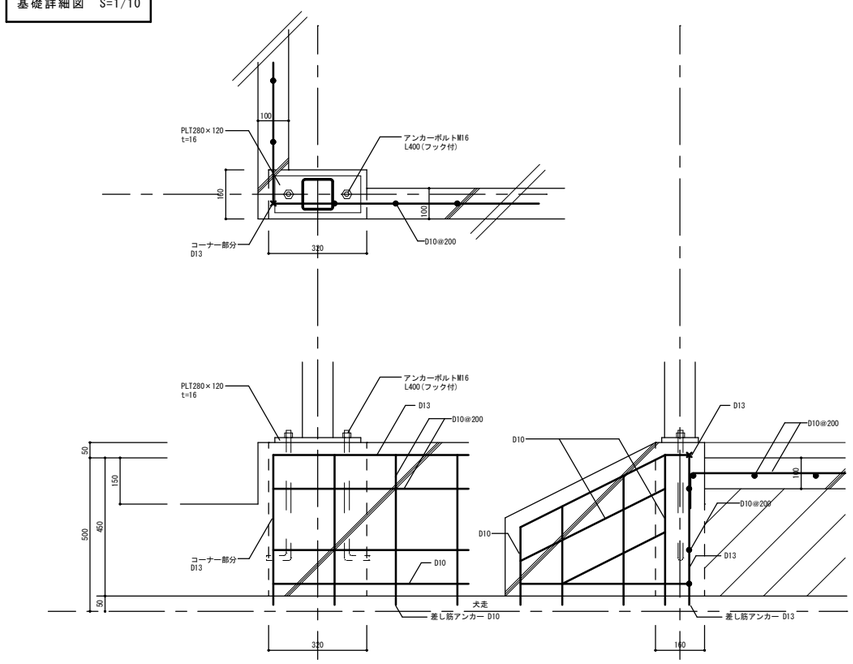

変更事項		検図	担当	製図	株式会社 遊心設計	工事名	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事	図面番号
					一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号） 管理建築士登録番号１級建築士第200075号　蜷川洋幸 鹿児島県鹿屋市川東町7048-38　PHONE (代) 0994-40-2782	図名	（東廊下部分）平面詳細図　断面詳細図　基礎詳細図	A-06
						縮尺	S=1/50　1/30　1/10　DATE	

西廊下

平面詳細図　S=1/50

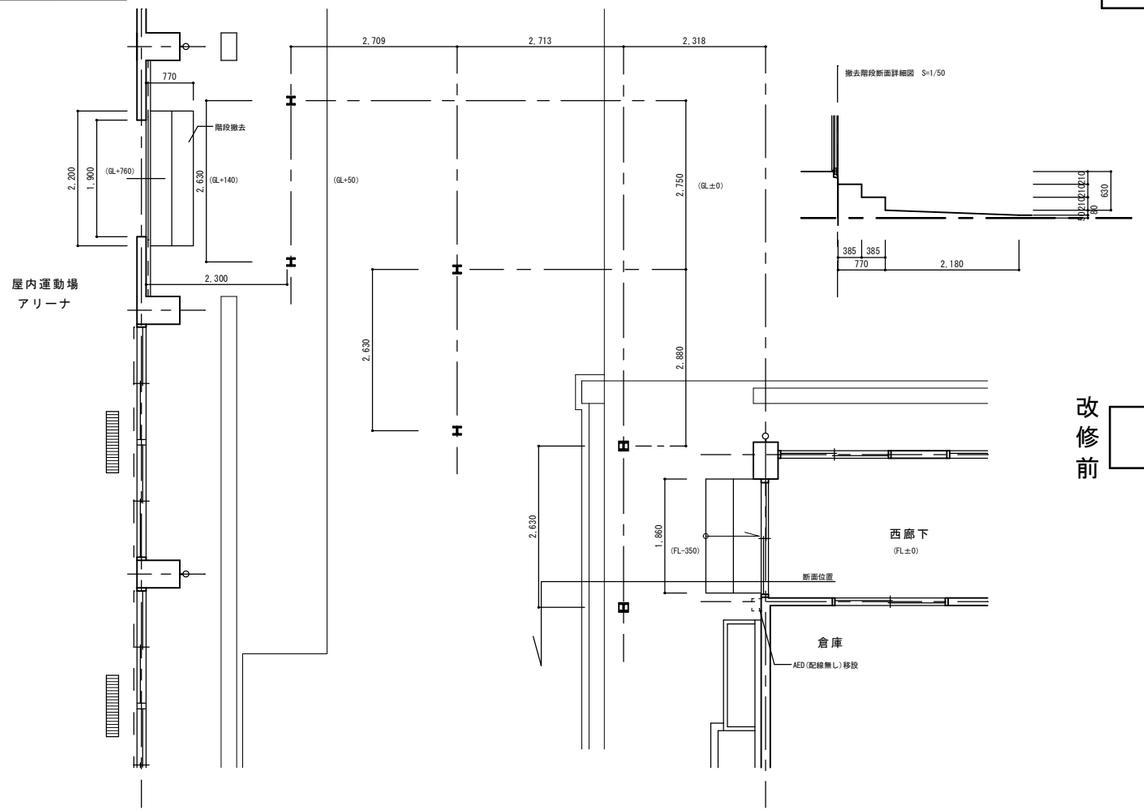

改修前 → 改修後

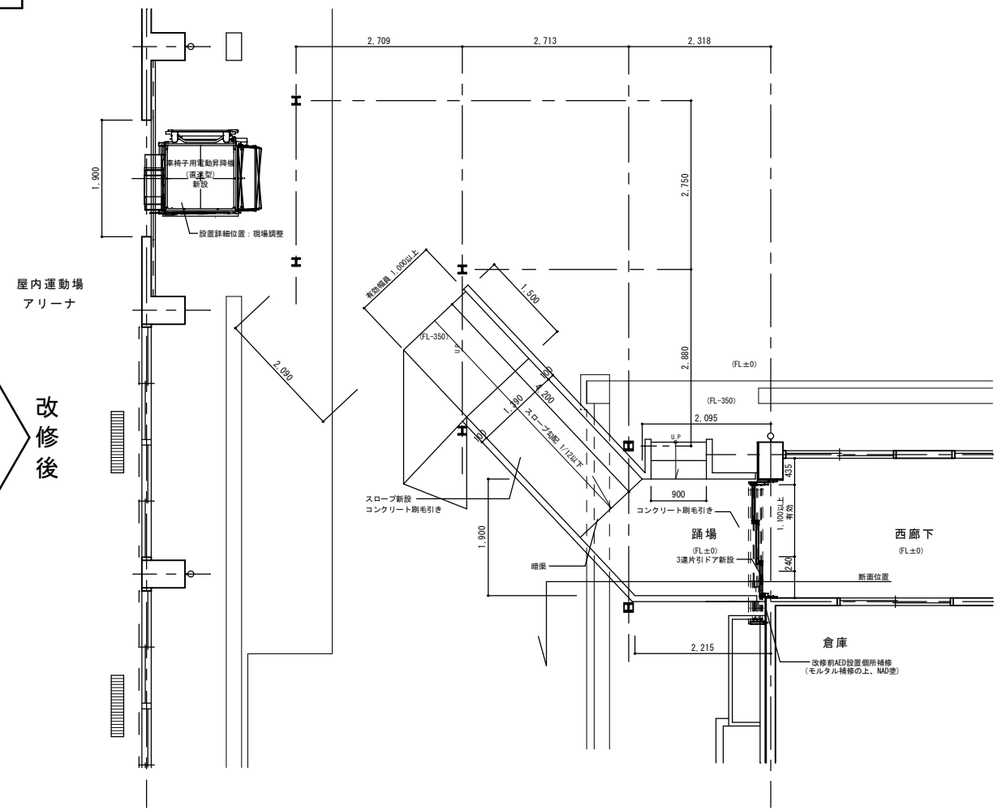

断面詳細図　S=1/30

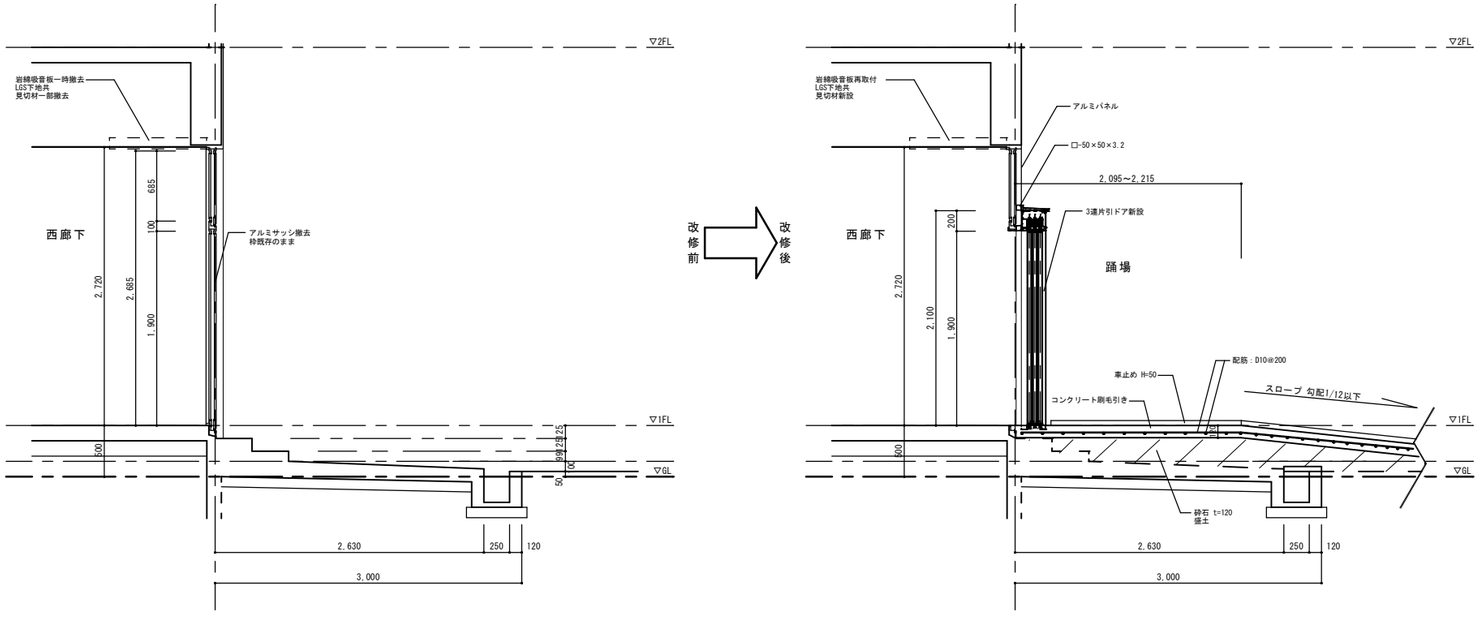

基礎詳細図　S=1/10

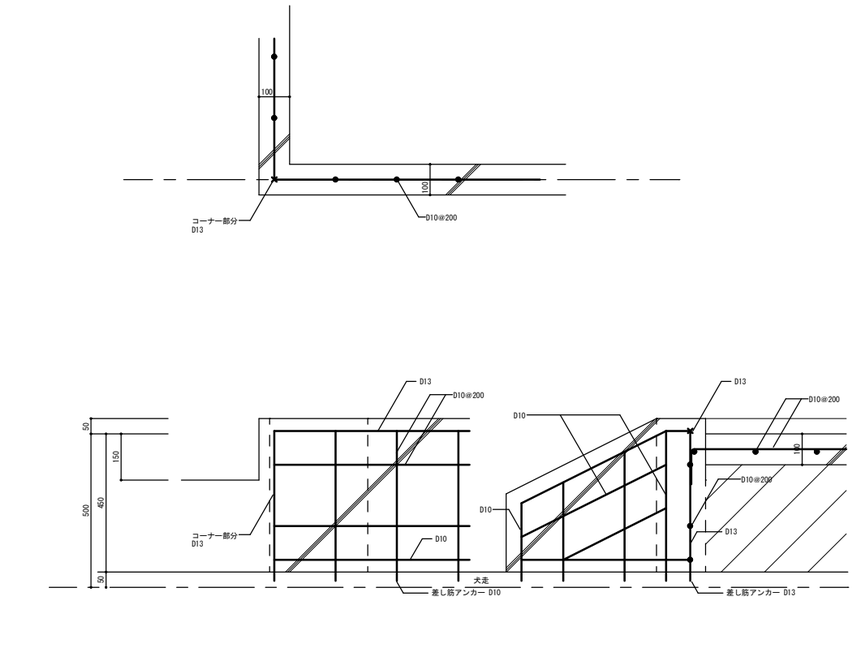

変更事項		検図	担当	製図	株式会社 遊心設計 一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号） 管理建築士登録番号１級建築士第200075号 蜷川洋幸 鹿児島県鹿屋市川東町7048-38 PHONE (代) 0994-40-2782	工事名	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事
						図名	（西廊下部分）平面詳細図　断面詳細図　基礎詳細図
						縮尺	S=1/50　1/30　1/10　DATE
						図面番号	A-07

渡廊下

平面詳細図　S=1/50

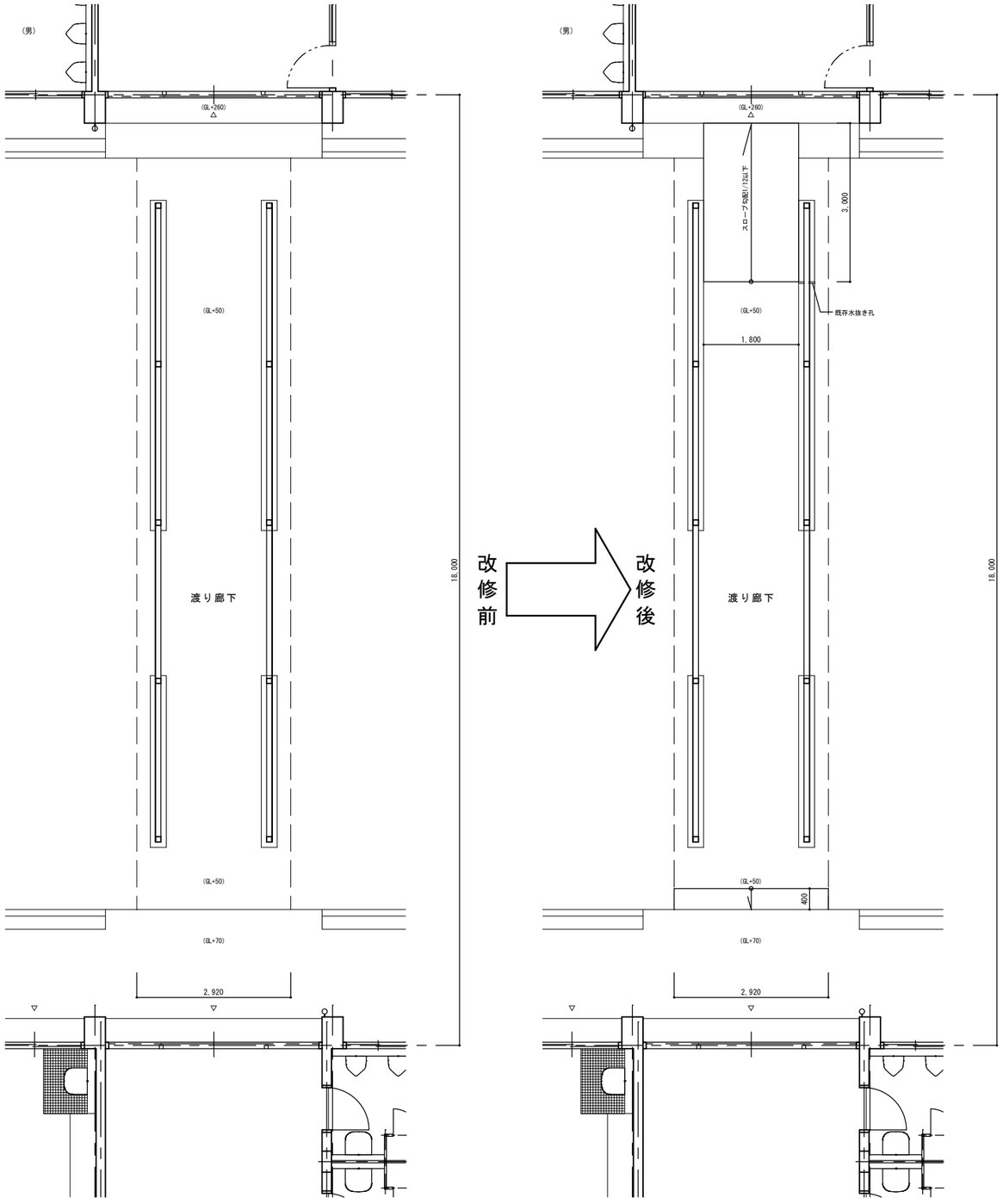

断面詳細図　S=1/30

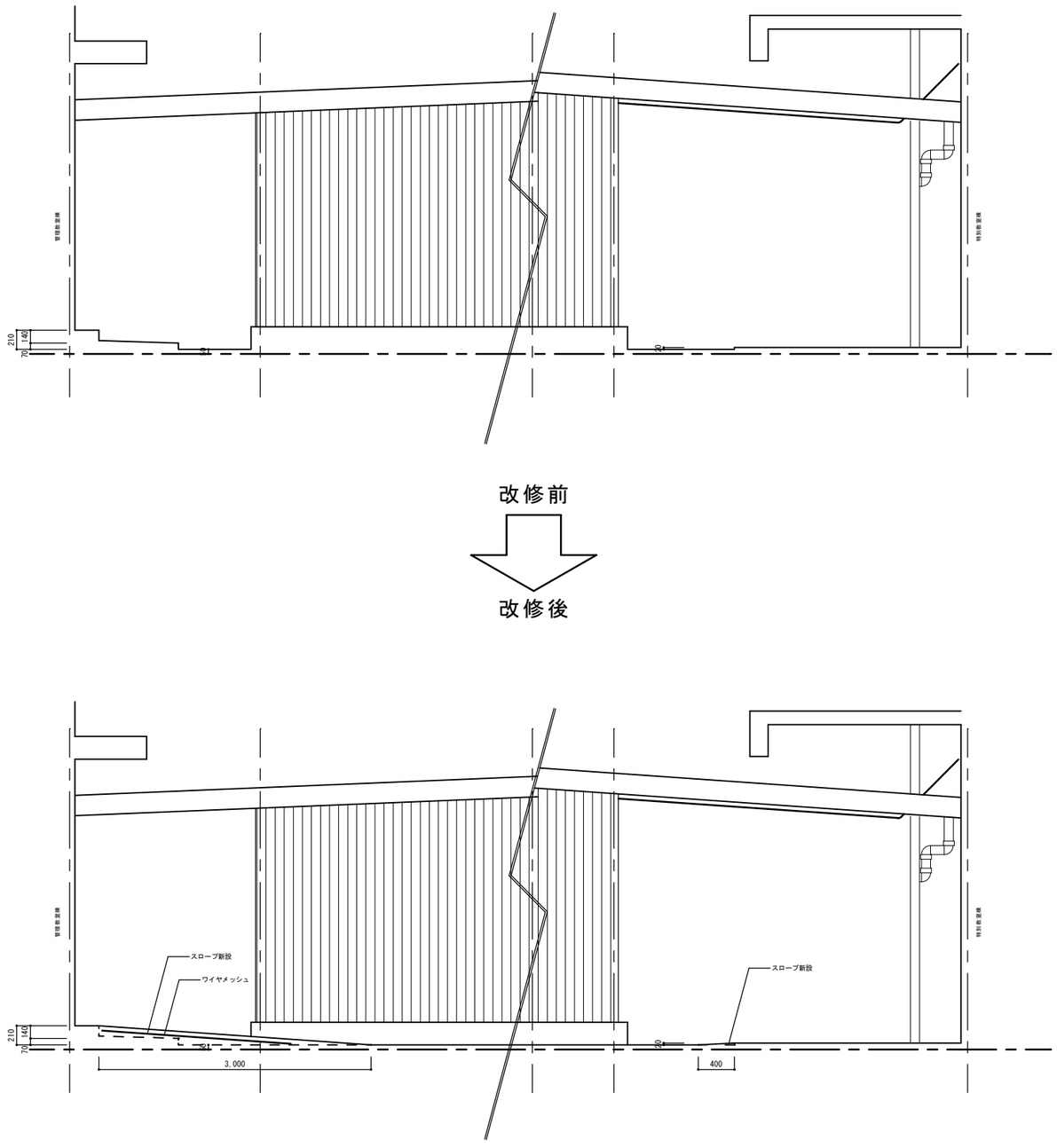

変更事項	検図	担当	製図	株式会社 遊心設計	工事名	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事	図面番号
				一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号） 管理建築士登録番号１級建築士第200075号 蜷川洋幸 鹿児島県鹿屋市川東町7048-38 PHONE (代) 0994-40-2782	図名	（渡廊下部分）平面詳細図　断面詳細図	A-08
					縮尺	S=1/50　1/30	DATE

改修前平面図 S=1/100

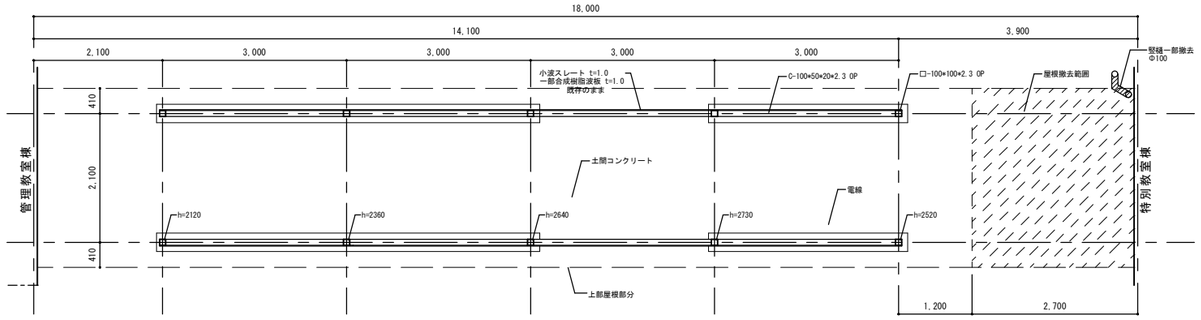

改修前立面図 S=1/100

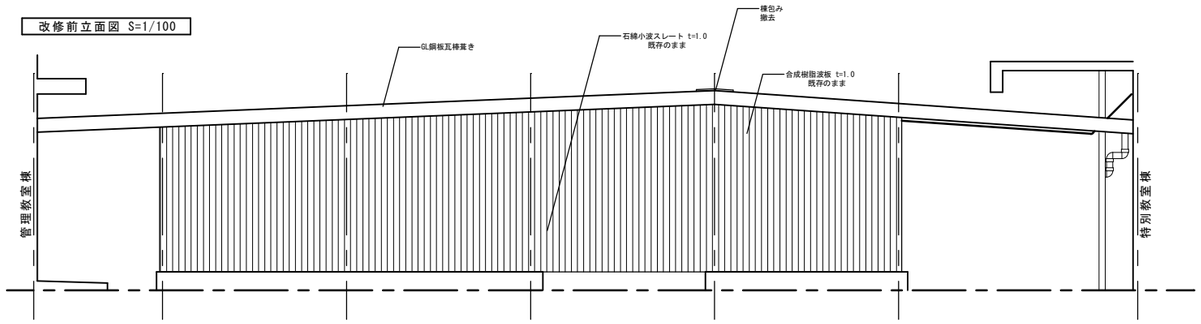

改修前天井伏図 S=1/100

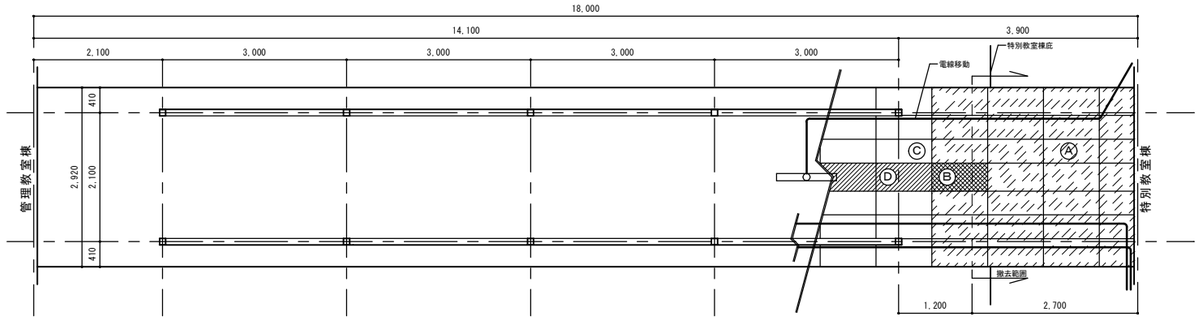

Ⓐ	ケイカル板 撤去
Ⓑ	有孔ケイカル板撤去後ケイカル板新設
Ⓒ	ケイカル板 既存のまま
Ⓓ	有孔ケイカル板 既存のまま

改修前天井伏図 S=1/100

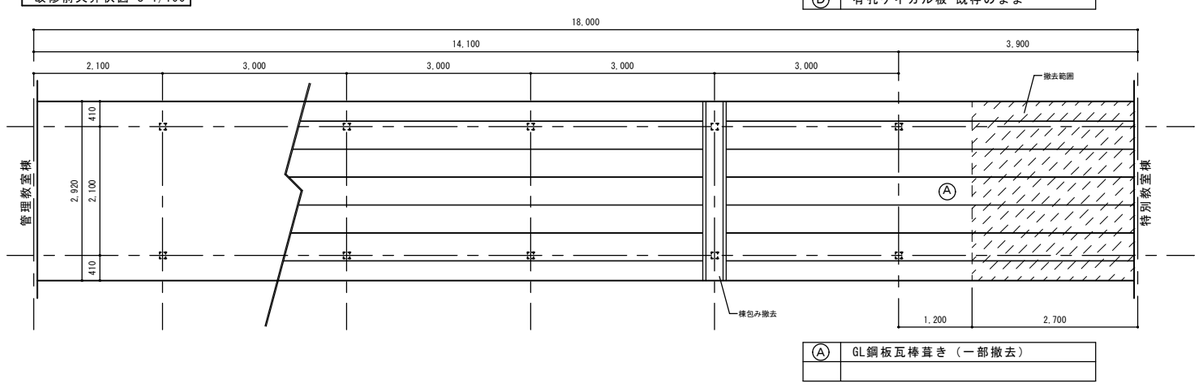

Ⓐ	GL鋼板瓦棒葺き（一部撤去）

改修前外部仕上表

部位	仕上
屋根	鉄骨下地　折板　GL鋼板瓦棒葺き t=0.4
外壁	鉄骨下地　合成樹脂波板　t=1.0 鉄骨下地　石綿小波スレート　t=1.0
巾木	コンクリート打ち放し補修
樋	カラーVP　Φ=100
軒天	ケイカル板

改修後外部仕上表

部位	仕上
屋根	既存屋根下地　GL鋼板瓦棒葺き t=0.4　カバー工法
外壁	既存のまま
巾木	既存のまま
樋	カラーVP　Φ=100
軒天	既存のまま

改修前矩計図 S=1/50

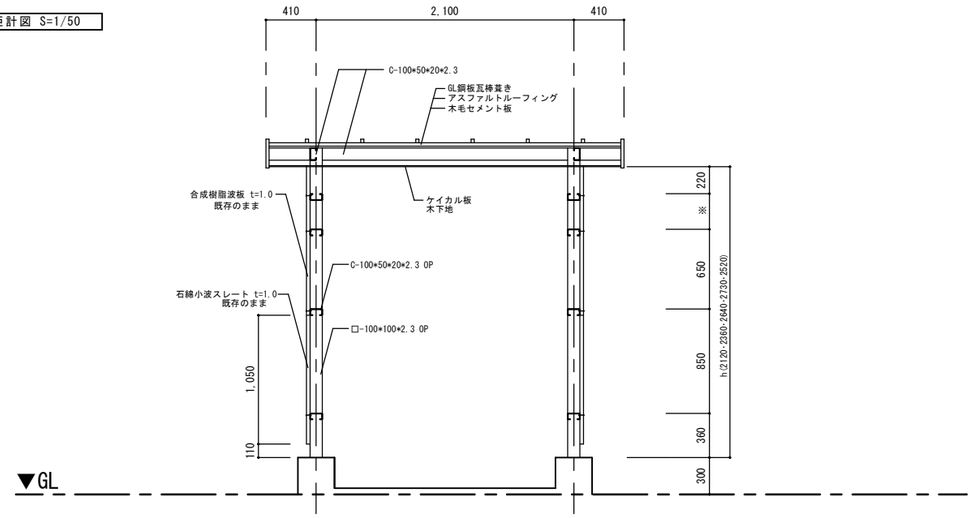

改修前詳細図 S=1/50

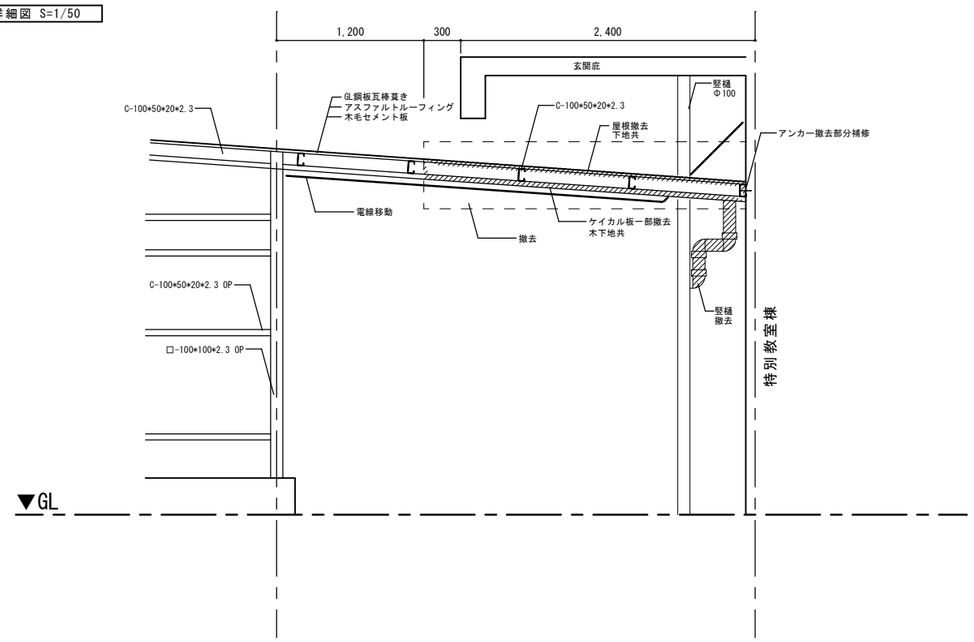

変更事項	検図	担当	製図

株式会社 遊心設計
一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号）
管理建築士登録番号 1級建築士第200075号 蜷川洋幸
鹿児島県鹿屋市川東町7048-38　PHONE　0994-40-2782

工事名	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事		図面番号
図名	渡廊下部分改修前図面		A-09
縮尺	S=1/100 1/50 1/20	DATE	

改修後平面図 S=1/50

（2.1m×15.1m = 31.71㎡）

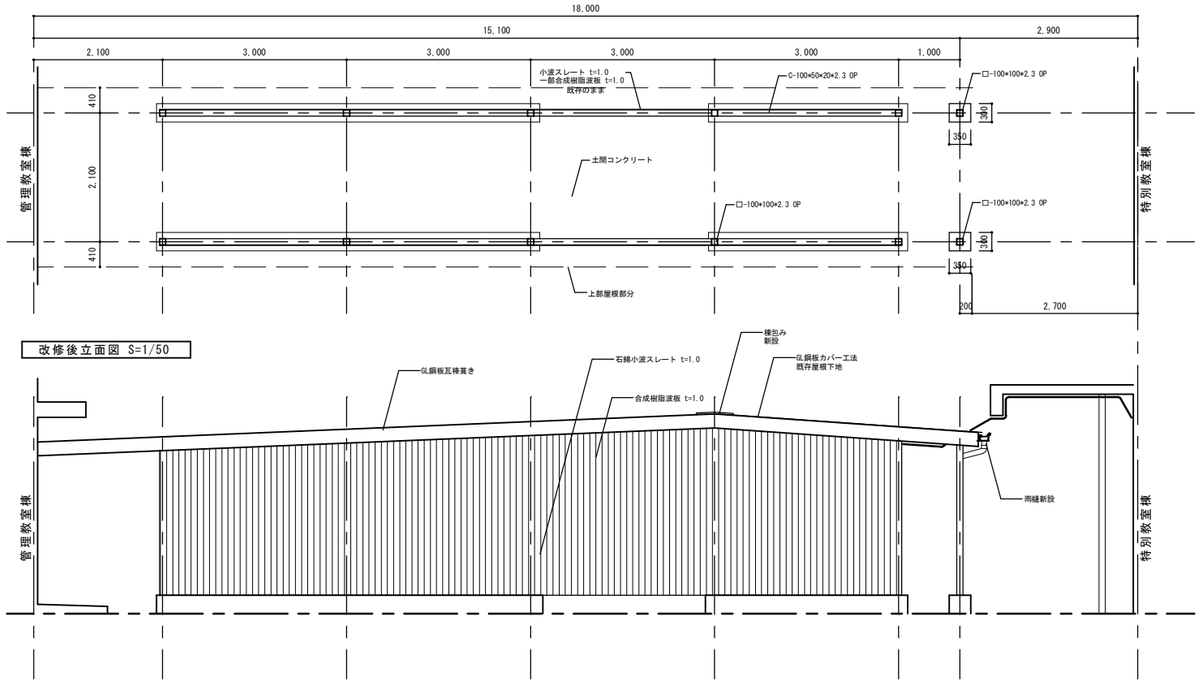

改修後立面図 S=1/50

改修後天井伏図 S=1/50

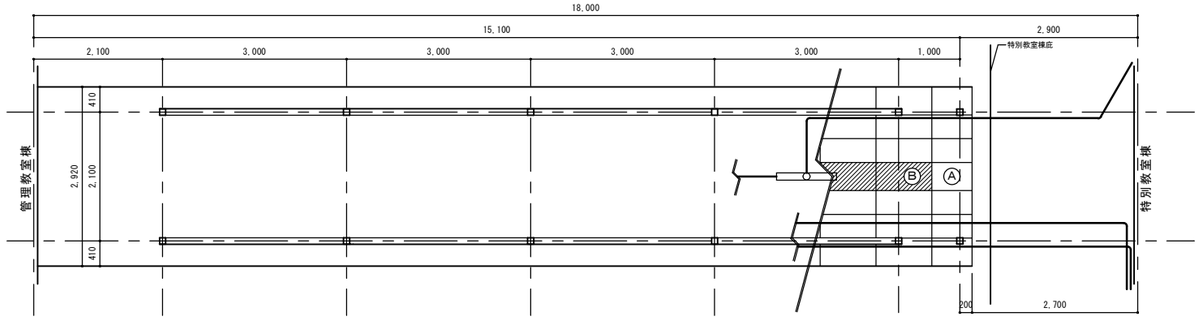

Ⓐ	ケイカル板
Ⓑ	有孔ケイカル板

改修後天井伏図 S=1/50

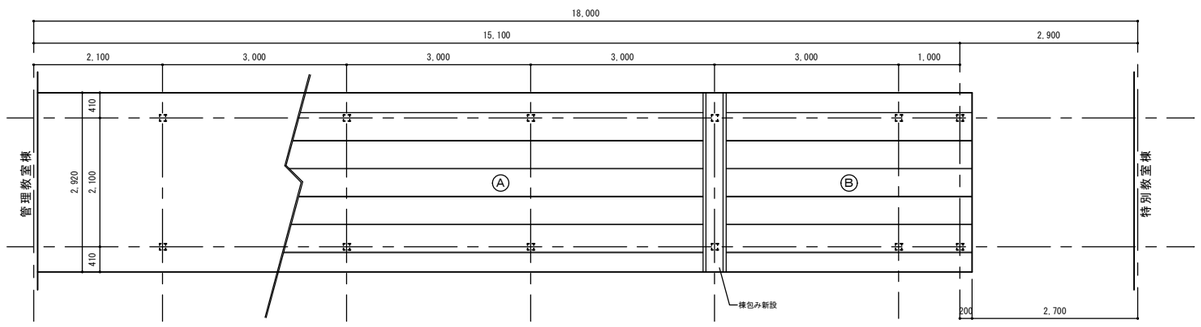

Ⓐ	GL鋼板瓦棒葺き
Ⓑ	GL鋼板カバー工法　t=0.3

改修後矩計図 S=1/50

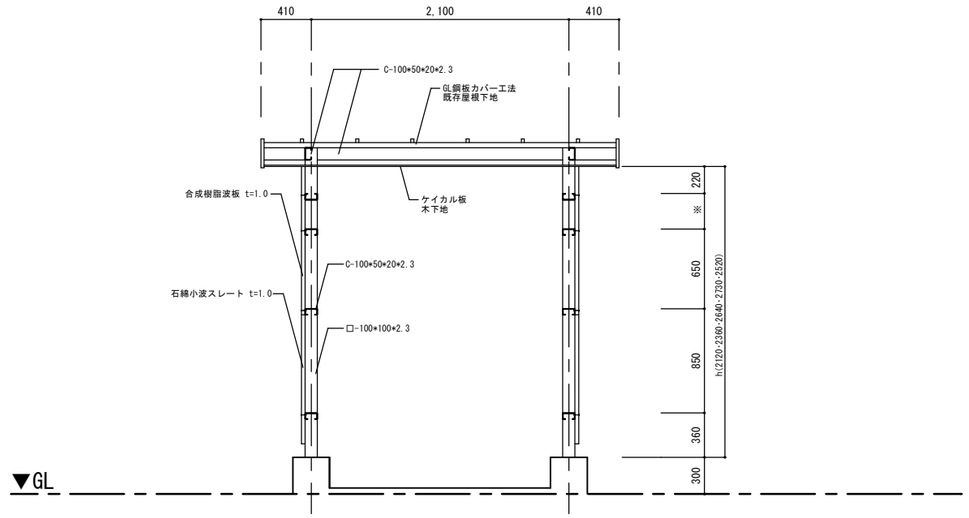

改修後詳細図 S=1/50

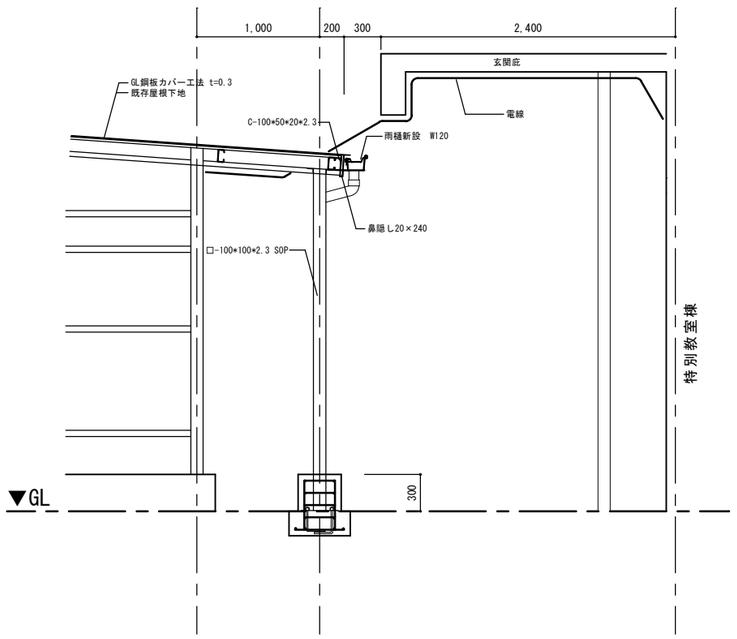

柱脚詳細図 S=1/20

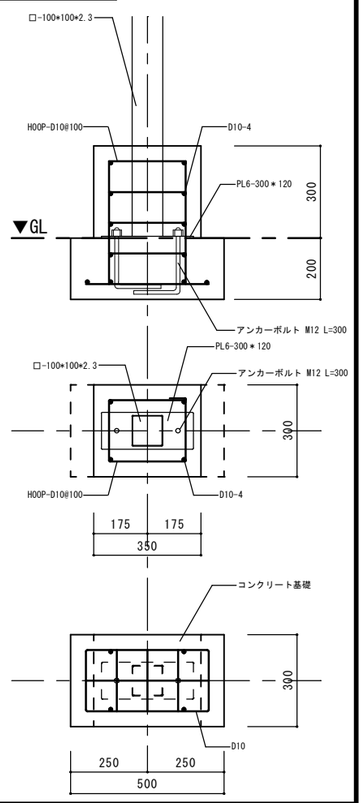

変更事項	検図	担当	製図

株式会社 遊心設計
一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号）
管理建築士登録番号 1級建築士第200075号 蜷川洋幸
鹿児島県鹿屋市川東町7048-38　PHONE　0994-40-2782

工事名	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事		図面番号
図名	渡廊下部分改修後図面		A-10
縮尺	S=1/100 1/50 1/20	DATE	

特別教室棟東側

平面詳細図　S=1/50

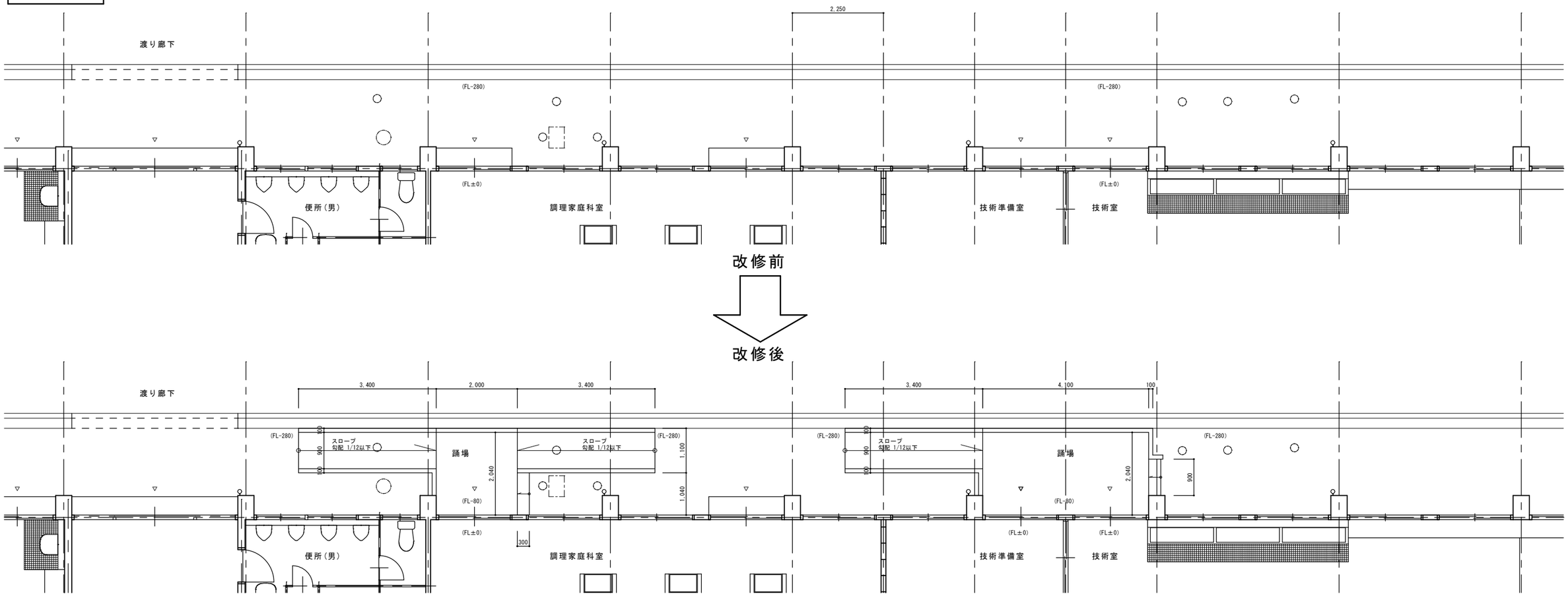

断面詳細図　S=1/30

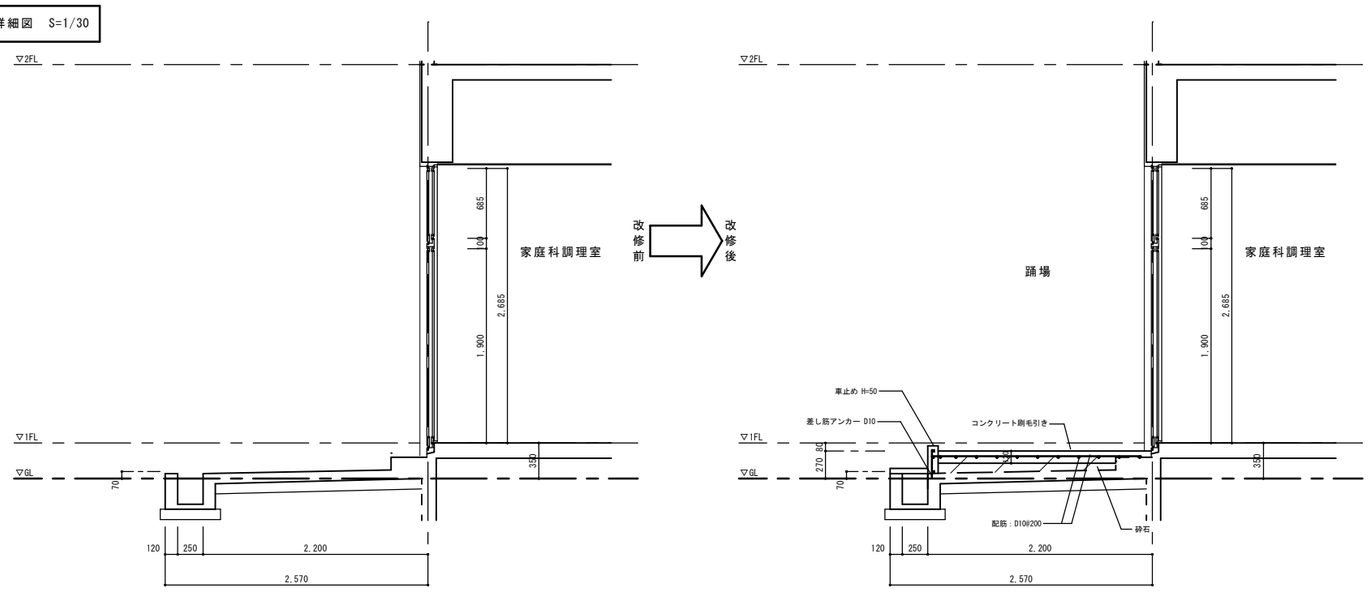

変更事項		検図	担当	製図	株式会社 遊心設計 一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号） 管理建築士登録番号1級建築士第200075号 蜷川洋幸 鹿児島県鹿屋市川東町7048-38 PHONE (代) 0994-40-2782	工事名	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事	図面番号
						図名	(特別教室棟東側)平面詳細図　断面詳細図	A-11
						縮尺	S=1/50　1/30	DATE

特別教室棟西側

平面詳細図　S=1/50

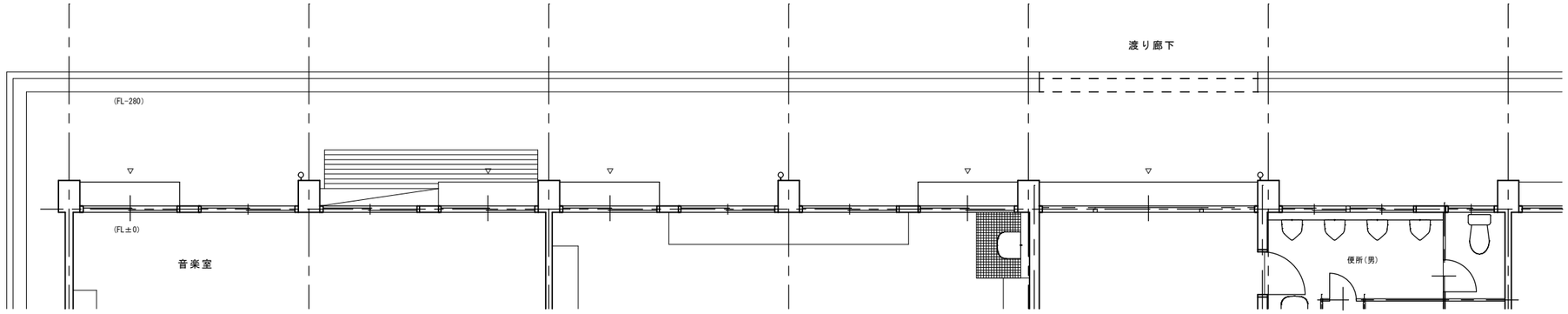

改修前

改修後

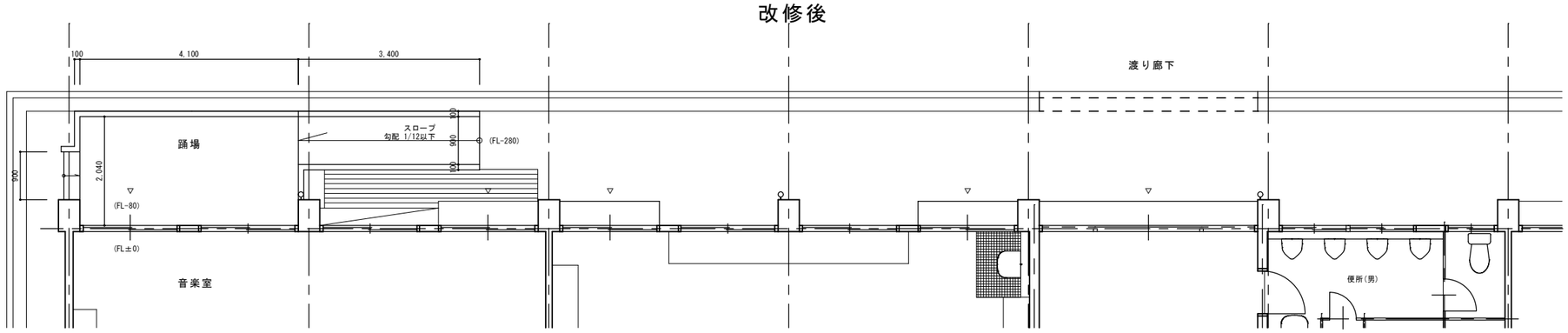

断面詳細図　S=1/30

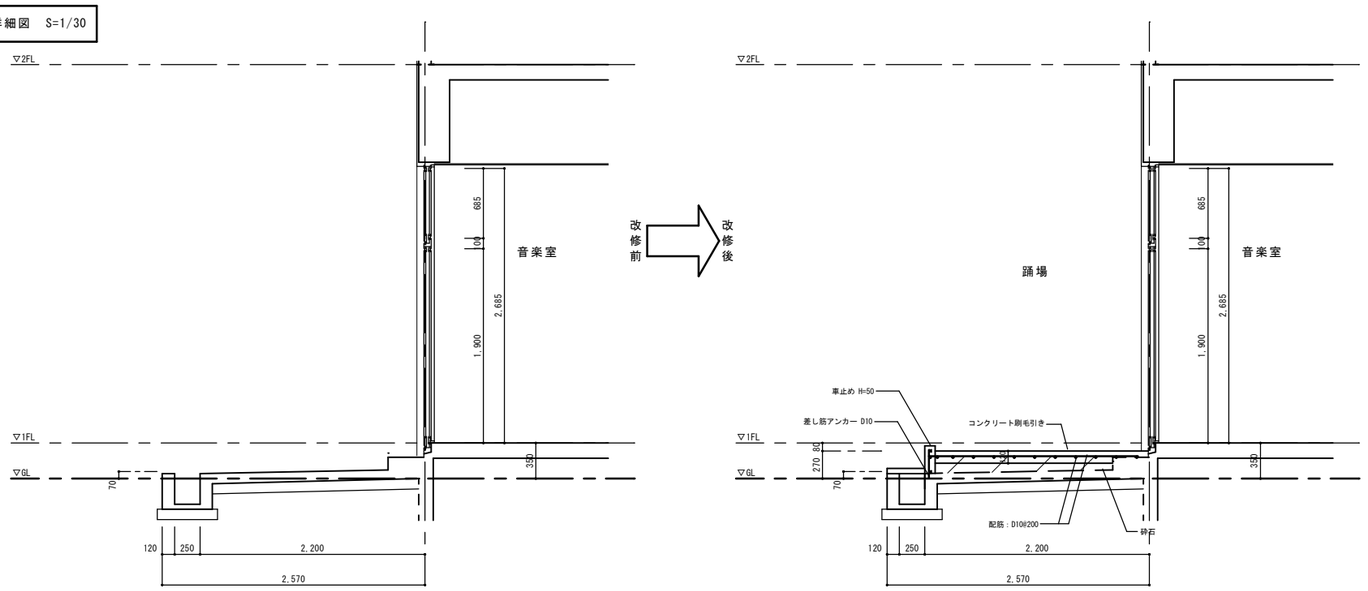

変更事項		検図	担当	製図	株式会社 遊心設計 一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号） 管理建築士登録番号１級建築士第200075号 蜷川洋幸 鹿児島県鹿屋市川東町7048-38 PHONE (代) 0994-40-2782	工事名	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事	図面番号
						図名	(特別教室棟西側)平面詳細図　断面詳細図	A-12
						縮尺	S=1/50　1/30	DATE

建具キープラン S=1/150

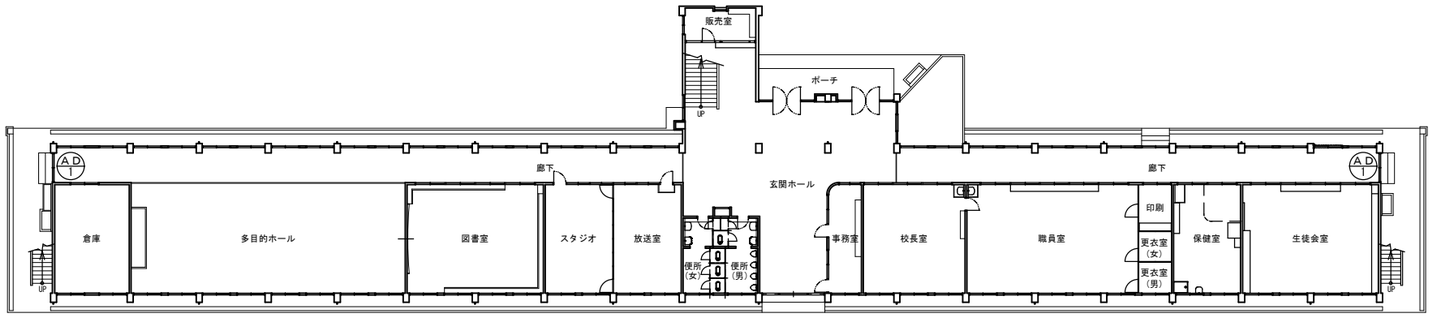

改修前

改修後

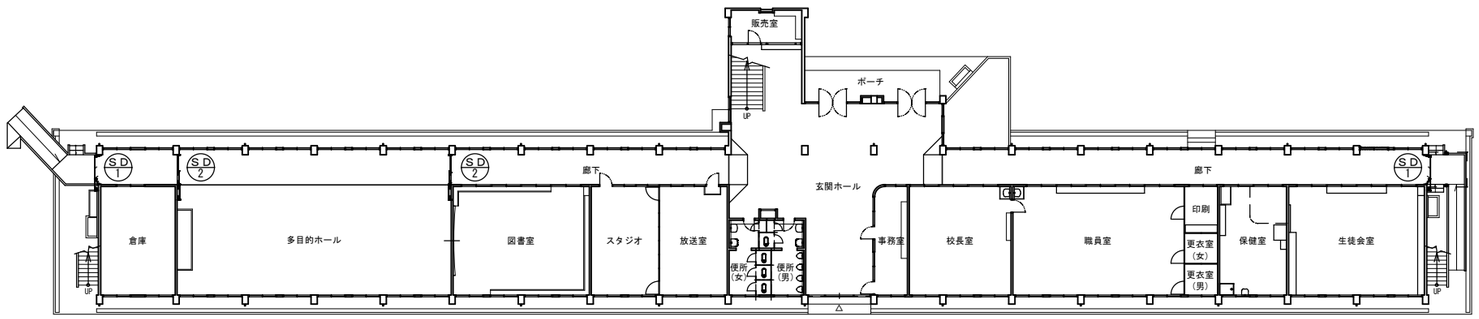

符号・名称・性能	AD 1	引違いアルミフラッシュ戸　ランマ付	なし なし	SD 1	鋼製3連片引ドア	なし なし
姿図	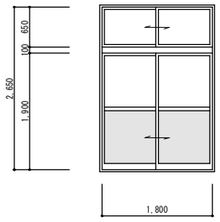			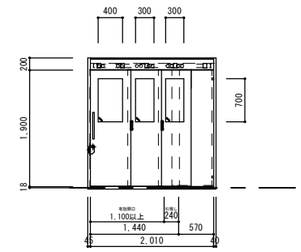		
取付階・室名・箇所数	1F	廊下	2	1F	廊下	2
扉見込	40	枠見込	100	40	枠見込	240
建具材質	アルミ	建具仕上		スチール	建具仕上	塗装品
ガラス種類	網入り　7）4mm型板 ドア腰部：アルミパネル	ガラス厚		強化　透明　4mm	ガラス厚	0
附属金物	シリンダー錠・付属金物一式			シリンダー錠・付属金物一式		
備考	撤去　枠既存のまま			新設		

符号・名称・性能	SD 2	二連片引戸	なし なし
姿図			
取付階・室名・箇所数	1F	多目的ホール	2
扉見込	40	枠見込	240
建具材質	軽量スチール	建具仕上	塗装品
ガラス種類		ガラス厚	
附属金物	シリンダー錠・付属金物一式・戸袋		
備考	新設		

変更事項

検図	担当	製図

株式会社　遊心設計
一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号）
管理建築士登録番号１級建築士第200075号　蜷川洋幸
鹿児島県鹿屋市川東町7048-38　PHONE (代) 0994-40-2782

工事名	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事	図面番号
図名	建具キープラン　建具表	A-13
縮尺	S=1/200　1/50　DATE	

改修前

平面図　S=1/50

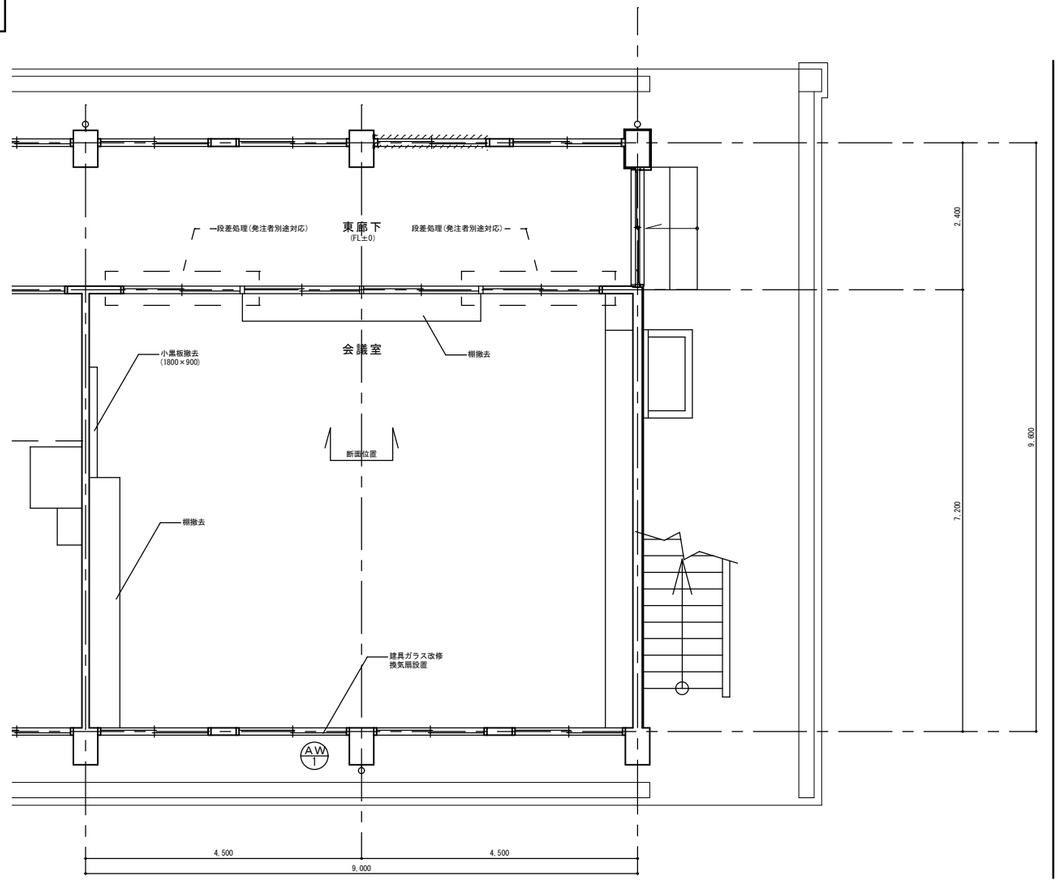

展開図　S=1/50

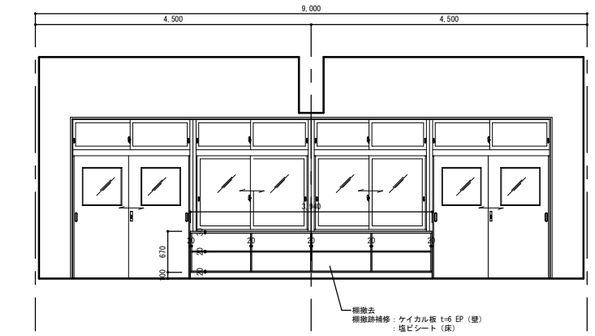

北面

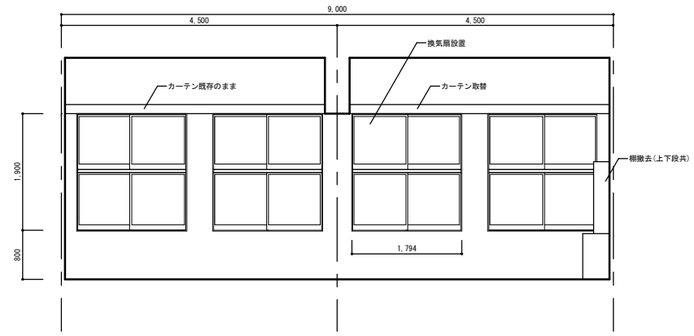

南面

断面詳細図　S=1/30

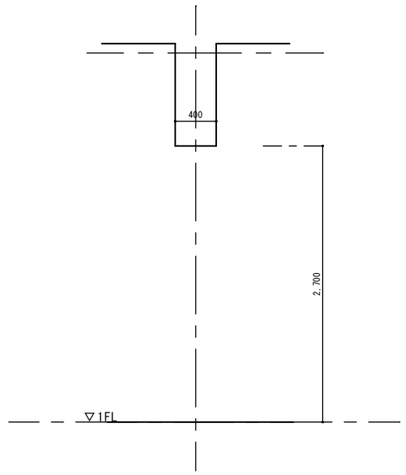

符号・名称・性能	AW 1	引違いアルミフラッシュ窓	なし / なし
姿図	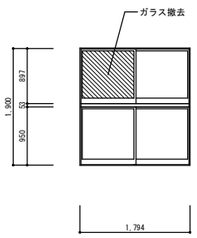		
取付階・室名・箇所数	1F	会議室	1
扉見込	40	枠見込	100
建具材質	アルミ	建具仕上	
ガラス種類	強化　7）4mmトーメイ	ガラス厚	
附属金物	シリンダー錠・付属金物一式		
備考	一部アルミパネルに変更		

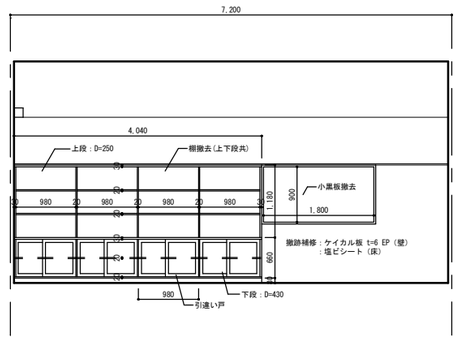

西面

変更事項		検図	担当	製図	株式会社 遊心設計 一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号） 管理建築士登録番号1級建築士第200075号 蜷川洋幸 鹿児島県鹿屋市川東町7048-38 PHONE (代) 0994-40-2782	工事名	令和8年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事	図面番号
						図名	(改修前特別支援教室)平面詳細図　断面詳細図 展開図　建具表	A-14
						縮尺	S=1/50　1/30	DATE

改修後

平面図　S=1/50

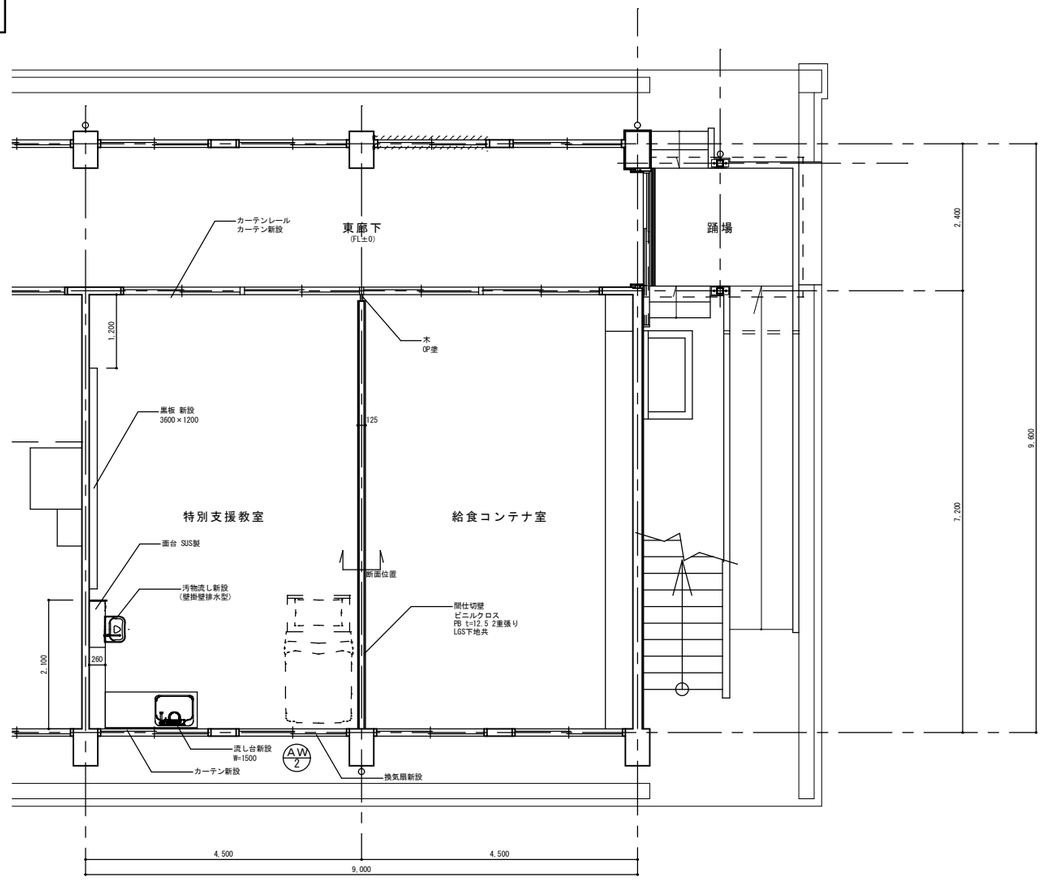

展開図　S=1/50

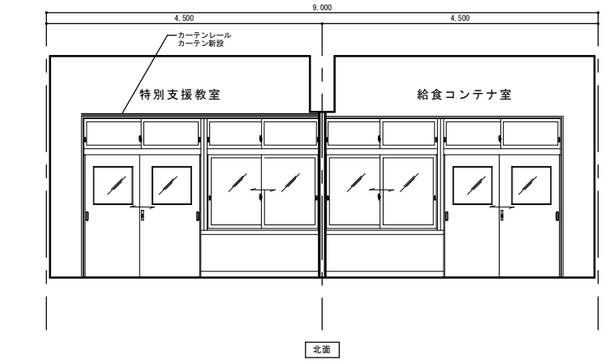

北面

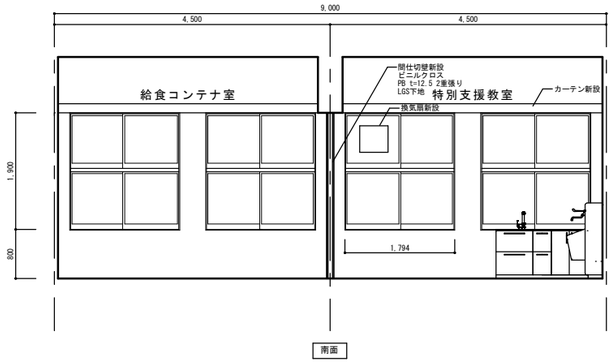

南面

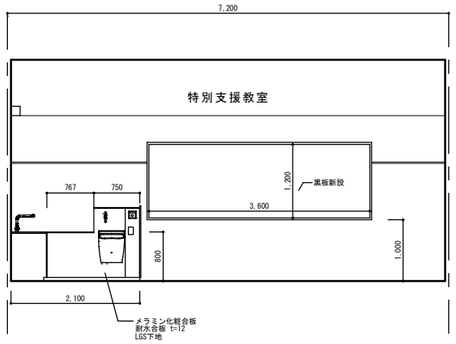

西面

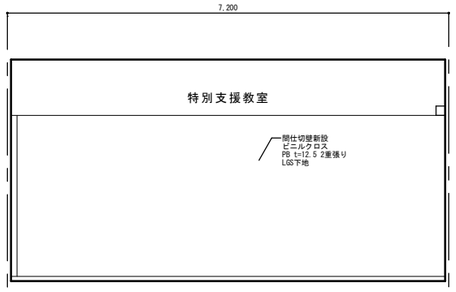

東面

断面詳細図　S=1/30

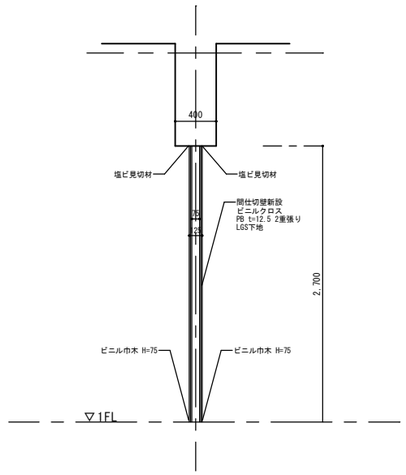

符号・名称・性能	AW 2	引違いアルミフラッシュ窓	なし なし
姿図	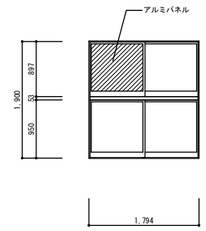		
取付階・室名・箇所数	1F	特別支援教室	1
扉見込 / 枠見込	40		100
建具材質 / 建具仕上	アルミ		
ガラス種類 / ガラス厚	強化　7) 4mmトーメイ　アルミパネル　7) 3mm		
附属金物	シリンダー錠・付属金物一式		
備考			

変更事項	検図	担当	製図	株式会社 遊心設計	工事名	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事	図面番号
				一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号） 管理建築士登録番号１級建築士第200075号 蜷川洋幸 鹿児島県鹿屋市川東町7048-38　PHONE (代) 0994-40-2782	図名	(改修後特別支援教室)平面詳細図　断面詳細図 展開図　建具表	A-15
					縮尺	S=1/50　1/30　DATE	

特記仕様書

Ⅰ　工事概要　　令和７年度　田代中学校障害児等対策施設整備工事

1．工事場所　　錦江町田代中学校

2．建物概要

建物概要	構造	●ＲＣ　○ＳＲＣ　○Ｓ　○Ｗ	階	地下　階　地上2階	延べ面積　2,639.0㎡
	建物	建築基準法別表第一　三項		消防法施行令別表第一　７項学校	
	用途	耐震安全性の分類　●特定の施設　○一般の施設		地域係数　●１．０　○（　　）	

Ⅱ　一般事項

1．本工事は、本特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和７年版）、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和７年版）（以下標準仕様書という）による。

2．機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事標準仕様書を適用する。

3．耐震施工は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版（国土交通省国土技術政策総合研究所監修）」による。

4．本工事の使用資材の品質、規格、種別等は特記事項に○印をつけたものを適用する。

5．施工計画書は、着工に先だち、別に定める様式により作成し、監督員に提出する。
ただし、あらかじめ監督員の承認を受けた場合は、この限りでない。

6．本工事の施工に必要な官公庁等への手続きに要する費用は、契約金額の範囲内とする。

7．本工事の受電の日から完成引渡（手直し完了まで）の日までに積算された電気使用料は契約金額の範囲内とする。ただし、負担金の取り扱いについては、別途、協議を監督員と行うこと。

8．本工事で、特記事項に定める「立会検査を要する施工工程」に達するときは、事前に監督員へ書面にて連絡して、立会検査もしくは指示に従うこと。　〔標p14 1.5.6〕

9．設計図面に明記なくとも関係法令上または機器の機能上当然必要となるものについては原則として契約金額の範囲内で施工する。ただし、軽微なものに限るものとする。

10．発生材の処置については、関係法令に基づき、適正に処理すること。　〔標p11 1.3.9〕

11．各工種の施工に当たっては、関係法令に定められた有資格者を配置すること。

12．前金払について。（●を適用）
●契約金額の４０％の範囲内で請求することができる。
○出来高予定額の４０％の範囲内で請求することができる。
（契約会計年度出来高予定額の率は、契約金額の　　％程度、次年度　　％程度である。）
○建設工事請負契約書第４１条第３項を適用し、契約会計年度に翌会計年度分の前払い金も含めて契約金額の４０％の範囲内で請求することができる。

13．中間前金払い又は部分払いについて。（●を適用）
本工事において、中間前金払い又は部分払いのいずれかを選択するものとする。
1）中間前金払い
●中間前金払いを選択した場合、部分払いは行わない。
○中間前払いを選択した場合でも、契約会計年度末には出来高予定額に応じた部分払いを受けることができる。（契約会計年度出来高予定　　％）
中間前払いは契約金額の２０％以内とし、前金払いとの合計額が契約額の６０％を超えないものとする。
2）部分払い
本工事で前払い金を支払ったものについては２回、支払いがなされないものについては３回を越えて部分払いをすることはできない。

14．コリンズ（CORINS）に登録する必要がある場合（契約金額が500万円以上）には、工事実績情報を日本建設情報総合センターに登録すること。登録後、コリンズから監督員に「登録のための確認のお願い」が送付されるので、承諾を受けること。なお、登録する期間は契約後（変更後及び工事完成後）土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。　〔標p5 1.1.4〕

15．下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用について
1）受注者は、工事の一部を下請に付する場合は、施工地を管轄する地域振興局等の管内に主たる営業所を有する者を使用するように努めることとする。
2）受注者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
3）監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。

16．県産資材等の優先使用について
1）工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
2）受注者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下の記載する「指定資材」の中で県産資材を使用しない場合、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
《指定主要資材（７品目）》
生コン（レディミクストコンクリート）、コンクリート二次製品、石材類、アスファルト合材、木材、樹木、野芝
3）前項の「県産資材等不使用状況報告書」において、第１項の資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。
4）受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」の電子（エクセル）データを監督職員に提出すること。

17．ダンプトラック等による過積載等の防止について
1）工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
2）過積載を行っている資材納入業社から、資材を購入しないこと。
3）資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業社等の利益を不当に害することがないようにすること。
4）さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
5）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
6）下請け契約の相手方又は資材納入業社を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は、業務に関しﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
7）1）～6）のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

Ⅲ　特記事項

区分	項目	特記事項
項事通共	①使用資材の製造所	設計図書等に記載されているものについては特記による。特記されていないものについては、県建築課制定の電気用機材リストに記載されている製造所または同等以上の製造所とする。
	②特殊な材料と工法	標準仕様書に記載されていない特殊な材料により施工する場合は監督員の承諾を得ること。特殊な材料による施工は当該製品の指定工法による。
	③建築工事との取合	壁面、天井面等に機器取付のため必要な開口部等を設ける場合の施工の範囲は、特に監督員の指示する場合以外は、建築工事仕様書による。
	④別契約の関係工事	別契約の関係工事については、当該工事関係者と協力し、工事の円滑な進ちょくを図るものとし、疑問が生じたら監督員の指示によること。
	⑤施工過程における調整	工事現場進行の過程における調整については、監督員ならびに支庁、地域振興局建築担当職員と充分に打合せを行い、指導を受けること。
	⑥工事写真	工事写真は、工程写真と完成写真とする。工程写真は、工事工程に応じ撮影し、工事順に整理したものを受注者にて保管する。なお、工程写真の提出を監督員が指示した場合、出来高報告書と共に提出し、確認を受けること。完成写真は、工事完成時に撮影し、提出する。（但し、改修工事の場合は、着工前写真を添付すること）写真はカラー写真とする。原則として電子媒体（デジタルカメラ）による写真を使用する。なお、次の条件を満たすものであること。 （1）デジタルカメラの有効画素数１００万画素数以上、プリンターは、フルカラー３００ｄｐｉ以上の機能を有する機種とし、インク、用紙等は通常の使用条件のもとで３年間程度に顕著な劣化が生じないもしとする。 （2）「現行のカラー写真」と「電子媒体による写真」の混合管理は原則として行わないこと。 （3）現行のカラー写真とする場合は、監督員の承諾を受けること。 （4）受注者は、完成検査若しくは工事目的物引渡しが完了するまで写真管理に利用した電子媒体を保管すること。

分類			内容
工程写真	スラブ		各階工程配管　（スケール付）
	壁柱		各階工程配管　（　〃　）
	天井いんぺい		各階工程配管　（　〃　）
	地中埋設マンホール	配管	各工程配管　（　〃　）
		ｹｰﾌﾞﾙｼｰﾄ	各工程　（　〃　）
		接地極	各極　（　〃　）
		基礎	原則として１基ごと（　〃　）
		内部	原則として１基ごと（　〃　）
		外部	原則として１基ごと（　〃　） 配管挿入面の防水処理状況
	入線		工事種別ごと
	資材		機器材料ごと
完成写真			全工事および全景
その他監督員の指示した箇所			

区分	項目	特記事項
項事通共	⑦製作図その他〔標p12 1.4〕	下記機器については製作図を提出し監督員の承諾を得ること。 （1）各種照明器具 （2）受配電盤、分電盤、操作盤、制御盤、キュービクル、端子盤 （3）ブロックマンホール、電柱 （4）フロアダクト、ライティングダクト、ケーブルラック、バスダクト （5）変圧器、進相コンデンサ、リアクトル、アレスター （6）しゃ断器、高圧開閉器 （7）電圧調整器、静止形電源設備、発電設備 （8）構内交換装置、電気時計装置、拡声装置、非常放送装置 構内情報通信網装置、情報表示装置、映像・音響装置 誘導支援装置、呼出し装置、防犯・入退室管理装置 インターホン装置、テレビ共同受信装置、自動火災報知設備 自動閉鎖装置（自動閉鎖機構）、非常警報装置、ガス漏れ警報装置 テレビ電波障害防除装置、監視カメラ装置、駐車場管制装置 （9）その他監督員の指示するもの
	⑧工事打合簿	工事打合簿については、電子メールにて取り交わすことができる。
	⑨立会検査を要する施工工程〔標p15 1.5.6〕ほか	コンクリート埋込配管・・・・・・・・・・・・コンクリート打込前 いんぺい配管・・・・・・・・・・・・・・・・・・配管完了前 地下埋設配管・・・・・・・・・・・・・・・・・配管完了埋戻し前 入線配線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・入線配線施工時 機器材料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・現場搬入後 機器取付・・・・・・・・・・・・・・・・・・取付又は据付施工時 高圧設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・受電前 高所天井器具取付・・・・・・・・・・・・・・・・足場解体前 上記に示す各工程に達するときには、一般事項８などの書類により事前に監督員に書類にて連絡すること。
	⑩工事報告	工事報告は、別に定める工事出来高報告書により毎月末の見込み出来高を当月の２０日までに監督員に提出する。 （監督員が指示した場合、工事写真添付のこと）
	⑪完成図〔標p16 1.7.2〕	発注図を施工現場と一致するよう訂正した後、下記製本およびＣＤ－ＲＯＭを提出する。 （●Ａ－４版１部、●Ａ－３縮小版２部、○Ａ－１サイズ　部）
	⑫試験成績書〔標p14 1.5.4〕	下記事項の試験成績書１部を、出来形確認時に監督員に提出する。 （1）絶縁抵抗測定結果表 （電線相互間及び電線と大地間） （2）接地抵抗測定結果表 （接地箇所、接地種別ごと） （3）高圧保護継電器性能試験結果表 （4）高圧機器及び高圧ケーブル耐圧試験成績書 上記（1）～（4）については、測定年月日、天候、温度、湿度、測定者氏名及び測定器製品番号種別を記入する。 （5）テレビ共同受信電界強度測定結果表 （6）消防法関係設備合格証明書 （7）回路試験結果表 （8）その他監督員の指示するもの。 上記については該当なきは不要とする。
	⑬申請書類〔標p5 1.1.3〕	本工事の施工に必要な官公署等への申請書類はその写しを２部ずつ作成し、完成図と一緒に提出する。
	⑭完成図書〔標p16 1.7.1〕	本工事について設備の概要、機器取扱い要領及び保守に関する説明書、試験成績書等（保守指導案内書）を２部作成し、完成図と一緒に提出する。
	15．接地標示及びケーブル埋設標示〔標p132 2.13.14〕〔図p176 電力59〕	（1）接地標示 ア　標示方法・・・標示板 イ　標示位置・・・標示板によるときは接地極直近の屋外の見やすい位置。 ウ　標示板の寸法等は下表の数値以上とする。

	標示板	
	材質	寸法（mm）
Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ種	黄銅板	90×140×1.0t以上

別に定める「標示基準」による。

〔標p125 2.12.4～5〕〔図p193 電力70〕

（2）ケーブル埋設標示
ア　標示方法
原則として標示板、標柱、標示ピン、及びケーブルシートによる。
イ　標示位置
ケーブルシートは、全ての地中配管に布設する。ケーブルシートは、管路の深さの二分の一の深さで管路の真上に布設し、管路の埋設幅以上の幅を有すること。標示板は、ケーブルが地中へはいる位置で屋外の見やすい位置に設けること。標柱は、地中線路の曲折箇所、道路横断箇所、直線３０ｍ毎に１個設ける。また、矢印には黒色の塗料を塗り、ＧＬより若干高めに仕上げる。
ウ　標示板及び標柱の寸法等は下記の数値以上とする。

	材質	寸法（mm）
標示板	黄銅板	90×140×1.0t以上
標柱	コンクリート	80 × 80 × 300

別に定める「標示基準」による。

区分	項目	特記事項
項事通共	16．マンホール〔標p84 1.18.6〕〔図p177 電力60～64〕	（1）ブロックマンホールは、下記による。（●を適用） ア　構造・・・・鉄筋コンクリート製（設計強度2１Ｎ／mm²とする。 イ　寸法・・・・図面記入寸法により監督員の承認を得ること。 ウ　蓋の構造　●鉄蓋　○化粧鉄蓋 ●簡易防水　○完全防水 エ　蓋の耐荷重 蓋の耐荷重は安全荷重を表示する。耐荷重試験はＨＡＳＳ－２０９によるものを基準とし、安全荷重の４倍の荷重に耐えるものであること。なお、図面仕様に明記ないときの破壊荷重は下記による。 ○Ｒ２Ｋ（２０ＫＮ）　●Ｒ８Ｋ（８０ＫＮ） オ　蓋の表示 マンホール蓋には下記により表示文字を鋳込みもしくは刻記する。 （ア）種別表示・・・中央部に「電」とする。 （イ）所有者表示・・周辺部に「鹿児島県」とする。 カ　防水及び水抜 （ア）ブロックマンホールの埋設にあたっては、止水材による防水処置を施して接合する。 （イ）マンホール内のパイプ挿入箇所は完全な防水処置をする。 （ウ）水抜は監督員の指示による。 キ　ケーブル支持材・・・・・監督員の指示による。 ク　その他・・・　原則として所定の貫通予定箇所以外の貫通は認めない。
項事通共	⑰プレート	配線器具等のプレートは下記による。（●を適用） ○樹脂　○新金属　○ＷＰ　●ステンレス
	⑱配管の塗装〔標p20 2.7.1〕	塗装の素地ごしらえは、汚れ、付着物及び油類の除去すること。（鉄面はワイヤブラシ、サンダ等でさび落しを行う。） 塗装は、素地ごしらえの後に行い、合成樹脂調合ペイント２回の塗装を行うこと。 なお、さび止めペイントは、素地ごしらえ後「一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント」「変性エポキシ樹脂プライマーおよび弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマー」とする。
	⑲ケーブル配線〔標p120 2.10.4.6〕〔図p139 電力26〕	ケーブルのころがし配線は、ケーブルを損傷しないように支持して布設すること。
	⑳産業廃棄物の処理	ア　産業廃棄物となる撤去機材は、産業廃棄物監理票制度（マニフェストシステム）により適正に処理し、関係書類を５年間保管すること。 イ　本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので、適正に処理すること。また、産業廃棄物運搬車両については、表示及び書面備え付けの義務付けがされているので、適正に処理すること。 ウ　蛍光灯・水銀灯ランプについて処理方法を特記している場合は、水銀回収できる専門業者に処理を依頼し、引受を確認できる書類を提出すること。 エ　変圧器等の絶縁油については、油処理のできる専門業者に処理を依頼し、引受を確認できる書類を提出すること。 オ　検査時には、マニフェストシステム関係書類の控えを提出し、産業廃棄物の処理が適正に行われたことの確認を受けること。 カ　ＰＣＢ使用電気機器（特別管理産業廃棄物）は、特別管理産業廃棄物保管基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則）を受けた適産省通達「ＰＣＢ使用電気機器等の保管について」に基づき、金属製、プラスチック製等、耐腐食性の容器に収容し、基準に定める表示を行い、種別、数量保管場所を記載した台帳を作成し、監督員が指定する場所に引き継ぐこと。 キ　微量ＰＣＢについては特記する。
	21．建設発生土の処理	○場内処理は敷均し　○場外搬出は下記による（●を適用） 受け入れ場所（　　） 受け入れ場所での処置（　○敷均し　○たい積　） 搬出距離（　　）ｋｍ 処分費　○有償　○無償 上記に示す受け入れ場所・距離は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議の上、決定する。
事工備設力電	①電線の色別〔標p93 2.1.3〕	（1）幹線及び分岐回路

電気方式	遠近の別	赤	白	黒	青	白
三相３線	左から上から近い方から	第１相	接地側第２相	非接地第２相	第３相	－
三相４線	〃	第１相	中性相	第２相	第３相	中性相
単相２線	〃	第１相	接地側第２相	非接地第２相	－	－
単相３線	〃	第１相	中性相	第２相	－	－
直流２線	右から上から近い方から	正極	－	－	負極	－

注記
1．左右、遠近の別は、正面から見た状態とする。
2．分岐回路の色別は、分岐前と同一とする。
（単相２線式の第１相が、黒色となる場合がある）
3．発電機回路の非接地第２相は、接続される商用回路の第２相の色別とする。
4．単相２線式と直流２線式の切替回路２次側は、直流２線式の配置と色別による。
（2）電灯、コンセント回路（電圧側が赤の場合）

電灯回路（その１）

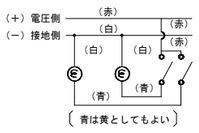

（青は黄としてもよい）

電灯回路（その２）

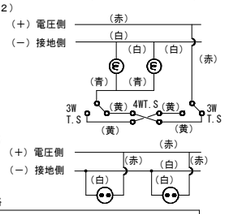

コンセント回路

（3）電極回路

電極方式	長		～	短	
２極式	黒	白	－	－	－
３極式	黒	白	赤	－	－
４極式	黒	白	赤	緑	－
５極式	黒	白	赤	緑	黄

（緑は青としてもよい）

区分	項目	特記事項
事工備設力電	②絶縁抵抗値〔標p140 2.18.2〕	回路の絶縁抵抗値は下記以上の値であること。 （1）低圧の屋内、屋側電路、架空及び地中電線路 開閉器で区切ることのできる電路ごとに５ＭΩ以上とする。また、既設回路に新設配線を接続する場合は、必ず接続前に既設回路部分の絶縁抵抗測定を行い５ＭΩ以下の場合は、監督員へ報告すること。 ただし、新設部分については、おおむね100ＭΩ以上とする。 （2）高圧の電路 線間、対地間及び高圧と低圧間は200ＭΩ以上とする。 ただし、新設部分については、おおむね2,000ＭΩ以上とする。 （3）絶縁抵抗計の測定電圧

電路の使用電圧	一般	機器の損傷が予想される場合
１００Ｖ級	５００Ｖ	１２５Ｖ
２００Ｖ級		２５０Ｖ
４００Ｖ級		５００Ｖ
６，６００Ｖ級	１，０００Ｖ	――

区分	項目	特記事項
事工備設力電	③照明器具の取付〔標p133 2.14.1～3〕〔監p412 2.14.1～3〕〔図p133 電力21～23〕	（1）原則として、照明器具は、スラブその他構造体に呼び径９mm以上の吊りボルト等で取付ける。 （2）野縁受けにより支持する場合は、監督員の承諾を得ること。 （3）吊ボルトは垂直に器具を吊るものとし、インサート位置の芯出し誤差は５cm以内とする。５cmを超える誤差を生じたときはインサート調整金具等により吊ボルト位置の調整をする。 （4）監督員の指示のあるときは、取付詳細図を提出し、承諾を得ること。
	4．電極棒の長さ	機械設備工事と協議すること。また、別に定める「電極棒の長さの設定基準」による。
	⑤配線器具	図面に特記ないかぎり大角連用埋込型とする。
	⑥位置ボックスおよびジョイントボックスなど〔標p103 2.2.7〕	図面に明記ないかぎり位置ボックスなどは下記による。 （1）カバープレートは、原則として壁に角プレート、天井に丸プレートとする。 （2）プルボックス、ジョイントボックスは、そのプレート表面に用途を示す文字を別に定める「標示基準」により標示する。 （3）天井又は壁埋込みの場合、ボックスを埋込みすぎないようにし、塗りしろカバーと仕上がり面とが約１０mm程度以上埋込みすぎた場合は継ぎわくを使用する。ただし、ボード張りでボード裏面と塗りしろカバーの間が５mm程度に施工した場合は、この限りでない。 （4）ネジ類は、ボックス長さに応じた適正な長さとし、ステンレスあるいは黄銅製とする。
	⑦機器の取付高さ〔監p413 2.14.3〕	（1）各機器の取付高さは、原則として下記による。

品名		中心高さ（mm）
分電盤、操作盤等		床上 1,500または、盤上端 1,900以下
スイッチ		床上 1,300
シルバー住宅用スイッチ		床上 1,100
手元開閉器、マグネット押釦		〃 1,500
引込開閉器		地上 1,800～2,200
屋外側壁灯		〃 2,500～3,500
自動点滅器		〃 3,000～4,000
コンセント	一般室（事務室等）	床上 300
	工場作業室、洗濯室等	〃 800～1,300
	壁付台、作業台上	台上 150～ 300
	和室及び住宅内	床上 200

（2）上記高さに取付困難な場合は監督員の承諾を得ること。

区分	項目	特記事項
事工備設力電	⑧分電盤制御盤〔標p47 1.7～12〕	（1）分電盤、制御盤は標準仕様書による。 制御盤は、原則として露出型とする。 （2）主幹用配線用しゃ断器（漏電しゃ断器の場合も含む）のしゃ断電流は、特記のない場合５，０００Ａ以上とする。なお、漏電しゃ断器は、ＪＩＳマーク表示品とし単相３線式電路に設ける場合は、中性線欠相保護機能付とする。 （3）自立型の場合の底板（●を適用） ●要　○不要 （4）屋外盤の厚はパチン錠付とする。
	9．ヒューズ等の予備数〔標p59 1.7.7〕	制御盤、配電盤などの表示灯用ランプ、ヒューズ類の予備品は、キャビネットごとに現用数の２０％とし、種別および定格ごとに１組以上とする。
	10．電柱および装柱材料	図面仕様に明記ないときは、標準仕様書（p83 1.18）による。
	⑪照明器具等〔標p38 1.4〕〔図p47 電力１～20〕	照明器具は、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の公共建築工事標準図（電気設備工事編）（令和７年版）による他、図面特記、凡例および製作図による。 なお、撤去再取付機器については、撤去前に動作確認を行うこと。
	12．ボックスの絶縁塗装	金属製の各種位置ボックス等の内面には絶縁塗装を施す。なお絶縁塗装は必ず入線前に行うこと。 ただし、焼付塗装済みのボックスはこの限りでない。 図面に特記あるときを除き、本特記仕様書その他の１項による。
	13．避雷針 避雷導線 避雷接地極〔標p81 1.16〕〔図p167 電力50～51〕	（1）避雷突針　クロムメッキ（●を適用） ●国土交通省型　LR1、○国土交通省型　LR2 （2）避雷導線（●を適用） 銅より線　○３０mm²　●３８mm²　○４０mm² （3）導線保護管（●を適用） ○黄銅管、●硬質ビニル管 （4）接地用端子箱（●を適用） ○黄銅製箱　●ステンレス箱　○合成樹脂箱 （5）接地極（接地抵抗値はおおむね５Ω以下とする） ア　主極・・・銅板　１．５×９００×９００以上のもの１枚 イ　補助極・・・銅棒（１４φ×１，５００）
	14．接地工事および接地極〔図p172 電力55～58〕〔標p128 2.13.5〕	図面に特記あるときを除き下記による。 （1）接地極に用いる銅棒は（１４φ×１，５００） （2）接地抵抗値については、おおむねＡ、Ｃ種５Ω、Ｄ種５０Ωを目標とする。 既設接地端子及び接地線を利用するときは、事前に接地抵抗値を測定し法定値以内であることを確認すること。 （3）標準仕様書の（２・１３・５）による接地工事の省略等を適用する場合は、必ず監督員の承諾を得ること。
	⑮金属管配線〔標p102 2.2.5〕〔監p340 2.2.5〕	（1）アースボンド線の太さは標準仕様書（表２．２．１）による。 （2）アースボンドは、ラジアスクランプによる。
事工備設電変受	1．相の色別	図面仕様に明記ないときは、標準仕様書（p148 1.1.4）による。
	2．高圧母線のサイズ	図面に明記ないときは下記による。（●を適用） ＯＥ　○８mm²　○１４mm²　○２２mm²　●３８mm²
	3．受配電盤〔標p145 1.1〕	（1）標準仕様書によるほか、屋外形にあっては横雨が侵入し難い構造とし、ドアには、ハンドルと連動する上下の押え金具を設ける。なお両開きドアの場合は左右それぞれ設ける。 （2）内部照明付とする。
	4．接地工事および接地極	本特記仕様書電力設備工事の１４項による。
	5．母線相互の間隔など〔標p145 1.1.2〕	（1）母線相互の間隔及び母線とこれを支持する造営材との離隔距離の最小値は、標準仕様書（表１．１．２）による。 （2）閉鎖配電盤及び半閉鎖配電盤の高圧配線絶縁距離は標準仕様書（表１．１．２）による。
	6．ヒューズ等の予備数	ヒューズ等の予備数は本特記仕様書電力設備工事の９項による他、電力ヒューズについては種別および定格ごとに１組以上とする。
	7．絶縁抵抗値	本特記仕様書電力設備工事の２項による。
	8．その他	図面仕様によるほか、高圧受電設備規程及び配電規程等による。電気室内の配線用遮断器等の回路名称については、棟名及び盤名を記入すること。

区分	項目	特記事項
事工備設電発	1．発電装置〔標p239 第５編第１章〕	図面仕様によるほか下記による。（●を適用） （1）発電機 通風方式　●自己通風式　○強制風冷式 （2）ディーゼル機関、タービン機関 共通台床式で防振装置付とする。 始動方式　●電気式　○圧縮空気式 （3）充電装置 充電器は自動定電圧装置および過充電防止装置付とする。
	2．電線の色別	本特記仕様書電力設備工事の１項による。
	3．防災用発電機〔標p239 1.1.1〕〔監p601 1.1.1(1)～(3)〕	消防法等による非常電源としての発電設備は、消防法及び建築基準法に適合したものとする。
事工備設報情信通	1．電線の色別〔標p398 2.1.3〕	（1）電線の色別は下表による。

配線種別	マイナスまたは共通	電圧側
電気時計	赤または黒	青
拡声	白	黒、黄または赤
火災報知	白	赤（表示線） 黒（電話線） 青（ベル線） 黄（確認ランプ）
接地線	緑または緑／黄	

（2）通信線の色別順は、青・黄・緑・赤・紫の順とする。

区分	項目	特記事項
事工備設報情信通	2．端子盤	図面仕様に明記ないときは、標準仕様書（p326 1.4）による。
	3．電柱及び装柱材料	図面仕様に明記ないときは、標準仕様書（p386 1.20）による。
	4．接地工事および接地極	接地極は、本特記仕様書電力設備工事の１４項による。
	5．ヒューズ等の予備品	ヒューズ等の予備数は本特記仕様書電力設備工事の９項による他、図面仕様に明記ないときは、標準仕様書（p332 1.4.6ほか）による。
	6．機器の取付高さ	（1）各種機器の高さは、原則として下表による。

品名		中心高さ（mm）
電話用位置ボックス		床上 300または、タタミ上 200
親時計		床上 1,800
小時計		床上 2,300
スピーカー		床上 2,300
音量調整器		床上 1,300
表示器・電鈴		床上 2,300
同上操作スイッチ等		床上 1,300
インターホン		親機　床上 1,400 子機　床上 1,000
テレビアンテナ端子		床上 300または、タタミ上 200
端子盤		床上 750または、タタミ上 1,500
火災報知設備	Ｐ形発信機	床上 800～1,500
	標識灯（単独）	床上 2,100
	電鈴（単独）	床上 2,300
	分布型感知器（単独）	床上 1,800
	総合盤	床上 800～1,500
	受信機操作部	床上 800～1,500
	副受信機	床上 800～1,500

（2）上記高さに取付困難な場合は監督員の承諾を得ること。

区分	項目	特記事項
事工備設報情信通	7．位置ボックスおよびジョイントボックス	本特記仕様書電力設備工事の６項による。
	8．絶縁抵抗値〔標p140 2.18.2〕	（1）測定は、測定場所に適合した電圧の絶縁抵抗計を使用すること。 （2）１回路又は１系統当たり線間、対地間共５ＭΩ以上とする。但し、新設部分においては、おおむね５０ＭΩ以上とする。 （3）機器取付後の測定可能な絶縁抵抗値は１ＭΩ以上とする。
他のそ	①塗装〔標p10 1.3.8〕〔標p35 1.2.6〕〔標p186 1.7.3〕	盤、ブルボックス、配管等の塗装の仕上色については、美観を考慮の上決定し建物壁面と同色系とすること。ただし、建築美観その他の理由で不適と認められるときは、監督員の指示による。 標準色：　・屋内　２．５Ｙ９／１　・屋外　５Ｙ７／１ なお、盤・ブルボックスについては、十分なさび止め処理を施し、アクリル焼き付け又は、粉体塗装を行うこと。 塗料、その他の化学製品の取り扱いに当たっては、当該製品の製造者が作成した化学物質等安全データシート（ＳＤＳ）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。
	②化学物質を放散する建築材料等〔標p20 2.7.1〕	塗料・接着剤等の材料については、原則としてホルムアルデヒド等揮発性有機化合物の放散量が小さく建築基準法の規制対象外である「Ｆ☆☆☆☆」の材料を使用すること。
	③解体等の作業における石綿対策	大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、石綿含有建材に係る調査及び施工を行うこと。 調査が必要な場合は、下記によるものとする。 （1）調査範囲は原則として施工範囲の各施工部位とする。 （例）機器・点検口の設置に伴う天井改修部分 配管・配線を固定・貫通する内壁・外壁の部分 その他施工に伴い撤去・改修を行う部分 （2）調査は、目視・既存図面・発注者から提供される資料等により行うこと。 （3）調査結果を取りまとめ、監督職員に提出するとともに現場に備え付けること。 （4）調査の結果、施工部位に含有建材の使用が確認された場合は、その対応について監督職員と協議することとする。 （5）協議の結果必要と認められれば、契約書に基づき検体分析及び石綿飛散防止対策に関する設計変更を行う場合がある。
	④機器及び材料〔標p12 1.4.1〕	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に定めるところにより、環境負荷を低減できる材料を選択するよう努める。
	5．改訂日	Ｒ０８０４０１
		※この特記仕様書における参考ページの略号は以下の通りとする。 標＝標準仕様書，監＝監理指針，図＝標準図

変更事項	検図	担当	製図	株式会社　遊心設計 一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号） 管理建築士登録番号１級建築士第200075号　蜷川洋幸 鹿児島県鹿屋市川東町7048-38　PHONE (代) 0994-40-2782	工事名	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事	図面番号
					図名	特記仕様書（電気設備）	E-01
					縮尺	S= no scale　DATE	

改修前平面図 S=1/100

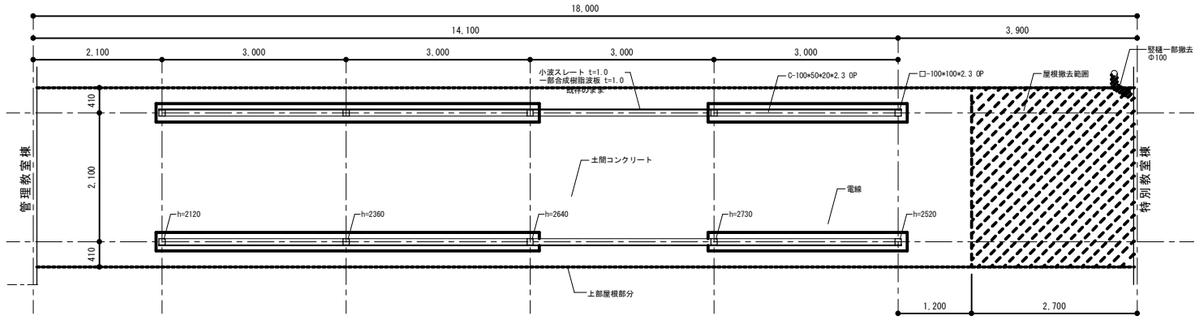

改修前立面図 S=1/100

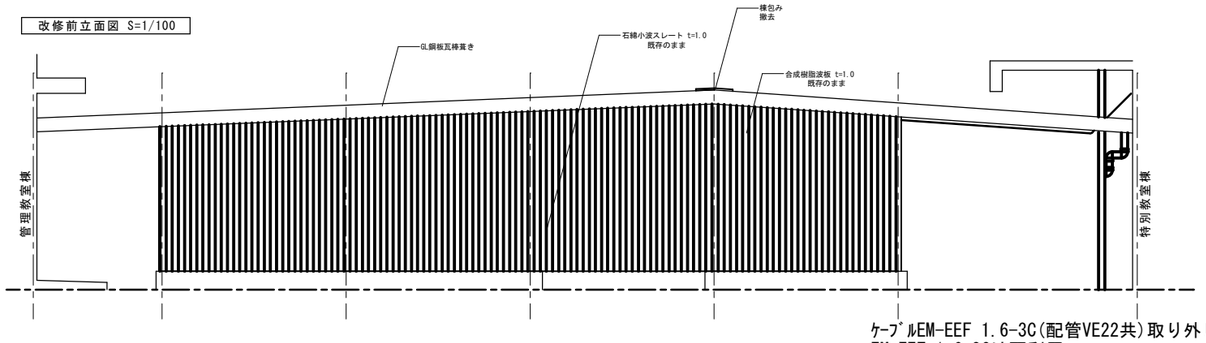

改修前天井伏図 S=1/100

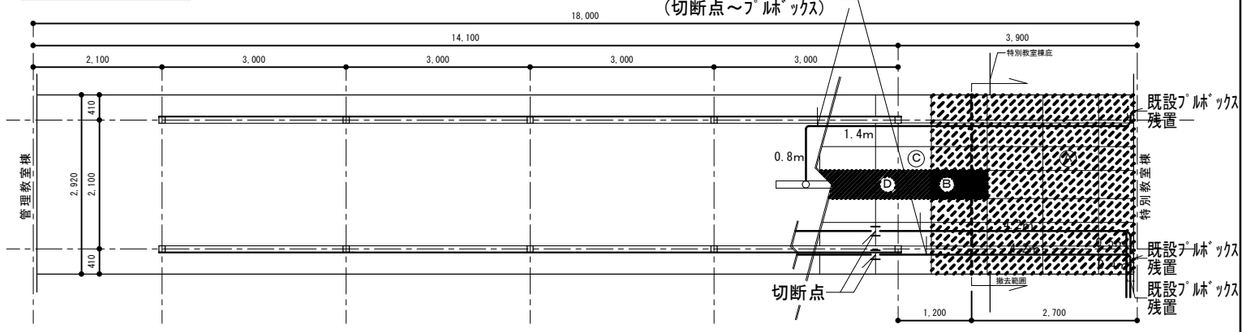

Ⓐ	ケイカル板 撤去
Ⓑ	有孔ケイカル板撤去後ケイカル板新設
Ⓒ	ケイカル板 既存のまま
Ⓓ	有孔ケイカル板 既存のまま

改修前天井伏図 S=1/100

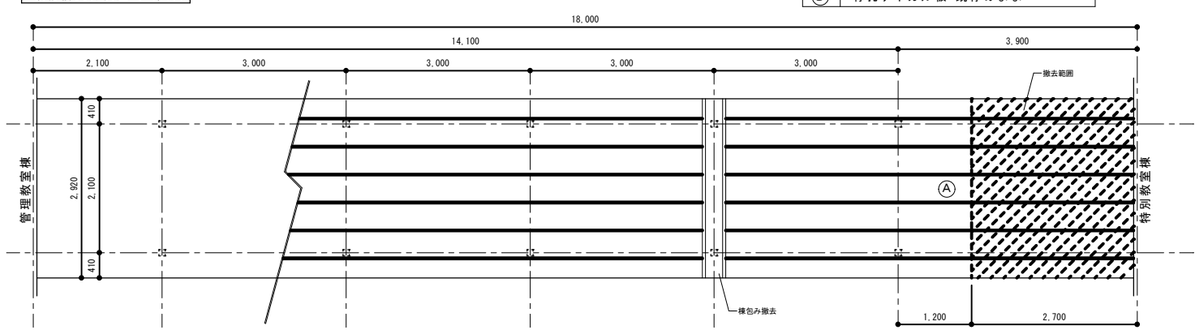

Ⓐ	GL鋼板瓦棒葺き（一部撤去）

改修前矩計図 S=1/50

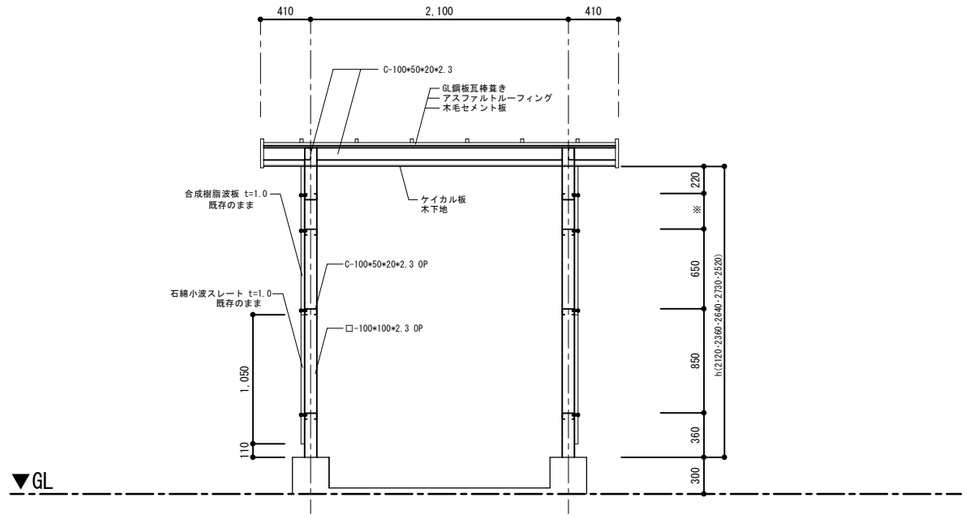

改修前詳細図 S=1/50

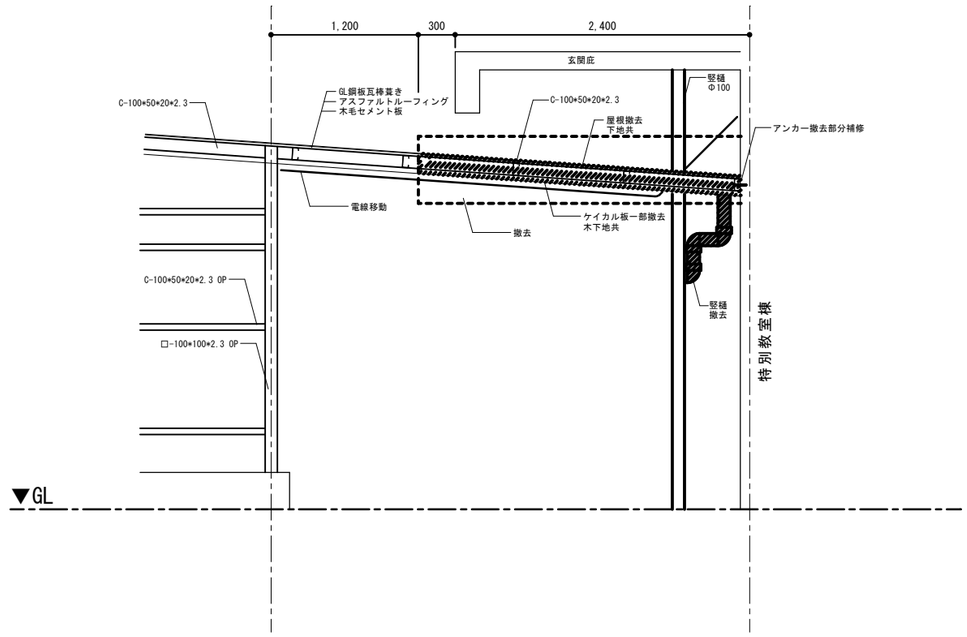

変更事項	検図	担当	製図	株式会社 遊心設計	工事名	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事	図面番号
				一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号） 管理建築士登録番号 1級建築士第200075号 蜷川洋幸 鹿児島県鹿屋市川東町7048-38　PHONE　0994-40-2782	図名	渡廊下部分改修前図面	E-02
					縮尺	S=1/100 1/50 1/20	DATE

改修後平面図 S=1/50

（ 2.1m×15.1m = 31.71㎡ ）

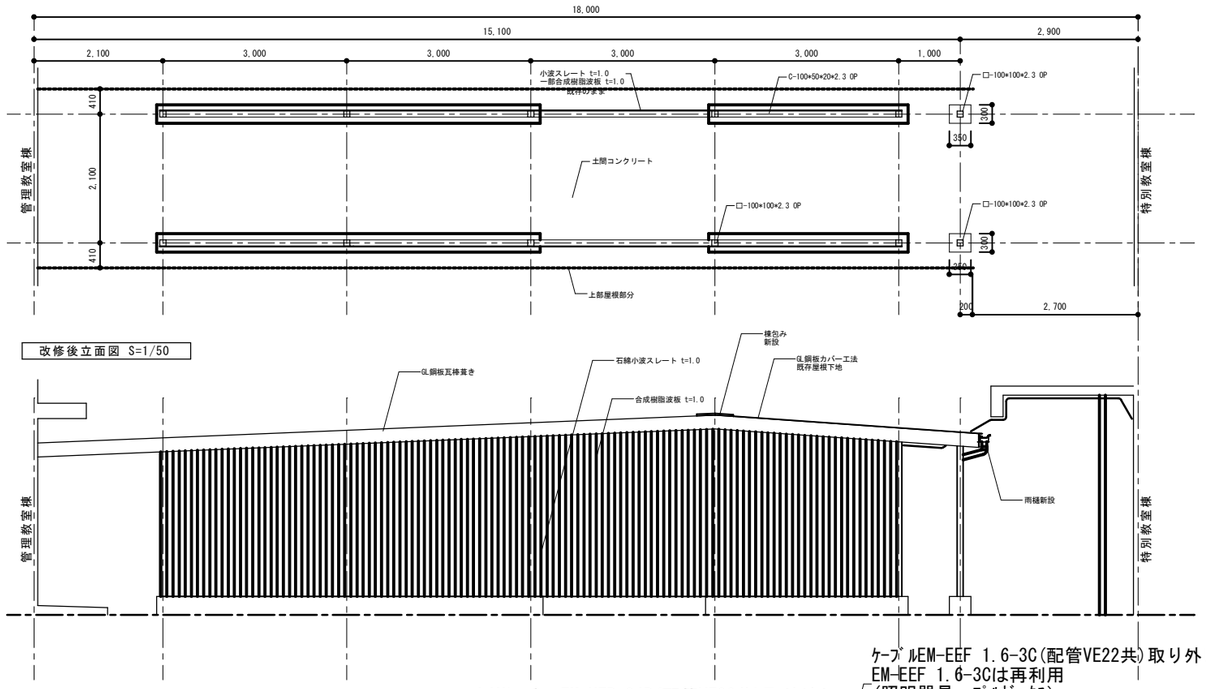

改修後立面図 S=1/50

改修後天井伏図 S=1/50

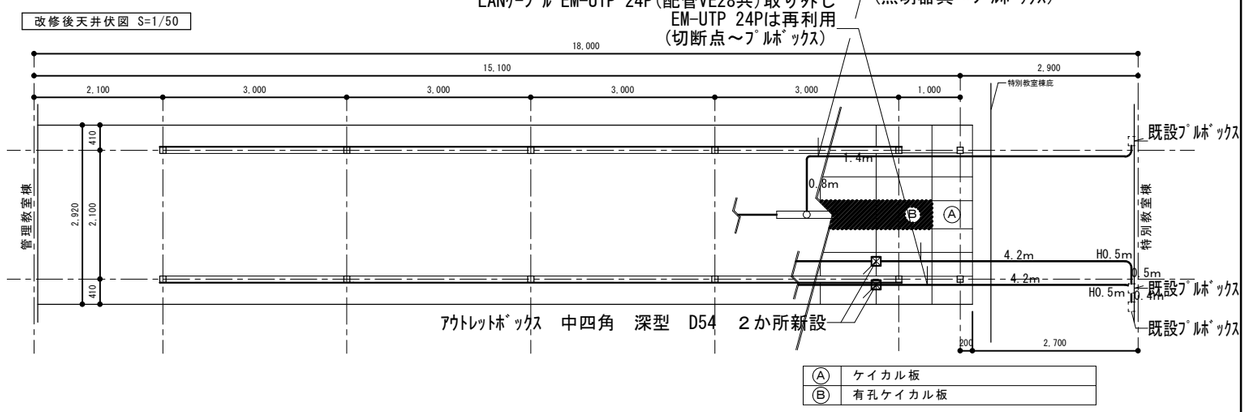

Ⓐ	ケイカル板
Ⓑ	有孔ケイカル板

改修後天井伏図 S=1/50

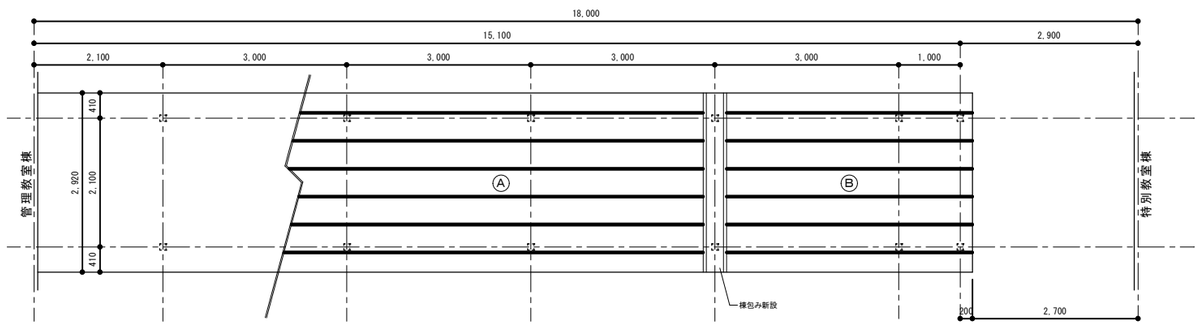

Ⓐ	GL鋼板瓦棒葺き
Ⓑ	GL鋼板カバー工法 t=0.3

改修後矩計図 S=1/50

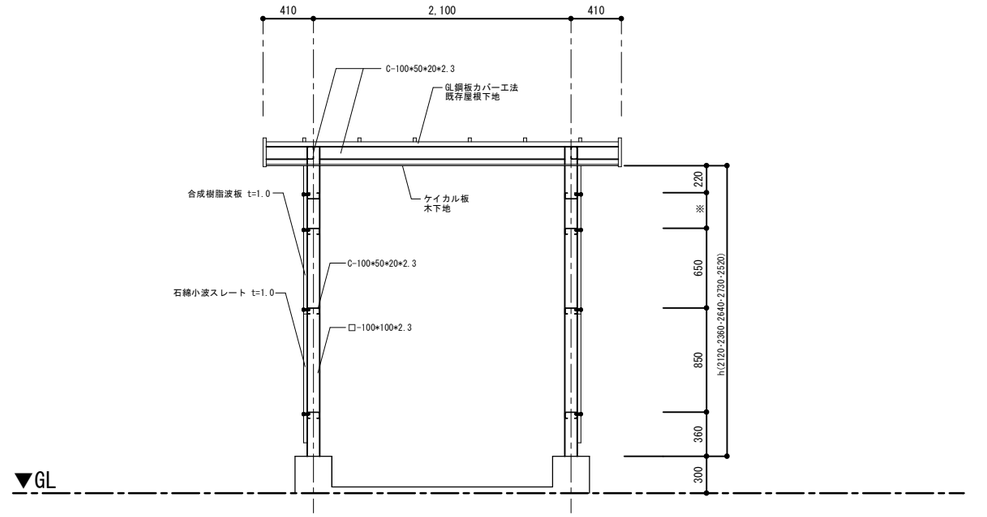

改修後詳細図 S=1/50

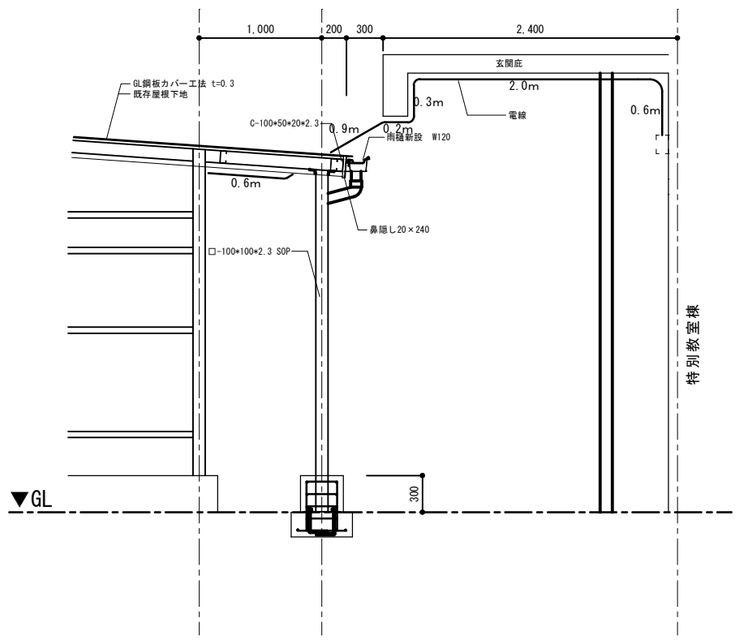

柱脚詳細図 S=1/20

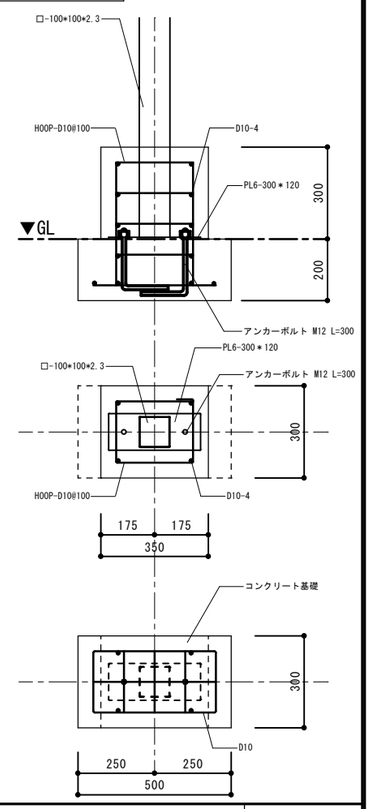

変更事項	検図	担当	製図

株式会社 遊心設計
一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号）
管理建築士登録番号 1級建築士第200075号 蜷川洋幸
鹿児島県鹿屋市川東町7048-38 PHONE 0994-40-2782

工事名	令和８年度 田代中学校バリアフリー化ほか改修工事		図面番号
図名	渡廊下部分改修後図面		E-03
縮尺	S=1/100 1/50 1/20	DATE	

※ 既設

盤名称・電源種別 幹線番号・主幹開閉器	分岐	回路番号	供給室名	電圧(V)	分岐開閉器 配線遮断器(AF/AT) M:MCCB E:ELCB	その他付属品	負荷容量(VA) L1相側 照明	コンセント	換気(一般)	換気(空調)	温水器	合計	予備	L2相側 照明	コンセント	換気(一般)	換気(空調)	温水器	合計	予備	L1相-L2相 照明	コンセント	予備	備考
L-1(既設)																								
一般回路																								
壁掛型 上部ダクト付																								
CVT60 E14 既設 210/105V																								
																								計
		L-2		100	M 3P 100 / 75							10,920												
		L-3		100	M 3P 100 / 50													3,895						
		特別教室棟		100	M 3P 100 / 60							6,000												
		SP	SP→車椅子用昇降機	100	M 1P 50 / 20							150												
		火報		100	M 2P 50 / 20							100												
	ELB 3P 100AF/ 75AT																							
		1	多目的ホール１	100	M 1P 50 / 20							960												
		2	多目的ホール２	100	M 1P 50 / 20													1,440						
		3	多目的ホール３	100	M 1P 50 / 20							1,440												
		4	図書室	100	M 1P 50 / 20													840						
		5	放送室・スタジオ	100	M 1P 50 / 20							1,020												
		6	事務室	100	M 1P 50 / 20													660						
		7	校長室	100	M 1P 50 / 20							1,120												
		8	職員室１	100	M 1P 50 / 20													1,240						
		9	職員室２・更衣室	100	E 1P 50 / 20							960→1,500(ｺﾝｾﾝﾄ増設)												
		10	保健室	100	E 1P 50 / 20													900						
		11	用具室	100	E 1P 50 / 20							780												
		12	東側ロッカー・便所	100	E 1P 50 / 20													720						
		13	玄関・売店	100	E 1P 50 / 20							1,216												
		14	東側廊下・玄関	100	M 1P 50 / 20													920						
		15	多目的ホールC	100	E 1P 50 / 20							600												
		16	スタジオC	100	M 1P 50 / 20													200						
		17	放送室C	100	M 1P 50 / 20							800												
		18	職員室・校長室C	100	M 1P 50 / 20													500						
		19	印刷室C	100	M 1P 50 / 20							500												
		20	電子コピー	100	M 1P 50 / 20													1,200						
		21	印刷室C	100	M 1P 50 / 20							500												
		22	SP→特別支援ｺﾝｾﾝﾄ	100	M 1P 50 / 20													600						
		23	外灯	100	M 1P 50 / 20							500												
		24	SP→特別支援(電温)	100	M 1P 50 / 20													600						
												小計（１）						28,106						
						◎ET						小計（２）						15,229						
												26,916												
												合 計						42,145						

※ 新設 数量：1台

手元開閉器 結線図 （屋外 防水SUS製 壁掛型）

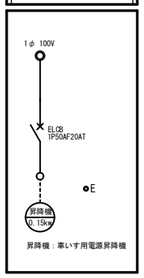

※ 既設

引込開閉器盤結線図 （屋外・防水SUS製・壁掛型）

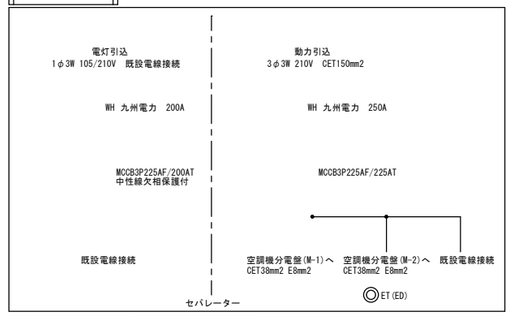

※引込開閉器盤新設工事前に、九州電力と打合わせを行う。
工事後、必要に応じて電力契約変更手続きを行う事。

※ 既設

空調機分電盤(M-1)結線図 （屋外 防水SUS製 壁掛型）

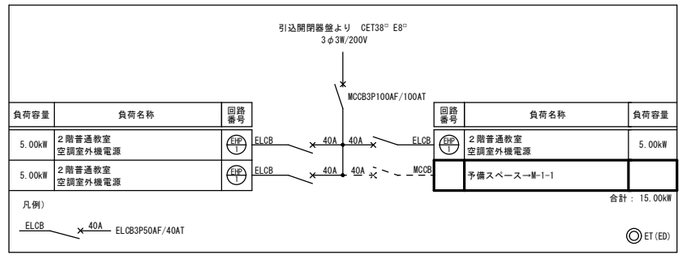

※ 新設

空調機分電盤(M-1-1)結線図 （屋外 防水SUS製 壁掛型）

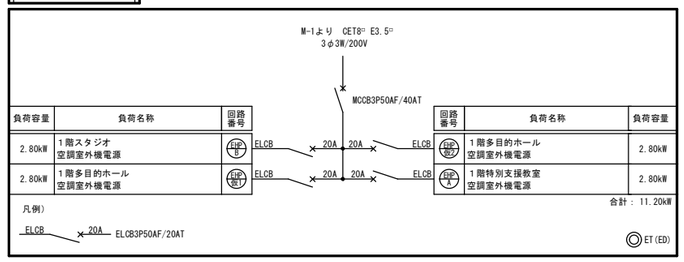

※ 新設 数量：4台

手元開閉器 結線図 （屋外 防水SUS製 壁掛型）

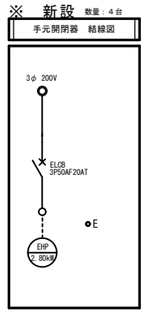

変更事項	検図	担当	製図	株式会社 遊心設計	工事名	令和８年度 田代中学校バリアフリー化ほか改修工事	図面番号
				一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号） 管理建築士登録番号１級建築士第200075号 鰐川洋幸 鹿児島県鹿屋市川東町7048-38 PHONE (代) 0994-40-2782	図名	分電盤結線図	E-04
					縮尺	S= no scale	DATE

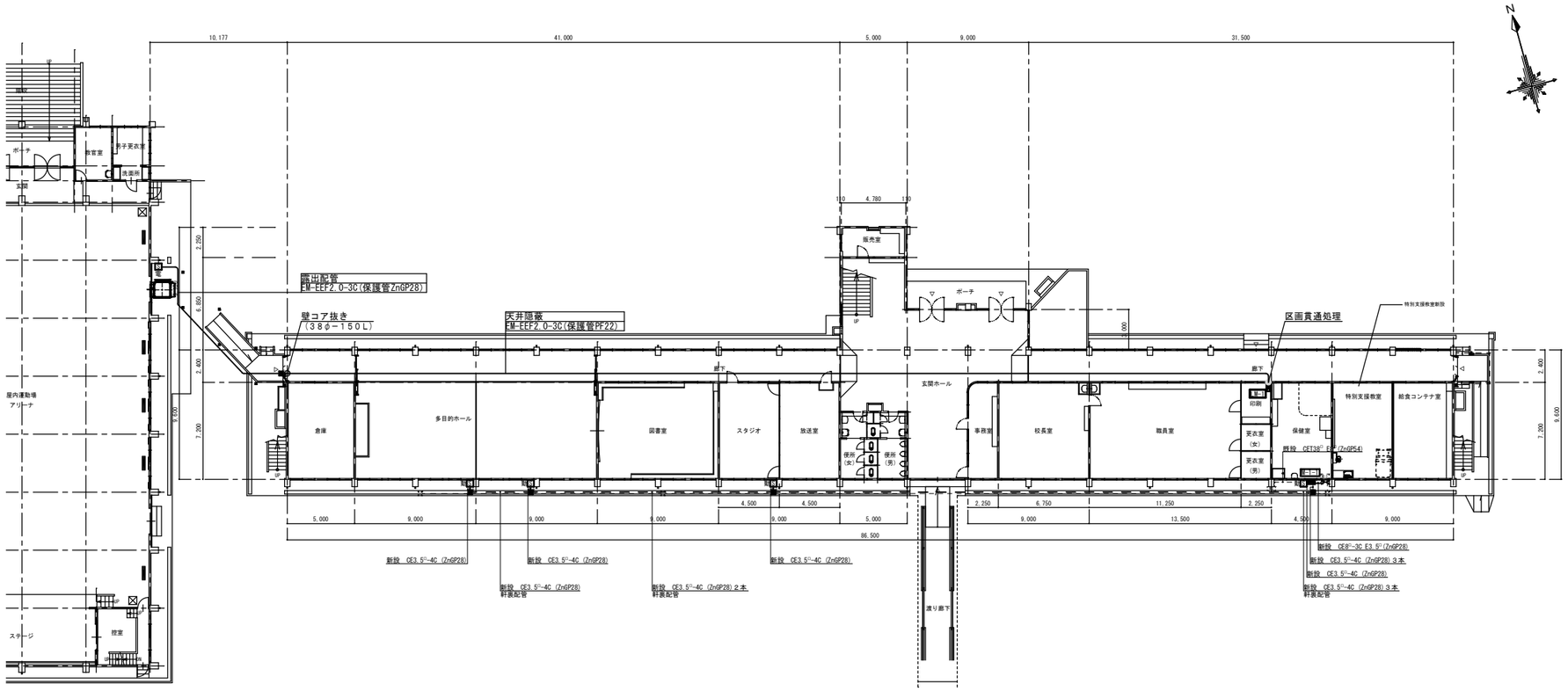

改修後１階平面図　S=1/200

注記）１．図中、━━━ 太線の配管は撤去・新設とする。
２．図中、ー　ー 破線の配管は既設利用とする。
３．図中、—□— は既設管接続箇所を示す。
４．図中、⊪—— はプラグ止めを示す。

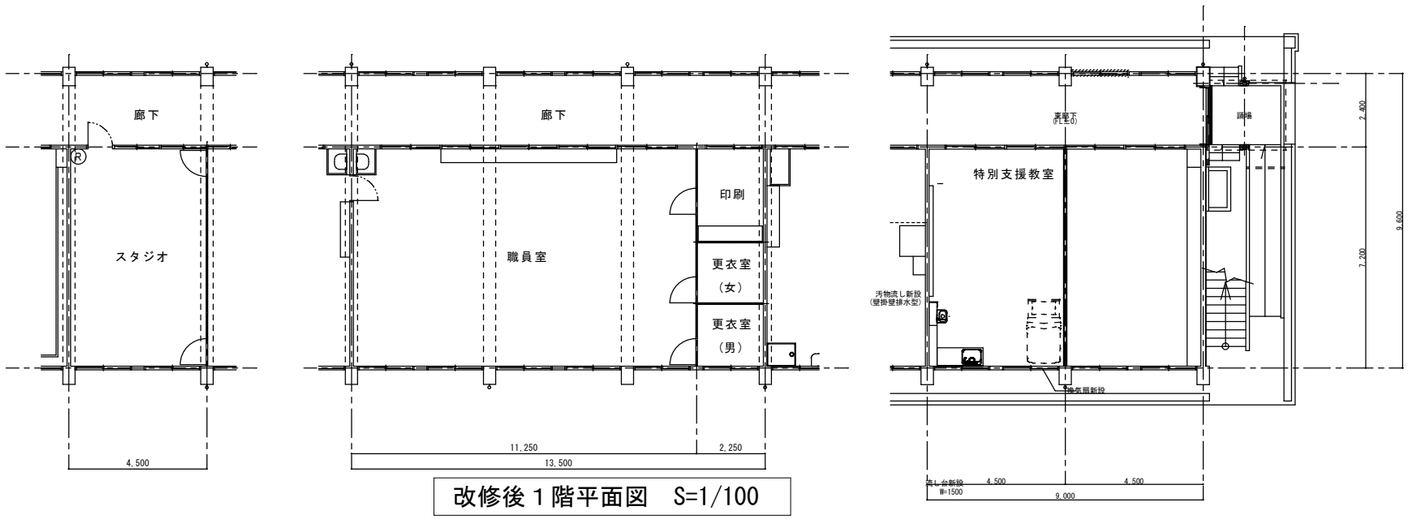

改修後１階平面図　S=1/100

注記）１．図中、━━━ 太線の配管は撤去・新設とする。
２．図中、ー　ー 破線の配管は既設利用とする。
３．図中、—□— は既設管接続箇所を示す。
４．図中、⊪—— はプラグ止めを示す。

凡例

記号	名称	仕様	備考
BOX	引込開閉器盤	結線図参照	既設のまま
▪▪	腕金		既設のまま
▬	既設電灯動力分電盤		既設のまま
▪	集中空調リモコン	別途、機械設備工事	既設のまま
▬	空調機分電盤	結線図参照	既設(M-1)+新設(M-1-1)
S動	手元開閉器盤	屋外・SUS製・壁掛型	ELCB3P50AF/20ATx1内蔵
S電	手元開閉器盤	屋外・SUS製・壁掛型	ELCB1P50AF/20ATx1内蔵
⊠A	プルボックス	PB300x300x150 SUS-WP	
⊠B	プルボックス	PB200x200x150 SUS-WP	
⊠C	プルボックス	PB150x150x100 SUS-WP	
ー ── ー	露出配管・配線		
———	天井内隠蔽配管・配線		

変更事項

検図	担当	製図

株式会社 遊心設計
一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号）
管理建築士登録番号１級建築士第200075号 蜂川洋幸
鹿児島県鹿屋市川東町7048-38 PHONE (代) 0994-40-2782

工事名	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事		図面番号
図名	電灯設備（電灯幹線），動力設備（動力幹線）配線図		E-05
縮尺	S=1/100 1/200	DATE	

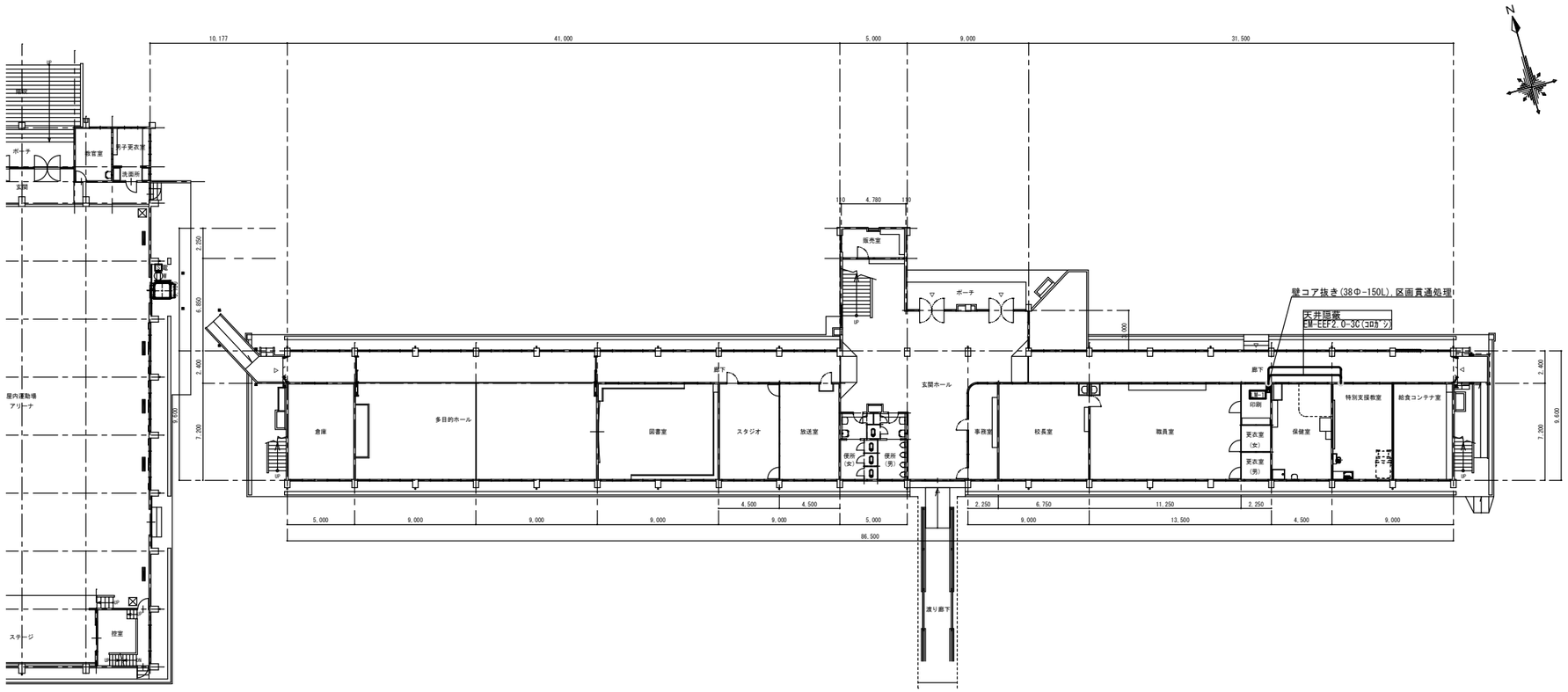

改修後１階平面図　S=1/200

注記）１．図中、━━━ 太線の配管は撤去・新設とする。
２．図中、ー　ー 破線の配管は既設利用とする。
３．図中、—□— は既設管接続箇所を示す。
４．図中、⊪—— はプラグ止めを示す。

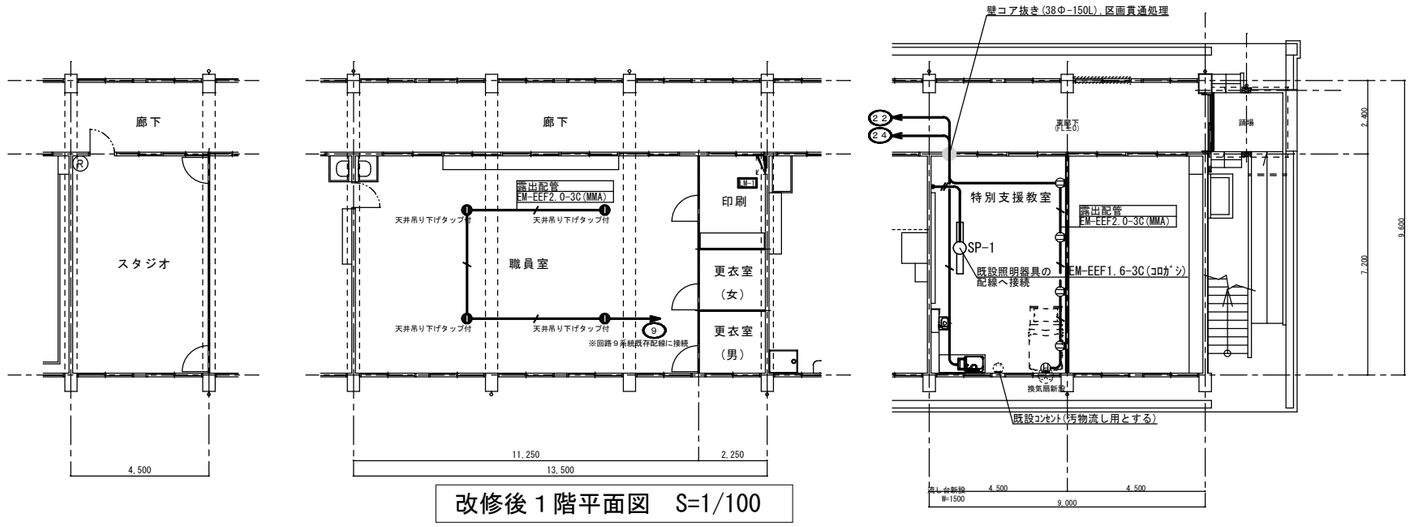

改修後１階平面図　S=1/100

注記）１．図中、━━━ 太線の配管は撤去・新設とする。
２．図中、ー　ー 破線の配管は既設利用とする。
３．図中、—□— は既設管接続箇所を示す。
４．図中、⊪—— はプラグ止めを示す。
５．新設コンセントの位置は現場打合せにより決定する。

SP-1			
LSS13-4-45	光束	：	4500 lm以上
	消費電力	：	40 W以下
	消費効率	：	100 lm/W以上
	電圧	：	100～242 VA
LED照明器具			

特記なき配線は下記による。		
//	EM-EEF1.6-2C（保護管PF16）	ころがし
	EM-EEF1.6-3C（保護管PF16）	ころがし
	EM-EEF1.6-3C（PF16）	天井隠ぺい
/	EM-EEF2.0-3C(保護管PF22)	ころがし
/	EM-EEF2.0-3C(PF22)	天井隠ぺい

・天井内はころがし配線とする。
・壁面立下げ部は保護管にて保護のこと。

変更事項		検図	担当	製図	株式会社 遊心設計	工事名	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事	図面番号
					一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号） 管理建築士登録番号１級建築士第200075号 蜂川洋幸 鹿児島県鹿屋市川東町7048-38 PHONE (代) 0994-40-2782	図名	電灯設備（電灯分岐・コンセント分岐）	E-06
						縮尺	S=1/100 1/200	DATE

特　記　仕　様　書

建物概要	構　造	●RC　○SRC　○S　○W		
	階	地下　階　地上　2階		
		2,639.0㎡		
	建物用途	建築基準法別表第一　三項	消防法施行令別表第一　7項学校	
		耐震安全性の分類　○特定の施設　○一般の施設	地域係数　●1．0　○（　）	

工　事　項　目		
給　排　水　衛　生　工　事		空　気　調　和　工　事
●衛生器具工事	○消火工事	●空気調和工事
●給水工事	○ガス工事	●換気工事
●排水工事（含通気）	○浄化槽工事	
●給湯工事	○厨房器具工事	

Ⅰ　一般事項

1．本工事は、本特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部整修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和７年版）並びに同上監修公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和７年版）（以下標準仕様書という）、国土交通省国土技術政策総合研究所監修建築設備耐震設計・施工指針（２０１４年版）による。

2．本工事の使用資材の品質、規格、種別等は、本特記による。

3．本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続等の費用はすべて受注者の負担とする。

4．施工計画書は、着工に先だち、監督職員に提出する。

5．本工事に下記の当該職種別技能士を適用させる。（但し●印のみ）
○配管技能士　○ダクト板金技能士　○熱絶縁施工技能士　○冷凍、空気調和機器施工技能士〔 標P-15 1.5.2〕

6．本工事で、特記事項に定める「立会検査を要する施工工程」に達するときは、事前に監督員に連絡して立会検査もしくは指示に従うこと。〔 標P-17 1.5.8〕

7．設計図書に明記なくとも関係法令上または機器の機能上当然必要となるものについては、原則として請負金の範囲内で施工する。

8．発生材の処理等については、図示によること。〔 標P-11 1.3.9〕

9．本工事の施工に伴う既設建物の破損箇所は従来にないよう復旧する。

10．前払金について
●契約金額の４０％の範囲内で請求することができる。
○出来高予定額の４０％の範囲内で請求することができる。
（契約会計年度の率は、契約金額の　％程度、次年度の率は　％程度である
○建設工事請負契約書第41条第3項を適用し、原則として契約会計年度に翌会計年度分も含めて、契約金額の４０％の範囲内で請求することができる。

11．中間前金払い又は部分払いについて
本工事において、中間前金払い又は部分払いのいずれかを選択するものとする。
１）中間前金払い
●中間前金払いを選択した場合、部分払いは行わない。
○中間前金払いを選択した場合でも、契約会計年度末には出来高予定額に応じた部分払いを受けることができる。（契約会計年度出来高予定　％）
中間前金払いは契約金額の２０％以内とし、前金払いとの合計額が契約額の６０％を超えないものとする。
２）部分払い
本工事で前払い金を支払ったものについては２回、支払いがなされていないものについては３回を超えて部分払いをすることはできない。

12．コリンズ(CORINS)に登録する必要がある場合（契約金額が５００万円以上）には、工事実績情報を日本建設情報総合センターに登録すること。登録後、コリンズから監督員に「登録のための確認のお願い」が送付されるので、承諾を受けること。なお、登録する期間は契約後（変更後及び工事完成後）土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。〔 標P-5 1.1.4〕

13．下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用について
１）受注者は、工事の一部を下請に付する場合は、施工地を管轄する地域振興局等の管内に主たる営業所を有する者を使用するように努めることとする。
２）受注者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
３）監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。

14．県産資材等の優先使用について
１）工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
２）受注者は、「材料使用承認願」において、すべての資材について県産材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
指定資材（７品目）：生コンクリート（レディミクストコンクリート）、コンクリート二次製品、石材類、アスファルト合材、木材、樹木、野芝
３）前項の「県産資材等不使用状況報告書」において、第１項の資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。
４）受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」の電子（エクセル）データを監督職員に提出すること。

15．各工種の施工にあたっては、関係法令に定められた有資格者を配置すること。

16．ダンプトラック等による過積載等の防止について
１）工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
２）過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
３）資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
４）さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラックが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
５）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
６）下請け契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるものまたは、業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
７）1）～6）のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

Ⅱ　特記事項

1．特殊な材料と工法	標準仕様書に記載されていない特殊な材料により施工する場合は監督職員の承諾を得ること。なお、特殊な材料による施工は当該製品の指定工法による。
2．建設工事との取合	壁面、天井面等に機器取付のため必要な開口部等を設ける場合の施工の範囲は、設計図書等に明記のない場合は、監督職員の指示によること。
3．関連工事等の調整	関係工事等については、当該工事関係者と協力し、工事の円滑な進捗を図るものとし、疑問が生じたら監督職員の指示によること。
4．施工過程における調整	工事現場進行の過程における調整については、地域振興局・支庁の建築担当職員と充分に打合せをおこない、指導を受けること。
5．完成図	発注図を施工現場と一致するよう訂正をした後、下記製本およびＣＤ－ＲＯＭを提出する。〔 標P-18 1.7.2〕（●Ａ－４版１部、●Ａ－３縮小版２部、○Ａ－１サイズ　部）
6．試験成績書	都市ガス設備、液化石油ガス設備は、ガス供給事業者の規定する気密試験成績書を２部提出する。県指定様式による。その他の試験成績書は監督員の指示による。〔 標P-16 1.5.5〕〔 標P-18 1.7.1〕
7．申請書類	本工事の施工に必要な官公署への申請書類は原本またはその写しを２部ずつ作成し、完成図と一緒に提出する。〔 標P-5 1.1.3〕〔 標P-18 1.7.1〕
8．工事報告	工事報告は、別に定める工事出来高報告書により毎月末見込みの出来高等を当月の２０日までに監督員に提出する。（Ａ－４版）
9．工事の記録等（工事写真）	（1）監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。 （2）工事の施工に当たり、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。 （3）次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。 (ア)設計図書に定められた施工の確認を行った場合 (イ)工事の施工による隠ぺい等で、後日の目視に検査が不可能又は容易ではない部分の施行を行う場合 (ウ)一工程の施工を完了した場合 (エ)適切な施工の証明を監督職員に指示された場合 （4）（1）から（3）までの記録について、監督職員から請求されたときは、提示又は提出をする。 （5）工事写真は原則としてデジタル写真とし、ファイル形式及び画素数については「鹿児島県電子納品ガイドライン」に準ずること。
10．施工見本	管の接合、ダクトの接続、保温については、原則として見本を整備すること。 その他監督職員との協議により必要と認められたもの等については、監督職員の指示により見本を整備すること。
11．工事打合簿	工事打合簿については、電子メールにて取り交わすことが出来る。

Ⅲ　特記仕様（下記項目及び特記事項中●印を付けたものを本工事に適用）

項　目	特　記　事　項
1．共通事項	
1．環境への配慮	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選定するように努める。〔 標P-12 1.4.1〕
2．機　材	使用資機材は、原則新品とし、ＪＩＳ・ＪＷＷＡ等標準仕様書に定められた規格品とする。 使用機材は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」記載品、または同等品以上のものとする。〔 標P-12 1.4.2〕
3．化学物質を放散する建築材料等	塗料、接着剤、保温材等の材料については、原則としてホルムアルデヒド等揮発性有機化合物放散量が小さく建築基準法の規制対象外である「Ｆ☆☆☆☆」の材料を使用すること。〔 監P-66 1.4.1〕
4．防火区画貫通部	区画貫通の管類は、建築基準法に従い施工する。なお、その際の充填材はモルタルまたはロックウールとし、保温材はロックウールとする。 国土交通大臣認定工法（防火パテ等）の使用も可。〔 標P-80 2.8.1,監P-286 2.8.1〕
5．配管用のスリーブ	地中部分等で水密を要する部分はつば付鋼管とし、地中部分で水密を要しない部分のスリーブは、ビニル管とする。 上記以外は原則として亜鉛鉄板製とするが、柱及び梁以外の個所で、開口補強が不要かつ、スリーブ径が200mm以下の部分は、紙製仮枠として良い。〔標P-51 2.2.2?, P-80 2.8.1〕〔監P-286 2.8.1〕
6．専用工具の使用	塩ビライニング鋼管、ポリ粉体鋼管及び外面被覆鋼管は、帯のこ盤又は丸のこ機などで切断し、パイプカッターによる切断は禁ずる。ねじ切り機は、自動切り上げ装置付とする。 ねじ切りに際しては、ねじゲージを使用して適正（JISねじ）に切られているか確認する。 （施工手順を撮影の上、工程写真に表す。）〔 標P-63 2.5.1〕
7．ねじ接合剤	給水用、給湯用及び冷温水用の防食用ペーストシール剤は、ＪＷＷＡ Ｋ １６１に規定する水道用シール剤とする。〔 標P-51 2.2.2B〕
8．支持金物類	屋外、ピット内及び多湿箇所の支持金物類はステンレス鋼製とする。
9．外面被覆鋼管の傷部補修	埋設施工される外面被覆鋼管（内外面被覆含む）については、継手スリーブ端及びチャック・バイブレンチの傷部分にプラスチックテープを巻くこと。（露出部分は原則不要）〔 監P-214 2.5.4〕
10．鋼管の傷部補修	鋼管（内面被覆鋼管含む）については、ねじ込んだ後、残りねじ部及びチャック・バイブレンチの傷部分に、十分さび止めペイントを塗布すること。〔 監P-199 2.5.2〕
11．排水横引管への接続	原則としてＹ管接続とする。（ﾄﾞﾚﾝ配管含む）
12．建物導入部の配管	管のたわみ性を利用した方法（スリークッション）で施工する。エルボ×５　〔 図P-110〕
13．標準埋設深さ	ビニル管（一般４５０Ｈ・車路６００Ｈ）　鋼管（一般３００Ｈ・車路６００Ｈ）〔 標P-79 2.7.2,監P-262 2.7.2〕
14．土中埋設鋼管類（エラス、コート継手及び排水用鋼管もこの項に準じる）	外面を被覆していない鋼管は、プライマーを塗布のうえ、防食テープ１／２重ね１回巻きをさらにプラスチックテープ（JISZ 1901に準じたもの、厚さ0.4mm）で１／２重ね１回巻きを行う。 また、継手等の部分は、ペトロタム系の充填材を詰め、表面を平滑にしたうえで防食シートで包みプラスチックテープを１／２重ね巻１回巻きとする。 （施工手順を撮影の上、工程写真に表す。）〔 標P-79 2.7.3〕
15．コンクリート埋設給管・鋼管	プラスチックテープ（JISZ 1901に準じたもの、厚さ0.4mm）で１／２重ね１回巻を行う。〔 標P-79 2.7.3〕
16．埋設管表示テープ	下記の埋設管には、管頂部全長にわたって、粘着材付表示テープを貼り付ける。 ○直結給水管（上水道本管接続部）　<銀色>　○給水管（水槽以降）　<空色> ○揚水管（受水槽～高置水槽間）　<茶色>　○井水管　<白色> ○消火管　<黄色>　○ガス管　<緑色>
17．埋設管標識シート	各種管上部（地表から１５０mm程度の深さ）にビニール製標識シート（巾１５０）を埋設する。（排水管は除く）〔 標P-78 2.7.1,監P-260 2.7.1〕
18．埋設標	土中埋設のガス管、給水管及び消火管の分岐曲り部に設置する埋設標は次のとおりとする。 （設置箇所は図示による） ・未舗装部分は、アルミ製表示盤をコンクリート（２００φ×３００）で巻き込んだものを、ステンレス線で配管に緊結の上設置する。 ・舗装部分は、キャッツアイを専用工具を用いて設置する。
19．弁類	水槽以降の配管には5K型、その他は10K型。（ＪＩＳ規格）　○水道事業者指定（　　） 内面をライニングした管に使用するねじ込み式の弁等には管端防食継手の規定に準じた管端コアを備えたものとする。 呼び径６５以上の弁は外ネジ式とする。（水道用ソフトシール弁は除く）〔 標P-41 2.2.1〕 呼び径５０以下の揚水ポンプ付属逆止弁はバイパス弁付きでもよい。 呼び径６５以上の仕切弁、逆止弁はライニング弁とする。 屋内オイルタンク及びイルサービスタンクの最高液面以下に設ける元弁及びドレンバルブはＪＩＳ Ｂ２０７１（鋳鋼１０Ｋ外ねじ仕切弁）または同等以上によるものとする。 （所轄消防署の承認するもの）〔 標P-41 2.2.1〕
20．屋外露出の弁類	防露・保温の上ステンレス鋼板による外装を施し、弁棒はグリスアップする。
21．埋設弁類の防食措置	弁側内等の直接土砂に接触しない個所に弁類を設置する場合には、防食措置は原則不要とする。 ただし、水道事業者の指定工法がある場合おより、鋼管ねじ部分については防食を行うこと。
22．機器の防振措置	振動を発生する機器については、ダブルナットで固定し、かつ防振措置を施すこと。 （特記無き場合は防振吊り金具、防振パットとする。）
23．可撓継手	ステンレス製　水用　管径　２５以下　３２～５０　６５～１５０　２００以上 全長mm　３００以上　５００以上　７５０以上　１，０００以上 油用　管径　２０以下　２５～４０　５０～１００ 全長mm　３００以上　５００以上　７００以上 合成ゴム製（水用）　管径　４０以下　５０～８０　１００以上 全長mm　３００以上　５００以上　７００以上 （油用で管径４０以上は消防法令適合品とする）　（鋼製フランジ付）〔 標 P-46 2.2.9〕
24．防振継手	鋼製フランジ付〔 標 P-46 2.2.8〕
25．ユニオンの使用	ユニオンは、呼び径２５以下の見え掛り配管についても、原則として使用しないこととする。 調理器具の接続等ユニオン使用の必要性が生じた場合については、監督職員と協議すること。
26．サービスタンクの油面計	○ゲージ式（側圧式）　○ガラス管式（流出防止形）〔 標 P-54 2.3.4〕
27．標識その他	機器類・弁類・保守工具及び配管等には適宜その名称、内容及び矢印等を記入、もしくは樹脂製札に刻印したものを取り付ける。 （パイプシャフト・ピット内など隠ぺい部の配管類は、文字シール貼り付けでも良い） 必要に応じ消防法、ガス事業法、液石法などによる標識（危険物・火気厳禁他）を設置する。〔 標P-19 1.7.4〕 （例）・弁類にＳＵＳ針金または耐候インシュロックで取付。「○○系統」、「○○Ａ(口径)」を刻印し札には、「○○系統　○○Ａ（口径）」能込み、接着剤で取付。 ・常時開、閉等の注意書きは、必要に応じて追記のこと。 ・室外機は「機器番号・系統名又は室名・竣工年度」を、室内機は「機器番号・竣工年度」を樹脂製札に表示すること。作成前に監督員の確認を受けること。
12．保守指導案内書	本工事の機械設備について保守管理上必要な案内書を２部作成し、完成図と一緒に提出する。（Ａ－４版）〔 標P-19 1.7.3〕
13．産業廃棄物税	本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
14．施工中の安全確保及び環境保全	(1) 台風など風水害による現場被害が予想される場合は、事前の現場養生を確実に行い災害の予防に努めること。 (2) 事前の対策完了報告および事後の現場状況報告を、書面にて監督職員に提出すること。 （盆、正月等長期間現場運営を休止する場合も同様とする） (3) 塗装、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造者が作成したJIS Z 7253による安全データーシート(SDS)を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。〔標P-9 1.3.5, 標P-10 1.3.8〕
15．解体等作業時の石綿対策	解体及び改修作業において、石綿含有建築材料を撤去する必要が生じた場合には、ただちに監督職員に報告すると共に、作業においては「石綿障害予防規則」を遵守すること。
16．建設発生土の処理	●場内処理は敷均し　○場外搬出は下記による。 受け入れ場所（　　）　受け入場所での処置（　○散き均し　○たい積　） 搬出距離（　　）ｋｍ　処分費　○有償　・　○無償 上記に示す受け入れ場所・距離は参考であり、 実施にあたっては監督職員と協議の上、決定する。〔 標P-102 4.2.1〕

※この特記仕様書における参考ページの略号は以下のとおりとする。
標＝標準仕様書、監＝監理指針、図＝標準図　　修正履歴：Ｒ０８０４０１

② 衛生器具工事　〔 標P-247 1.1.1～P-252 1.1.13〕

1．和風大便器	躯体との緩衝材付、鉛管接続の場合は吊り金物を使用する。和便器と前壁との離隔は、２５０mm程度を確保する。和風大便器用フラッシュバルブ壁面取り付けの場合はF.L.+800mm程度とする。〔 標P-297 2.1.8,図P-173、174〕
2．大便器	○洗浄弁式（ノンホールディング機構付）　○タンク式　○電気開閉式　〔 標P-251 1.1.8〕 ○専用洗浄弁式　〔 標P-296 2.1.2,監P-609 1.1.8〕
3．小便器	洗浄弁式（　○手動　　○自動　）〔 標P-247 1.1.2 標P-296 2.1.3,監P-599 1.1.2〕
4．説明シール等	器具付属の説明シール等は、下地を考慮し、最寄りに貼り付けの上。
5．紙巻器	ステンレス鋼板製ワンタッチ形とする。　○シングル　○樹付二連　〔 標P-247 1.1.2〕
●6．水栓類	原則としてＪＩＳ規格、ＪＷＷＡ規格（日水協）適合品とし節水こまとする。シングルレバーは上げ吐水方式。〔 標P-251 1.1.6,監P-607 1.1.6,図P-68〕
7．シールテープの除去	水栓類と配管を接合した後の、見えがかり部分の余分なシールテープは、カッター等を使用し丁寧に除去すること。
8．化粧鏡の裏板補強	化粧鏡を壁に取り付けた際の陥開には、鏡の割れを防止するため補強材を設けること。 （厚さ４mm程度、ゴムシート等）　○一般型　○盗難防止型
9．水栓柱	ＶＢ仕様　○９００ｈ　○１，２００ｈ 必要に応じコンクリート根巻き、または壁にバンドにて固定する。
10．器具廻りのコーキング	陶器類、洗濯機パン等については、原則として器具廻りをコーキング処理すること。
11．便　座	○温水洗浄便座（洗浄用水加温方式　○瞬間方式　○貯湯方式）　○普通便座（ソフト閉止）〔標P-252 1.1.12〕

③ 屋内給水工事

●1．給水方式	引込み付近水圧（　）MPa　○水道直結方式　○重力（高置水槽）方式　●加圧送水方式 ○直結増圧方式
2．水槽類	○ＦＲＰ製　○ステンレス製（○一体型　○組立型　○単板構造　○保温構造） タンク本体は、地震力及び地震力によって生ずるスロッシングによって損傷を起こさないような強度を有するものとする。　２ｍ以上は内外はしごけ。　マンホールは内蓋及び南京錠付。〔 標P-266 1.4.1,標P-303 2.2.4, 図P-70～79〕
3．ポンプ付属品	フート弁本体は、ステンレス製・樹脂製又は青銅製とする。〔 標P-252～260〕
4．ポンプ電動機	屋外：全閉防まつ形、屋内：（多湿箇所）全閉防まつ形、（その他）防滴保護形〔 標P-252 1.2.1〕
5．ボールタップフロート	○銅板製　○耐食性のある樹脂等　○ステンレス製　〔 標P-49 2.2.20〕

④ 屋外給水工事

●1．継手材	管端防食継手とし、継手受口の陥開には専用テープを使用すること。 （ゴムリング方式は不可）〔 標P-36 2.1.2.5〕
2．量水器	親メーター（○貸与　○買取り）　子メーター（○貸与　○買取り）　○集中検針盤 給水装置に使用する場合は、水道事業者の承認を受けたものとすること。〔 標P-48 2.2.16〕
3．量水器桝	呼び径３２までＭＣ－１（４３０×３１０×５５０Ｈフタ厚Ｂ－１）、呼び径４０～６５までＭＣ－２（７１０×５１０×７５０Ｈフタ厚Ｂ－２小型）とする。呼び径８０からはＭＣ－３（１１００×７１０×７５０Ｈフタ厚Ｂ－３小型）とする。〔 標P-293 1.8.4, 図P-92〕
●4．仕切弁桝	呼び径２５までＶＣ－Ｐ、呼び径４０までＶＣ－１（１８０×１８０フタＢ１）、呼び径５０～８０までＶＣ－３（３００×３００フタＭＨＡ－Ｐ３００）とする。 呼び径１００からはＶＣ－５（４５０×４５０フタＭＨＡ－Ｐ４５０）とする。〔 標P-293 1.8.2, 図P-91〕
●5．弁桝・量水器の固定	舗装部分以外に設置する弁桝、量水器桝については、コンクリート巻きにて固定のこと。 桝と蓋とは鎖でつなぐこと（鎖は溶融亜鉛めっき仕上げまたはステンレス製）
●6．伸縮ジョイント	銅管とビニル管の接続箇所には、エラス（又はフリー）ジョイントを使用する。

⑤ 屋内排水工事　〔 標P-40～P-42 、標P-63 2.4.8〕

1．洗面器等の排水管	洗面器および手洗器に直結する排水立管寸法は器具トラップよりワンサイズアップとする。
2．床上排除口直下の曲管	汚水系統に取り付ける床上排除口直下の曲管は９０°長曲管とする。
●3．器具との接続	原則として配管接続とする。（ジャバラ・簡易ゴム接続は不可、専用アダプター使用のこと）
4．通気金物　排水通気弁	通気金物　○アルミ（耐食性）　○ビニル製　排水通気弁　○屋内型　○屋外型
5．床排水トラップ	トラップ桝は原則として、樹脂製とする。〔 標P-291 1.7.3〕

⑥ 屋外排水工事　〔 標P-293～P-294〕〔 標P-39 2.1.2.6〕

1．マンホールふた	○鋳鉄製（ＯＭＨＡ形　ＯＭＨＢ形　ＯＭＨＤ形）名称入り蓋、鎖付とする。 （鎖は溶融亜鉛めっき仕上げまたはステンレス製）〔 図P-36〕
2．汚水・雑排水桝	既製コンクリート桝使用可。深さ１．２ｍを超える桝には足掛金物（巾与１５０以上 防錆処理）を取り付けること。〔 図P-93～98〕
●3．小口径桝	塩ビ製　○防護蓋Ｔ－８（内蓋付き）　○塩ビ蓋ミカゲ（ＳＵＳ鎖共） ○コンクリート巻（蓋呼び径＋２００）角×１５０ｈ

⑦ 給湯工事　〔 標P-36～P-39〕

1．貯湯槽の材質	○ＳＵＳ４４４製　○ステンレス鋼板製（電気防食装置付） ○ステンレスクラッド鋼板製（電気防食装置付）　○鋼板製　〔 標P-271 1.4.3, 図P-78,79〕
2．膨張水槽の保温	ロックウール２号　５０ｔ、外装はステンレス鋼板（０．３ｔ）
3．瞬間湯沸器	耐塩処理（●要　○不要）　配管カバー（●４５０ｈ　○　　）　吹出口は歩行面＋2,000以上 ○設定温度５０℃以下（ガス瞬間湯沸器のダイレクト着火方式で離島の場合）

⑧ 消火工事　〔 標P-36～P-39〕

1．屋内消火栓箱	○１号　　ホース掛型とする。　鋼製ｔ＝１．６mm　操作方法表示付き ○易操作性１号　　日本消防検定協会の鑑定証票が貼付されたもの ○２号　　○広範囲型２号　〔 標P-273 1.5.2 ,図P-80～89〕
2．消火栓開閉弁	４５°回転型で１．０ＭＰａ型とする（ＪＩＳ規格）。　○一般型　○定圧定流量型
3．ポンプ付属品	フート弁本体は、ステンレス製・樹脂製又は青銅製とする。〔 標P-259 1.2.8 . 図P-180〕
4．消火管の保温	屋内は原則保温不要。屋外は保温とする。

⑨ ガス工事　〔 標P-308～319 、図P-181,182〕

1．種類	○都市ガス（発熱量　ＭＪ／ｍ　）　●液化石油ガス（プロパンガス）発熱量50.2MJ/kg
2．ガスメータ	マイコン型　●貸与品　〔 標P-311 2.2.1.3 , 標P-317 3.1.3.4〕
3．充填容器等	○プロパン庫　○集合装置＋転倒防止鎖（鎖はステンレス製）　○バルク貯槽
4．ねじ接合材	ガス配管専用のペーストシール剤を使用すること。
5．継手材	外面ライニング鋼管継手の受口隙間は専用テープで充填すること。 器具接続以外にユニオン継手は使用しないこと。
6．絶縁継手	外部から建物内へ引き込まれる箇所の付近の露出配管部に絶縁継手を設ける。〔 標P-313 2.2.5〕
7．施工	有資格者の責任施工とする。使用材料についてはガス事業者の規定に準ずる。

10．浄化槽工事　〔 標P-333～351〕

1．型　式	建設省告示１２９２号（最終改正第１５４号）に指定する構造とする。 処理対象人員・処理水量・処理方式については、図示による。
2．マンホールふた	○ＭＨＡ型　○ＭＨＢ型　○縞鋼板（４．５ｔ）　○標準ＦＲＰ　○耐荷重ＦＲＰ ※メーカー標準を除き全てボルトロック式とする。 鋼板製のふたについてはメンテナンスを考慮し、分割を検討する。取手付　〔 標P-346 2.1.27〕
3．金物類	支持金物、ボルトナット、その他すべてステンレス鋼製（ＳＵＳ３０４）又は、溶融亜鉛めっき仕上げ品とする。
4．ユニット型浄化槽の埋戻し	槽内に半分程度注水の後、良質土にて深さ１／３程度ずつ周囲を均等に突固め水締めを行う。〔 標P-350 3.2.1〕
5．標識の掲示	浄化槽工事現場に国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げること。（浄化槽法第３０条）
6．浄化槽設備士の立会い	浄化槽設置に係る各工程に、浄化槽設備士が立会い確認している状況を、写真に残すこと。 「浄化槽工事の技術上の基準」に基づき施工することと、浄化槽設備士の立会写真を含む工程写真を整備すること。

⑩ 空気調和工事・換気工事・排煙工事

1．設計条件	外気		室内					
			一　般　系　統		（　　）系　統			
	温度（ＤＢ）	湿度（ＲＨ）	温度（ＤＢ）	湿度（ＲＨ）	温度（ＤＢ）	湿度（ＲＨ）		
夏季	℃	%	℃	%	℃	%		
冬季	℃	%	℃	%	℃	%		

2．ばい煙濃度計	電源はバーナー電源（２次）側より取出すものとして配管配線を含む。〔 標P-114 1.1.3〕
3．ばいじん量測定孔	○煙導の直線部に径８０φの孔　〔 標P-114 1.1.2〕
4．煙道	鋼板厚３．２mm以上　〔 標P-114 1.1.2〕
5．ダクト	風速（○低圧　○高圧１　○高圧２） ○アングル工法　○コーナーボルト工法（共板・スライド）　〔 標P-186 ～ 195〕 フランジ部のダクト端折り返しは５mm以上とし、ダクト折り返し部の四隅にはシールを施す。〔 標P-210 2.2.2.2 ～ 標P-211 2.2.2.3〕 厨房、浴室などの多湿箇所の排気ダクトは、その継目及び継手を外面よりシール材でシールを施し、必要により水抜管を設ける。〔 標P-210 2.2.1,図P-154～155〕 ※シール材：シリコンゴム系又はニトリルゴム系を基材としたもので、ダクト材質に悪影響を与えないものとする。〔 標P-186 1.14.2.6〕
6．フレキシブルダクト	建築基準法施行令第１０８条の２の規定により、不燃材料の規定を受けたもので、十分な可とう性と耐圧強度及び耐食性を有するものとし、空調用の場合、断熱材付のものとする。〔 標P-194 1.14.9 , P-211 2.2.5.3〕
7．ダクトテープ	ＪＩＳ Ｈ ４１６０に準ずるアルミニウム箔（厚さ０．０５mm以上）の片面に樹脂系接着剤を塗布したテープ状のものとする。 布製テープは不可とする。〔 標P-186 1.14.2.5〕
8．風量測定口	取付箇所（○送風機に近接した部分　○外気取入付近　○取付を図示されたダンパー近接部分） ※取付辺３００以下は１個、３００を超え７００以下は２個、７００を超えるものは３個とする。〔 標P-212 2.2.5.5〕
9．チャンバー	消音内貼を施す。〔 標P-193 1.14.6〕 ○ＳＡ・ＲＡ　　○ＯＡ・ＥＡ　〔 標P-210 2.2.5.1〕
10．配管材料	膨張管、空気抜管及び膨張タンクよりボイラへの給水管は、配管用炭素鋼鋼管（白管）とする。
11．機器類の基礎	パッケージ型空調機室外機　○防振パット○簡易防振（ゴム被覆ばね）○専用防振架台（ばね） 防振パットは厚さ１５mmとする。〔 標P-201 2.1.1 図P-134～137〕
12．吹出口及び吸込口	原則としてアルミニウム製とする。〔 標 P-196 1.15.3～1.15.4〕
13．温度計	標準仕様書によるほか、下記の箇所に取付ける。 ○温水ボイラの温水入口 ○空気調和機廻りの給気風道、還気風道及び外気風道　〔 標 P-54 2.3.2〕 ○冷温水管寄せ（往）及び冷温水管寄せ（還）の各還り管　〔 標 P-195 1.14.14〕
14．瞬間流量計及び流量測定口	標準仕様書によるほか、下記の箇所に取付ける。　○瞬間流量計　○流量測定口 ・冷凍機の冷水出口　・ボイラ又は熱交換器の温水出口　・冷温水管寄せの各還り管 ※測定用タッピングは３２φビニー管流量計用とする。〔 標 P-56 2.3.8〕
15．膨張水槽の保温	ロックウール保温板（２号）２５ｔを使用し、外装はステンレス鋼板０．３ｔとする。〔 標 P-83 3.1.2 〕〔 標 P-87 3.1.4〕
16．ダクトフランジの保温	フランジ部は保温材２枚重ねとする。または、フランジ高さ＋１０mmとする。〔 標 P-87 3.1.4〕
●9．換気方式	○第１種　○第２種　●第３種
18．パイプフード	○深型　○浅型　○ステンレス ○着脱式防虫網付き　○ガラリ付き
●19．パッケージ型空調機	耐塩処理（○要　○不要）　ＪＲＡ耐重塩害仕様 （日本冷凍空調工業会標準規格）（ＪＲＡ９００２－１９９１）（空調機器の耐塩害試験基準）
●20．耐震支持	吊り長さ250mm以上の機器は耐震支持を取る。

●21．保温工事　〔 標 P-83　監 P-273〕

●1．保温仕様	保温材、外装材及び補助材の材料仕様は、標準仕様書による。　〔 標　P-83　表2.3.1〕 管及びダクト類の外装材は図示によるものとし、保温材は図示がない場合は以下を標準とする。 給水管、排水管、消火管、冷水管、冷温水管　：ポリスチレンフォーム保温材 給湯管、温水管、一般ダクト　：グラスウール保温材 防火区画等貫通個所、蒸気管、排煙ダクト、煙道　：ロックウール保温材

●22．各種試験、調整

●1．給水設備　給湯設備	（1）給水装置に該当する管は、水道事業者の規定圧力。ただし、最小｛鋼管１．７５ＭＰａ（１７．５ｋｇｆ／ｃ㎡）、ビニール管１．０ＭＰａ（１０ｋｇｆ／ｃ㎡）｝とする。 （2）揚水管、圧送管は当該ポンプの全揚程に相当する圧力の２倍の圧力。 ｛最小０．７５ＭＰａ（７．５ｋｇｆ／ｃ㎡）｝ （3）高置水槽以下の配管は、静水頭に相当する圧力の２倍の圧力。 ｛最小０．７５ＭＰａ（７．５ｋｇｆ／ｃ㎡）｝　〔 標 P-81 2.9.3〕 （4）器具取付後の水圧試験　・住戸内給水管（但し、水道メーター以降とする。） ｛０．７５ＭＰａ（７．５ｋｇｆ／ｃ㎡）｝ （5）飲料水用タンク設置の場合端末において遊離残留塩素が０．２mg／Ｌ以上検出されるまで消毒を行う。（１m3に付き２ｃｃ｛１０%希釈液の場合｝）　〔 標 P-56 2.4.1〕 （6）水圧試験の保持時間は最小６０分とする。　〔 標 P-81 2.9.3〕
2．消火設備	消防用設備等の機能等についての試験基準に基づく外観試験及び性能試験を行う。 各消火ポンプに連結される配管は、当該ポンプの締切圧力の１．５倍の圧力とする。〔 標 P-81 2.9.5〕
3．ガス設備	（1）液化石油ガス設備の気密試験は、高圧側１．５６ＭＰａ、低圧側８．４ｋＰａ以上１０．０ｋＰａ以下とする。　〔 標 P-319 3.2.6〕 （2）ガス器具等と接続されているガス管ついては、ガス器具等直近部のガス栓を閉めて上記（１）の気密試験を行うこと。 （3）漏えい試験は、ガス器具等直近部のガス栓を開いて使用圧力以上４．２ｋＰａ以下の圧力で実施すること。 （4）都市ガス等の気密試験・漏えい試験は、ガス供給事業者の規定に基づく方法・圧力とする。
4．浄化槽設備	槽の水張り、配管、各機器の動作、通水・総合運転試験を行うこと。 24時間満水試験は、開始時と終了時の日時と水位が確認できる写真を整備すること。〔 標 P-348 2.2.2〕

改修後　空調設備　機器表

記号	名称	数量	仕様	電気容量 機器	φ	V	冷房 kw	暖房 kw	低温 kw	階数	設置場所	台数	備考
EHP A,B	空冷ヒートポンプ パッケージエアコン	2	天井吊形　標準タイプ	圧縮機			1.18			1	特別支援室	1	
	P63		冷房能力:5.6kw(2.6~6.3)　暖房能力:6.3kw(2.9~8.0)	室内機送風機			0.091			1	スタジオ	1	
			冷媒管:6.4φ/12.7φ　室内機:31.0kg　室外機:41.0kg	室外機送風機			0.050						
			標準パネル、ワイヤードリモコン、ドレンアップ、転倒防止金具、ブロック基礎、防護フェンス、標準付属品共	消費電力	1	200	1.68	1.63	2.80				
					3	200							

※　パッケージエアコンの定格能力及び定格消費電力は、JIS B 8616 に規定された定格条件による。
※　電源仕様は必守とし、消費電力は参考値とする。
※　室内機にはドレンアップを設置すること。
※　室内機の吊ボルトには水平振れ止め支持をとること。
※　冷媒種類：Ｒ３２。
※　電源周波数は、６０Ｈｚとする。

改修後　換気設備　機器表

記号	名称	数量	仕様	消費電力 φ	V	kw	フード 種別	FD無し	FD付き	階数	設置場所	24時間換気
EF 1	壁付換気扇	1	格子タイプ　φ250	1	100	0.038	SUS既製品	○		1	特別支援教室	○
			528m3/h x 35Pa(弱運転)									
			スイッチ(照明に組込)									

換気風量計算書

室状況 階	番号	室名	居室	換気方式 1種	2種	3種	床面積 Af(m2)	天井高 H(m)	室容積 Q(m3)	①換気回数 V=n･Q n 回/h	V m3/h	②人員密度 V=20・Af/N N m2/人	Af/N 人	V m3/h	設計風量 m3/h	③火気使用の換気V=KQ ④電化厨房の換気V=30Q 燃料の種類	Q=燃料 KW	フード形式	C 定数	K= 0.93	V m3/h	⑤シックハウス対策常時換気 法風量 室容積	回/h	m3/h	比較風量 法定	設計	判定 回数 (回/h)	設計風量 m3/h
1					○		32.4	2.7		5	437			30.0									0.3				OK	

① 空調･衛生工業会規格 「HASS 102 1972」による
② は建築基準法第28条第2項、令20条の2、令第129条の2の6による
③ は建築基準法28条第3項、法第68条の26、令第20条の3第2項、昭45建告第1826号による
⑤ は建築基準法28条第2、令第20条の4～7、平14国土告第1112号、1113号、1114号、1115号、及び　平15国土告第273号、274号による

衛　生　機　器　表

記号	名称	仕様	台数	電気特性 Φ	V	kw	設置場所
WHE-1	電気温水器（適温出湯タイプ）	床置き型	1	1	200	1.5	(135)
		湯上温度 75℃(飲用・洗い物両用)　貯湯量 12L					
		給湯コントローラー(ウィークリータイマー、自動湯水切替機能付)					
		膨張水排出装置、止水栓,給水用フレキ管,脚固定金具,混合水栓共,他付属品一式					

衛　生　器　具　表

	名称	仕様	合計	特別支援教室
L1	ステンレス製流し台１槽式 建築工事(配管接続は本工事)	1500 x 600D x 800H	1	
T1	台付ｼﾝｸﾞﾙ混合水栓	電温付属品対応とする	1	
C1	掃除口付床置床排水汚物流し	セット品番:S-207LM1NFRP オートフラッシュC:TES46MR	1	

排　水　桝　リ　ス　ト

記号	名称	仕様	GLからの管底深さ	型式	蓋	個数	備考
1	小口径汚水桝	200φ　×　150A	630	90Y	樹脂製蓋	1	

配　管　リ　ス　ト

記号	名称	仕様	備考
—･—	給水管	一般：一般配管用ｽﾃﾝﾚｽ鋼鋼管（SU） 埋設・耐衝撃性硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管（HI-VP）	JIS G 3448 JIS K 6742
—I—	給湯管(往)	一般：一般配管用ｽﾃﾝﾚｽ鋼鋼管（SU）	JIS G 3448
—<—	汚水管	一般：耐火二層管（内管VP） 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	JIS K 6741
———	雑排水管	一般：耐火二層管（内管VP） 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)	JIS K 6741

特記事項

屋外露出及び多湿箇所の支持金物はｽﾃﾝﾚｽ製又は鋼製（溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上げ）とし、ﾎﾞﾙﾄ･ﾅｯﾄ類は全てｽﾃﾝﾚｽ製とする。
室内・室外機及びﾘﾓｺﾝｽｲｯﾁには各々適切な場所に室名、記号を表示すること
空調機室内外ﾕﾆｯﾄ間の連絡電線・電源線・ｱｰｽ線は冷媒管に同時巻き込みとする。
制御線・リモコン線は採用メーカーの仕様に合わせること

空調・換気設備　凡例

記号	名称	仕様
R1	冷媒管	6.35φ(保温10mm)+12.7φ(保温20mm)
D	ドレン管	硬質塩化ビニル管（VP）
A	制御線	EM-CEE1.25sq-2C（天井内ころがし・管内）
B	室内外渡り配線	EM-CEE2.0sq-4C（冷媒管共巻）
R	室調用個別リモコン	

※　電気容量及び冷媒管サイズは参考とする。
※　冷房能力はＪＩＳ条件とする。
※　室外機から室内機への制御配線は冷媒管に添架する。
※　冷媒配管の液管の保温厚は１０mm、ガス管側は２０mmとする
※　屋外冷媒管外装はステンレスラッキングとする。
※　換気用フードはステンレス製深型フードとする。

空調機工事区分表

工事内容	本工事	電気	建築工事
空調機用ﾘﾓｺﾝｽｲｯﾁ	○		
空調機用ﾘﾓｺﾝｽｲｯﾁ用配線	○		
空調機用ﾘﾓｺﾝｽｲｯﾁ用配管	○		
空調室内外機用操作・電源線　ｱｰｽ線	○		
機器１次側電源・ｱｰｽ（2次側は本工事）	○	○	
天井点検口			○
天井開口・開口補強			○
足場工事			○

リモコンスイッチ取付け施工要領図

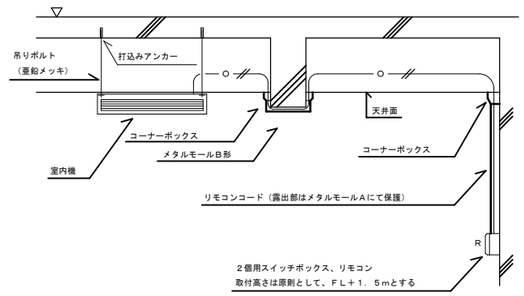

冷媒管の同時巻防露施工要領（屋内外露出）

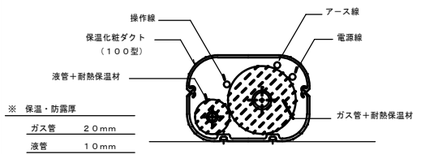

冷媒管、ドレン管の同時巻防露施工要領（屋内外露出）

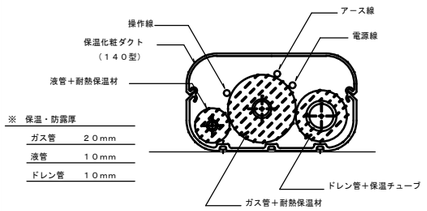

冷媒管の同時巻防露施工要領（屋内隠蔽）

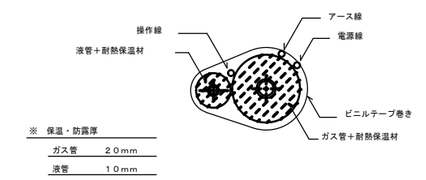

室外機基礎固定部分詳細図

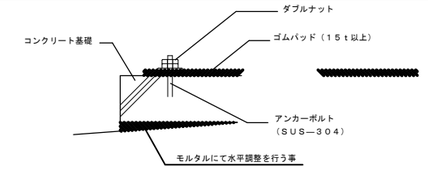

室外機設置施工要領図

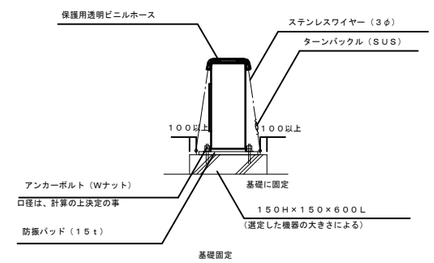

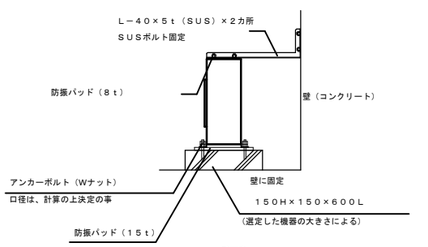

変更事項

検図	担当	製図

株式会社　遊心設計
一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号）
管理建築士登録番号１級建築士第200075号　蜷川洋幸
鹿児島県鹿屋市川東町7048-38　PHONE（代）0994-40-2782

工事名	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事	図面番号
図名	機械設備　機器表　器具表　凡例	M-02
縮尺	S=1/100 1/200	DATE

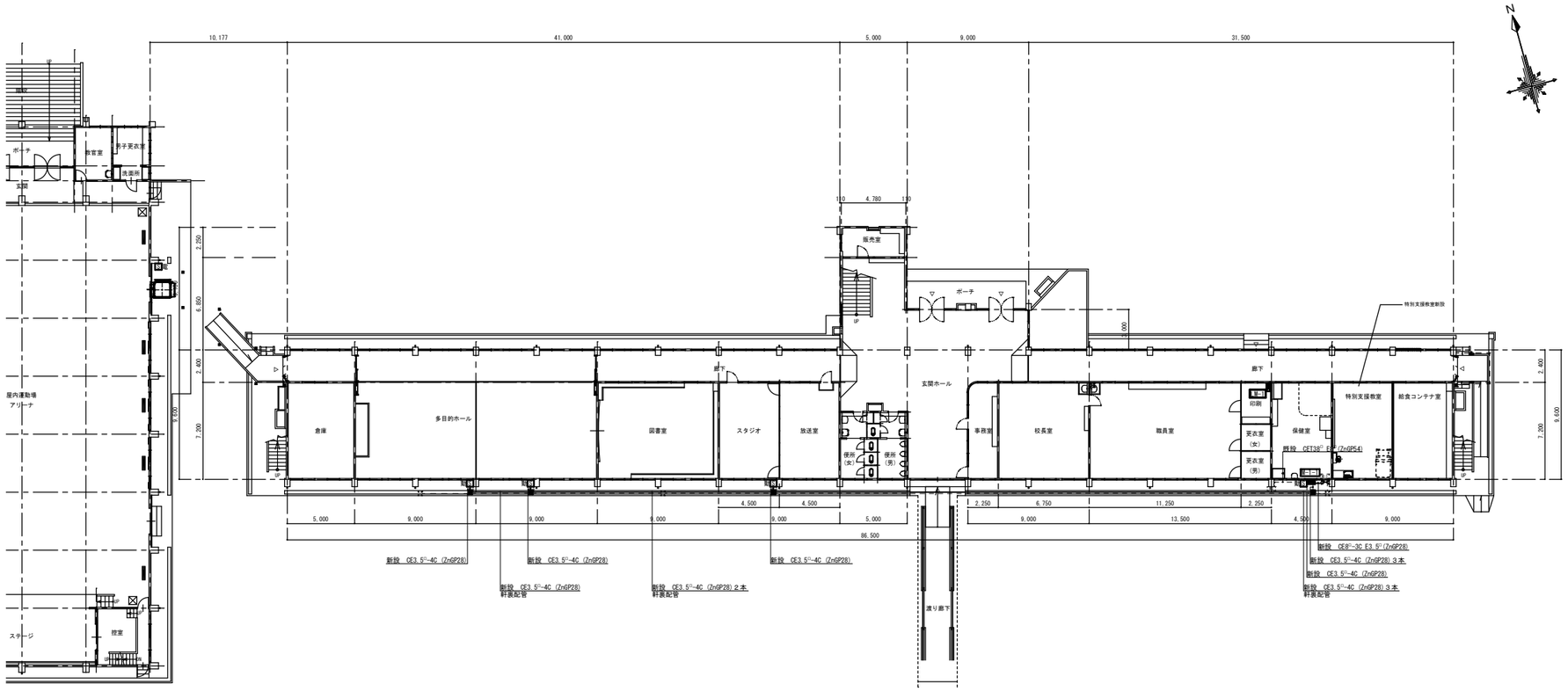

改修後１階平面図　S=1/200

注記）１．図中、━━━ 太線の配管は撤去・新設とする。
２．図中、ー　ー 破線の配管は既設利用とする。
３．図中、—□— は既設管接続箇所を示す。
４．図中、⊪—— はプラグ止めを示す。

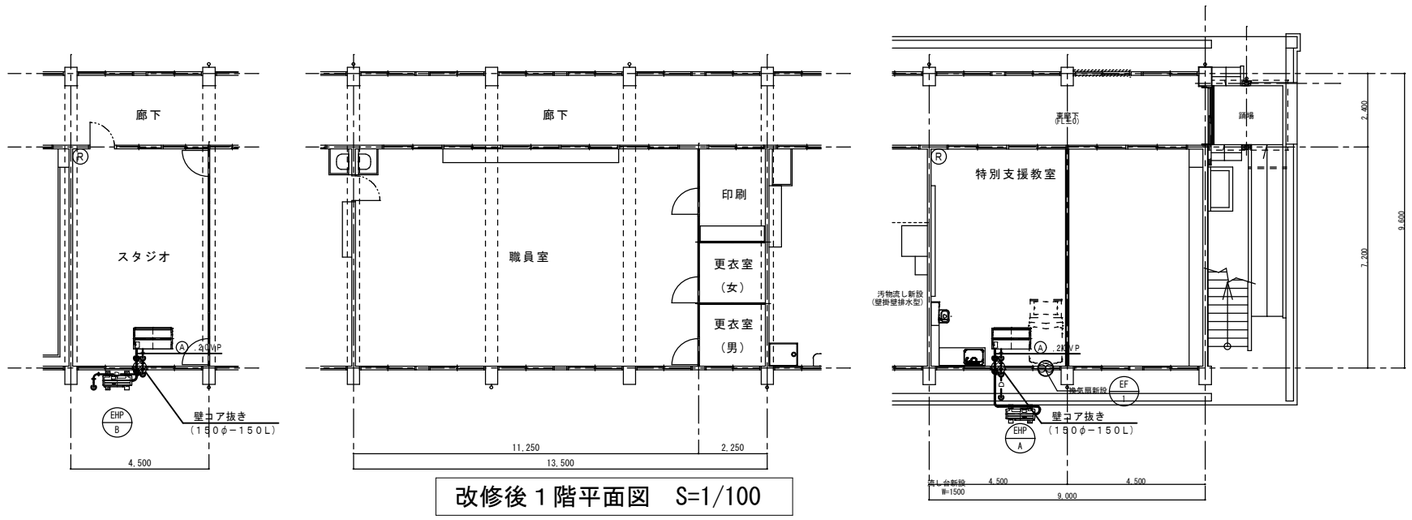

改修後１階平面図　S=1/100

注記）１．図中、━━━ 太線の配管は撤去・新設とする。
２．図中、ー　ー 破線の配管は既設利用とする。
３．図中、—□— は既設管接続箇所を示す。
４．図中、⊪—— はプラグ止めを示す。

冷媒配管サイズ表

記号	配管径
Ⓐ	6．4φ −12．7φ

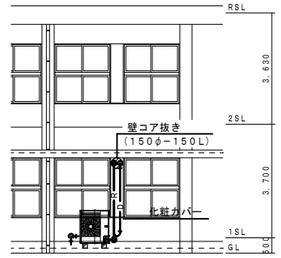

改修後立面図　S=1/100

注記）１．図中、━━━ 太線の配管は撤去・新設とする。
２．図中、ー　ー 破線の配管は既設利用とする。
３．図中、—□— は既設管接続箇所を示す。
４．図中、⊪—— はプラグ止めを示す。

変更事項	検図	担当	製図	株式会社 遊心設計	工事名	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事	図面番号
				一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号） 管理建築士登録番号１級建築士第200075号 蜂川洋幸 鹿児島県鹿屋市川東町7048-38 PHONE (代) 0994-40-2782	図名	空調換気設備図	M-03
					縮尺	S=1/100 1/200	DATE 26／11／25

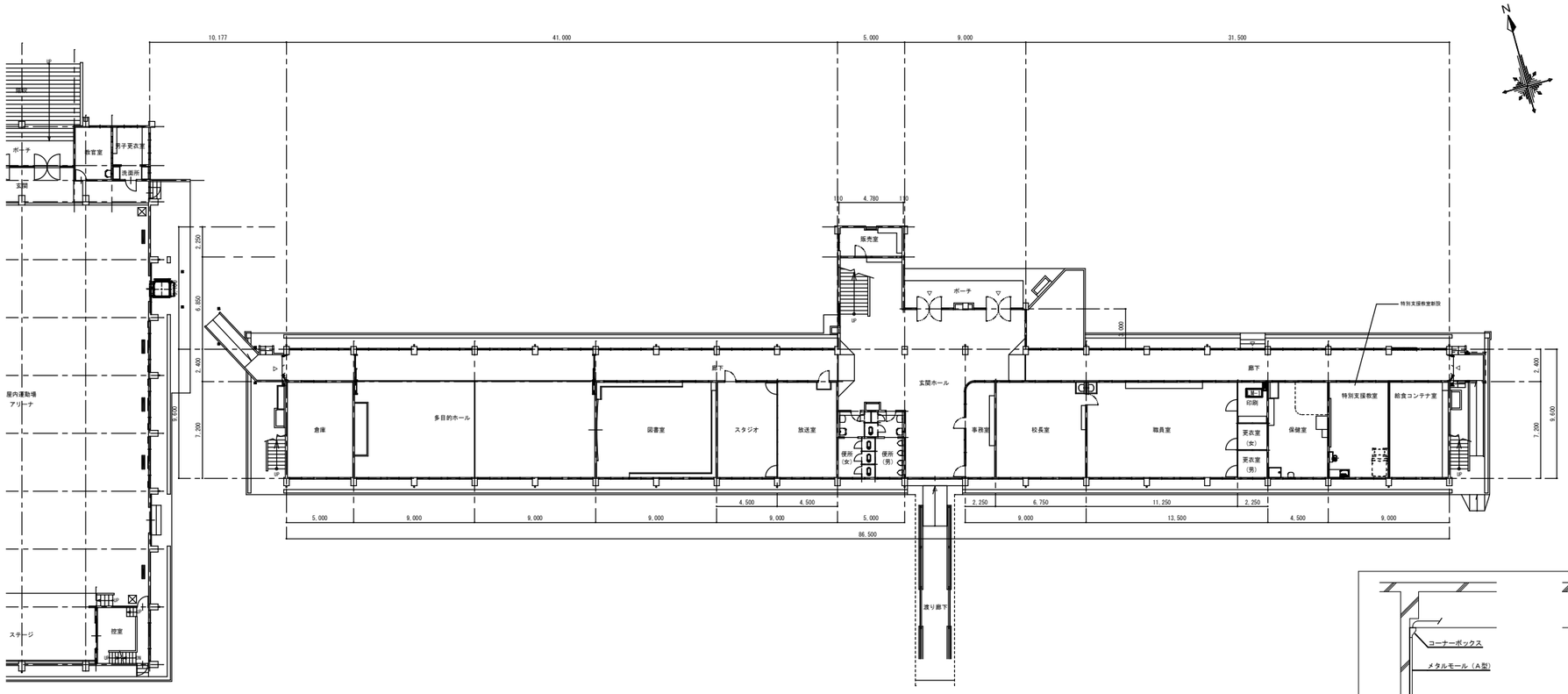

改修後１階平面図　S=1/200

注記）１．図中、━━━ 太線の配管は撤去・新設とする。
２．図中、ー　ー 破線の配管は既設利用とする。
３．図中、—□— は既設管接続箇所を示す。
４．図中、⊪—— はプラグ止めを示す。

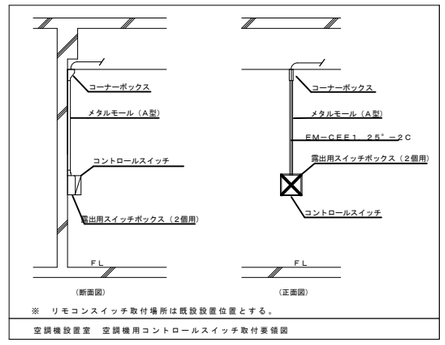

※　リモコンスイッチ取付場所は既設設置位置とする。

空調機設置室　空調機用コントロールスイッチ取付要領図

電線・ケーブル	電線管（ＺｎＧＰ）	施工区分	
Ⓡ—o— （空調用リモコン）			
ＥＭ−ＣＥＥ１．２５″−２Ｃ	———	（コロガシ）	天井内
ＥＭ−ＣＥＥ１．２５″−２Ｃ	———	（モール内）	屋内露出部
Ⓡ—··— （空調集中リモコン）			
——··—— （集中制御線）			
ＥＭ−ＣＥＥ１．２５″−２Ｃ	———	（コロガシ）	天井内
ＥＭ−ＣＥＥ１．２５″−２Ｃ	———	（モール内）	屋内露出部
ＥＭ−ＣＥＥ１．２５″−２Ｃ	（２８）	（管内）	立ち上げ部
ＥＭ−ＣＥＥ１．２５″−２Ｃ	（２２）	（管内）	屋外露出部
—— ー —— （操作電源線）			
ＥＭ−ＣＥＥ１．２５″−２Ｃ	———	（冷媒管同時巻込み）	室外機～室内機間渡り
ＥＭ−ＣＥ２．０″−３Ｃ（電源線）	———	（冷媒管同時巻込み）	室外機～室内機間渡り
ＩＥ−１．６″（アース線）	———	（冷媒管同時巻込み）	室外機～室内機間渡り
☒ プルボックス	（ＳＵＳ）１５０×１５０×１００		
⊘ コア抜き			
△ 天井点検口	４５０×４５０（開口補強共）		

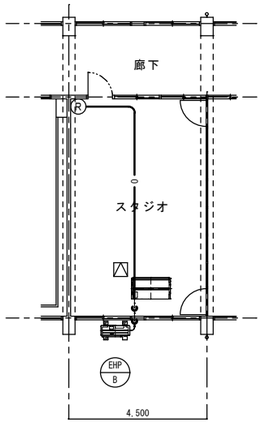

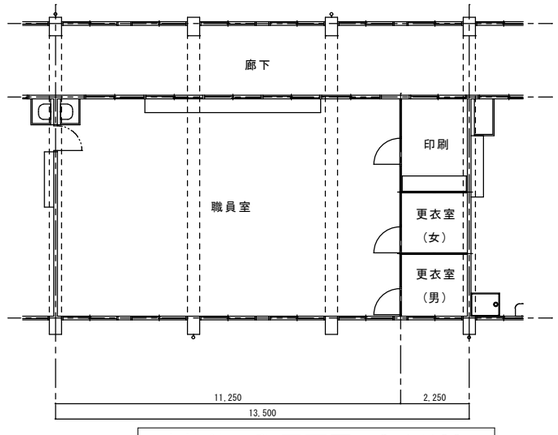

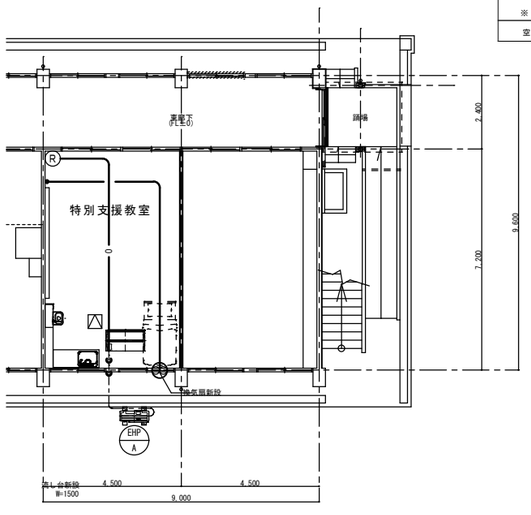

改修後１階平面図　S=1/100

注記）１．図中、━━━ 太線の配管は撤去・新設とする。
２．図中、ー　ー 破線の配管は既設利用とする。
３．図中、—□— は既設管接続箇所を示す。
４．図中、⊪—— はプラグ止めを示す。

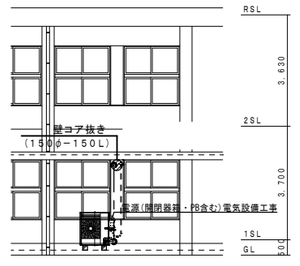

改修後立面図　S=1/100

注記）１．図中、━━━ 太線の配管は撤去・新設とする。
２．図中、ー　ー 破線の配管は既設利用とする。
３．図中、—□— は既設管接続箇所を示す。
４．図中、⊪—— はプラグ止めを示す。

変更事項		検図	担当	製図	株式会社　遊心設計	工事名	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事	図面番号
					一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号） 管理建築士登録番号１級建築士第200075号　蜷川洋幸 鹿児島県霧島市川東町7048-38　PHONE（代）0994-40-2782	図名	空調換気設備図（自動制御図）	M-04
						縮尺	S=1/100 1/200	DATE

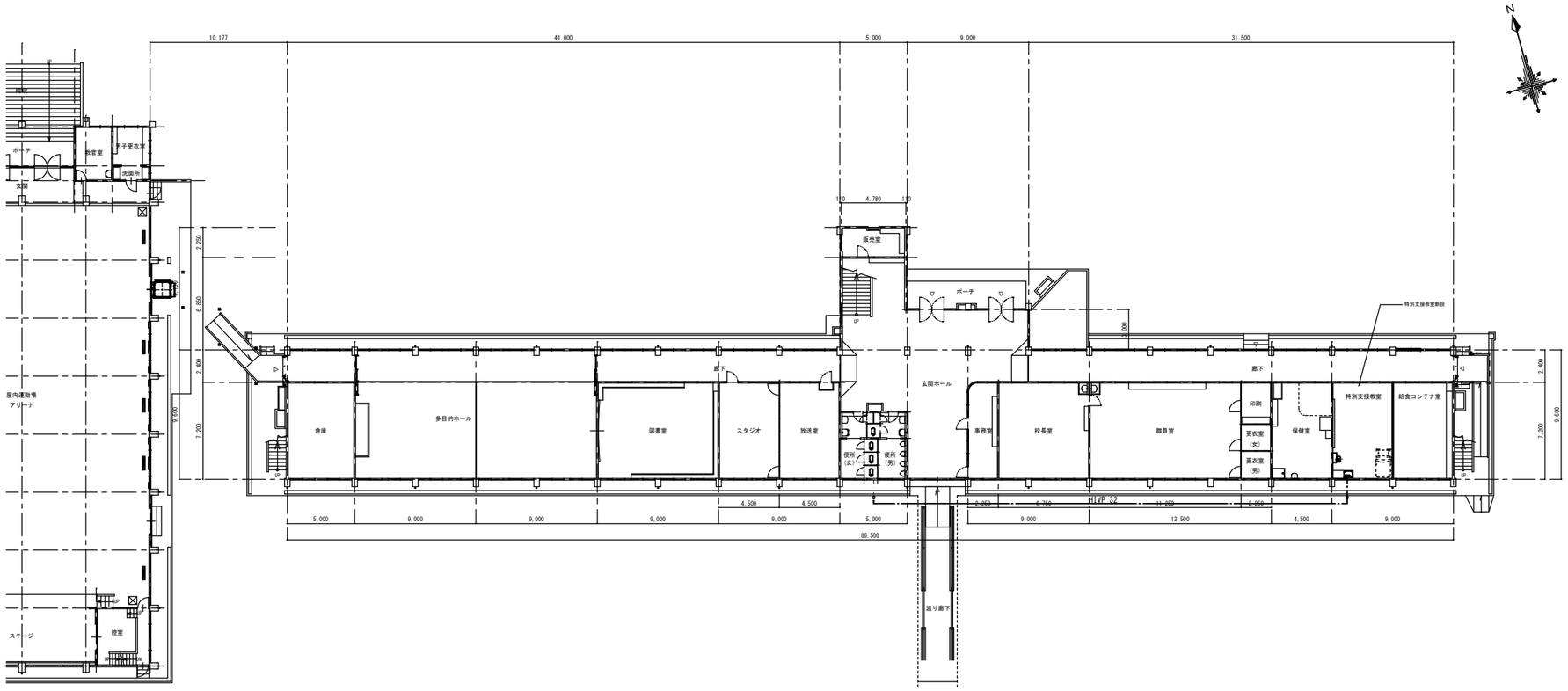

改修後１階平面図　S=1/200

注記）１．図中、━━━ 太線の配管は撤去・新設とする。
２．図中、ー　ー 破線の配管は既設利用とする。
３．図中、—□— は既設管接続箇所を示す。
４．図中、⊪—— はプラグ止めを示す。

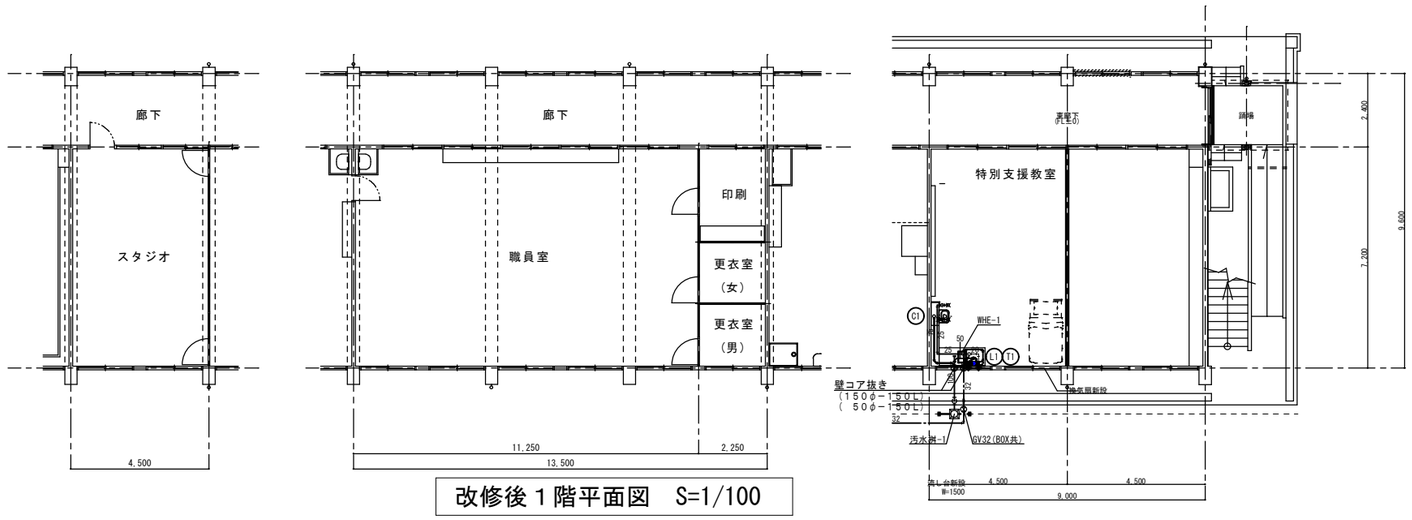

改修後１階平面図　S=1/100

注記）１．図中、━━━ 太線の配管は撤去・新設とする。
２．図中、ー　ー 破線の配管は既設利用とする。
３．図中、—□— は既設管接続箇所を示す。
４．図中、⊪—— はプラグ止めを示す。

変更事項	検図	担当	製図	株式会社 遊心設計	工事名	令和８年度　田代中学校バリアフリー化ほか改修工事	図面番号
				一級建築士事務所（鹿児島県知事登録1-5-177号） 管理建築士登録番号１級建築士第200075号 蝉川洋幸 鹿児島県鹿屋市川東町7048-38 PHONE (代) 0994-40-2782	図名	給排水衛生設備図	M-05
					縮尺	S=1/100 1/200	DATE